

官報

号外
平成十八年十二月十三日

○第百六十五回 参議院會議録第十九号（その一）

平成十八年十二月十三日（水曜日）

午前十一時一分開議

○議事日程 第十九号

平成十八年十二月十三日

午前十時開議

第一 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院提出）

第三 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院提出）

第四 建築士法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院提出）

第五 観光立国推進基本法案（衆議院提出）

第六 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院提出）

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長（扇千景君） これより會議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

平成十八年十二月十三日 参議院會議録第十九号（その一）

国家公務員等の任命に関する件 政治資金規正法等の一部を改正する法律案

よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君） 次に、原子力委員会委員長、同委員のうち伊藤隆彦君及び公安審査委員会委員のうち藤村輝子君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百十五
反対 十五

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君） 次に、原子力委員会委員のうち田中俊一君及び宇宙開発委員会委員長の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 二百二十六
反対 六

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君） 次に、公安審査委員会委員のうち東谷隆夫君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百二十四
反対 九

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君） 日程第一 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長谷川秀善君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔谷川秀善君登壇、拍手〕

○谷川秀善君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第六十四回国会に衆議院に提出され継続審査となつておりましたが、今国会に入り修正議決され、本院に提出されたものであります。

その内容は、証券取引所に五年以上継続して上場している日本法人からの政治活動に関する寄附に關し、外資規制を見直すほか、政治資金収支報告書の要旨の公表期限を定める等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、個人献金を重視した政治資金規正の流れと本法律案との整合性、寄附受領に際し、証券市場への上場を基準とする根拠、五年以上継続上場している日本法人に限り、寄附を認めることにした理由、要旨公表前に収支報告書の開示決定を行わないことの妥当性、都道府県公表の収支報告書について、インターネット公開を行う必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、日本共産党を代表して仁比聡平委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 二百十七

反対 十四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長伊達忠一君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔伊達忠一君登壇、拍手〕
○伊達忠一君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、外国為替及び外国貿易法第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に対して経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、一、我が国の輸入禁止措置が北朝鮮経済へ及ぼす影響、一、北朝鮮原産品の迂回輸入防止策、一、北朝鮮をめぐる情勢と今後の北朝鮮経済制裁の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百三十三
反対 〇

よつて、本件は全会一致をもって承認することになりました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第六十四回国会内閣提出、第六十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長藤原正司君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔藤原正司君登壇、拍手〕
○藤原正司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制

特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、佐田国務大臣、林内閣府副大臣等に対して質疑を行い、また、七名の参事から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、本法律案と道州制及び地方分権改革推進法との関係、憲法九十五條による住民投票実施の必要性、北海道に道州制特別区域制度を導入する意義、本法律案により特定広域団体に移譲される事務事業の内容、事業移譲に際しての人員費等に係る交付金の内訳、道州制特別区域推進本部の会議への北海道知事等の参画、道州制特別区域制度の一般道民及び国民への広報の必要性等でありましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百三十二
反対 百一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 建築士法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 観光立国推進基本法案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長大江康弘君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(大江康弘君登壇、拍手)

○大江康弘君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築士法等の一部を改正する法律案は、建築物の安全性の確保を図るため、一定規模の建築物の設計に当たり、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合性確認の実施、建築士に対する定期講習の受講の義務付け、設計、工事監理業務の再委託の制限、分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる施設の工事の一括下請負の禁止等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本改正による建築士、建築業界に対する信頼回復の可能性、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法適合性確認の実施体制、建築設備士の活用、建築士の業務報酬基準の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、観光立国推進基本法案は、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的理念の定立、国及び地方公共団

体の責務等の明定、政府による観光立国推進基本計画の作成、基本的施策の明示等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法律改正の目的と意義、国内観光需要拡大の必要性、観光振興に資する交通機関の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第六 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長家西悟君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(家西悟君登壇、拍手)

○家西悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録要件の強化や、貸金業協会の認可法人化等による貸金業の適正化、指定信用情報機関制度の創設等による過剰貸付けに係る規制、出資法の上限金利の引下げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、上限金利引下げの効果、過剰貸付け規制の実効性の確保、カウンセリング体制の充実の必要性、貸金業者等に対する監督の強化、信用情報機関等における個人情報情報の保護の徹底、NPOバンクへの例外措置の必要性等について熱心な質疑が行われました。さらに、埼玉県に委員を派遣して地方公聴会を開催いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し十七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員	近藤 正道君	浜田 昌良君
	鰐淵 洋子君	又市 征治君
	谷合 正明君	澤 雄二君
	小泉 昭男君	大田 昌秀君
	遠山 清彦君	浮島とも子君
	山本 香苗君	小池 正勝君
	山本 貞雄君	渡辺 孝男君
	山本 保君	高野 博師君
	福本 潤一君	世耕 弘成君
	鶴保 庸介君	福島みずほ君
	田 英夫君	加藤 修一君
	西田 実仁君	松 あきら君
	弘友 和夫君	山内 俊夫君
	中川 義雄君	山下 栄一君
	山口那津男君	魚住裕一郎君

荒木 清寛君	林 芳正君
浅野 勝人君	武見 敬三君
国井 正幸君	浜四津敏子君
風間 昶君	白浜 一良君
草川 昭三君	木庭健太郎君
南野知恵子君	吉村剛太郎君
山崎 正昭君	溝手 顕正君
若林 正俊君	田村耕太郎君
北川イッセイ君	河合 常則君
関口 昌一君	椎名 一保君
坂本由紀子君	末松 信介君
中川 雅治君	二之湯 智君
野村 哲郎君	川口 順子君
荻原 健司君	岡田 直樹君
秋元 司君	山谷えり子君
柏村 武昭君	山本 順三君
有村 治子君	加治屋義人君
小泉 顕雄君	小齊平敏文君
中村 博彦君	岡田 広君
大仁田 厚君	岸 宏一君
山崎 力君	常田 享詳君
田村 公平君	田浦 直君
岩城 光英君	佐藤 昭郎君
阿部 正俊君	岩永 浩美君
鈴木 政二君	魚住 汎英君
泉 信也君	岩井 國臣君
北岡 秀二君	景山俊太郎君
市川 一朗君	狩野 安君
佐藤 泰三君	尾辻 秀久君
田中 直紀君	清水嘉子君
小野 清子君	鴻池 祥肇君
松田 岩夫君	杏掛 哲男君
片山虎之助君	水落 敏栄君
松山 政司君	藤野 公孝君
長谷川憲正君	神取 忍君
松村 祥史君	亀井 郁夫君
田村 秀昭君	岸 信夫君
吉田 博美君	森元 恒雄君

舩添 要一君	藤井 基之君
福島啓史郎君	愛知 治郎君
西島 英利君	荒井 正吾君
小林 温君	伊達 忠一君
段本 幸男君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	木村 仁君
中島 啓雄君	山本 一太君
山下 英利君	大野つや子君
三浦 一水君	松村 龍二君
保坂 三蔵君	矢野 哲朗君
脇 雅史君	太田 豊秋君
加納 時男君	谷川 秀善君
中原 爽君	橋本 聖子君
青木 幹雄君	陣内 孝雄君
中曾根弘文君	真鍋 賢二君
山東 昭子君	竹山 裕君
櫻井 新君	関谷 勝嗣君
倉田 寛之君	鈴木 陽悦君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	松下 新平君
荒井 広幸君	藤本 祐司君
足立 信也君	那谷屋正義君
白 眞勲君	下田 敦子君
小林 正夫君	柳澤 光美君
喜納 昌吉君	主濱 了君
芝 博一君	池口 修次君
大江 康弘君	若林 秀樹君
平野 達男君	森 ゆうこ君
辻 泰弘君	大塚 耕平君
松井 孝治君	広野ただし君
小川 敏夫君	櫻井 充君
福山 哲郎君	浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君	羽田雄一郎君
加藤 敏幸君	峰崎 直樹君
直嶋 正行君	円より子君
和田ひろ子君	小林 元君
佐藤 道夫君	高嶋 良充君
田名部匡省君	江田 五月君

西岡 武夫君	広中和歌子君
渡辺 秀央君	山下八洲夫君
大石 正光君	郡司 彰君
蓮 舩君	林 久美子君
広田 一君	仁比 聡平君
島田智哉子君	大久保 勉君
前川 清成君	小林美恵子君
松岡 徹君	津田弥太郎君
大塚 直史君	水岡 俊一君
紙 智子君	鈴木 寛君
岩本 司君	榛葉賀津也君
ツギマルテイ君	黒岩 宇洋君
大門実紀史君	井上 哲士君
高橋 千秋君	谷 博之君
藤原 正司君	神本美恵子君
山根 隆治君	緒方 靖夫君
小池 晃君	内藤 正光君
朝日 俊弘君	平田 健二君
家西 悟君	工藤堅太郎君
吉川 春子君	市田 忠義君
今泉 昭君	奥石 東君
築瀬 進君	伊藤 基隆君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
前田 武志君	佐藤 泰介君
柳田 稔君	北澤 俊美君
総務大臣	菅 義偉君
経済産業大臣	甘利 明君
国土交通大臣	冬柴 鐵三君
国務大臣 (内閣府特命担 当大臣(金融))	山本 有二君
国務大臣	佐田玄一郎君
副大臣	内閣府副大臣
法務副大臣	平沢 勝栄君
文部科学副大臣	水野 賢一君
	遠藤 利明君

議長の報告事項	去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	足立 信也君 補欠 内藤 正光君
法務委員	野村 哲郎君 補欠 青木 幹雄君
外交防衛委員	荒木 清寛君 補欠 浜田 昌良君
厚生労働委員	田名部匡省君 補欠 柳澤 光美君
農林水産委員	青木 幹雄君 補欠 野村 哲郎君
経済産業委員	岩本 司君 補欠 松下 新平君
国土交通委員	松下 新平君 補欠 岩本 司君
環境委員	柳澤 光美君 補欠 田名部匡省君
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任	黒岩 宇洋君 補欠 白 眞勲君
谷 博之君	池口 修次君
福山 哲郎君	藤本 祐司君
藤原 正司君	津田弥太郎君
紙 智子君	仁比 聡平君

教育基本法に関する特別委員

辞任 補欠

舛添 要一君 大仁田 厚君

同日衆議院から次の議案が提出された。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆議院第二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第八号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議

院に通知した。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法

律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

地方分権改革推進法案

信託法案

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院におい

てこれを可決した旨の通知書を受領した。

有機農業の推進に関する法律案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院

においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関

する法律案(第百六十三回国会、長妻昭君外六

名提出)

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する

法律を廃止する法律案(第百六十三回国会、長

妻昭君外六名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府における政策決定の補佐を行う政策会議等

に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第三〇号)

歯科疾患総合指導料における文書による情報提

供の「義務化」に関する質問主意書(櫻井充君提

出)(第三二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出日本とエルサルバド

ルの両国関係に関する再質問に対する答弁書

(第二七号)

同日内閣から、左記の者を総合科学技術会議議員

に任命したので、内閣府設置法第三十条第一項

の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書

を受領した。

記

(平成十九年一月五日任期満了の阿部博之の後

任) 相澤 益男

(同日任期満了の柘植綾夫の後任) 奥村 直樹

(同日任期満了による再任) 薬師寺泰蔵

(同日任期満了の黒田玲子の後任) 郷 通子

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員長及

び同委員に任命したので、原子力委員会及び原

子力安全委員会設置法第五條第一項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成十九年一月五日任期満了による再任)(委

員長) 近藤 駿介

(十二月三十一日任期満了の齋藤伸三の後任) 田中 俊一

(委員) (平成十九年一月五日任期満了の町末男の後任)

(委員) 久保木崇子

(十二月三十一日任期満了の木元教子の後任) 松田美夜子

(委員) (平成十九年一月五日任期満了の前田肇の後任)

(委員) 伊藤 隆彦

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に

任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月十七日任期満了の柴田愛子の後任) 後藤 晃

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に

任命したので、公安審査委員会設置法第五條第

一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求

書を受領した。

記

(十二月二十六日任期満了の大川隆康の後任) 東谷 隆夫

(同日任期満了による再任) 藤村 輝子

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員長

及び同委員に任命したので、文部科学省設置法

第十一條第一項の規定に基づき本院の同意を求め

る旨の要求書を受領した。

記

(平成十九年一月五日任期満了の井口雅一の後

任)(委員長) 松尾 弘毅

(松尾弘毅の後任)(委員) 池上 徹彦

(平成十九年一月五日任期満了による再任)(委

員) 野本 陽代

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法

律の一部を改正する法律

地方分権改革推進法

信託法

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

有機農業の推進に関する法律

同日内閣から、イラクにおける人道復興支援活動

及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

第五條の規定に基づくイラク人道復興支援特措法

に基づく対応措置に関する基本計画の変更の報告

を受領した。

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

黒岩 宇洋君 松岡 徹君

法務委員

辞任 千葉 景子君

松岡 徹君

厚生労働委員

辞任 山本 保君

農林水産委員

辞任 小川 勝也君

経済産業委員

辞任 小林 正夫君

環境委員

辞任 小林 元君

草川 昭三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 加納 時男君

真鍋 賢二君

池口 修次君

津田弥太郎君

白 眞勲君

藤本 祐司君

仁比 聡平君

教育基本法に関する特別委員

辞任 大仁田 厚君

浮島とも子君

井上 哲士君

後藤 博子君

同日議長は、次の議員提出案を総務委員会に付託

した。

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関

する法律案(谷博之君外十一名発議(参第二号))

補欠 外添 要一君

山本 保君

仁比 聡平君

亀井 郁夫君

五

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(谷博之君外十一名発議)(参第三号) 同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆第二号) 総務委員会に付託 観光立国推進基本法案(衆第四号) 国土交通委員会に付託 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第一二号) 文教科学委員会に付託 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号) 国土交通委員会に付託 同日委員長から次の報告書が提出された。 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会衆第二〇号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 米原子力施設の原子力災害対策に関する質問主意書(千葉景子君提出)(第三二二号) 矢別別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に関する再質問主意書(紙智子君提出)(第三三三号) エルサルバドルの旧「満州国」承認に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第三四号) 昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 松岡 徹君 補欠 宇洋君 松岡 徹君 補欠 宇洋君 法務委員 小川 勝也君 補欠 千葉 景子君 黒岩 宇洋君 補欠 松岡 徹君 前川 清成君 補欠 池口 修次君			外交防衛委員 辞任 佐藤 道夫君 補欠 藤末 健三君 財政金融委員 辞任 池口 修次君 補欠 前川 清成君 厚生労働委員 辞任 大塚 耕平君 補欠 岡崎トミ子君 農林水産委員 辞任 草川 昭三君 補欠 山本 保君 千葉 景子君 補欠 小川 勝也君 経済産業委員 辞任 小林 元君 補欠 小林 正夫君 藤末 健三君 補欠 佐藤 道夫君 環境委員 辞任 岡崎トミ子君 補欠 大塚 耕平君 小林 正夫君 補欠 小林 元君 山本 保君 補欠 草川 昭三君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 小川 勝也君 補欠 岩本 司君 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辞任 小泉 昭男君 補欠 真鍋 賢二君 坂本由紀子君 補欠 加納 時男君 教育基本法に関する特別委員 辞任 鴻池 祥肇君 補欠 西島 英利君 下田 敦子君 補欠 山根 隆治君 広中和歌子君 補欠 浅尾慶一郎君 福山 哲郎君 補欠 岡崎トミ子君 山本 保君 補欠 浮島とも子君			仁比 聡平君 井上 哲士君 近藤 正道君 福島みずほ君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 厚生労働委員会 理事 浮島とも子君(浮島とも子君の補欠) 同日議長は、次の衆議院提出案を沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)審査報告書 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第百六十四回国会閣法第九〇号)審査報告書 建築士法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書 観光立国推進基本法案(衆第四号)審査報告書 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員荒井広幸君提出教育の基本に関する質問に対する答弁書(第二八号) 参議院議員尾立源幸君提出独立行政法人都市再生機構の経営に関する質問に対する答弁書(第二九号) 同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五條の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。 同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四條第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。			投票者氏名 国家公務員等の任命に関する件(総合科学技術会議議員(相澤益男君、奥村直樹君、葉師寺泰蔵君及び郷通子君)、原子力委員会委員(久保木崇子君及び松田美夜子君)、公正取引委員会委員(後藤晃君)及び宇宙開発委員会委員(池上徹彦君及び野本陽代君)) 賛成者氏名 阿部 正俊君 愛知 治郎君 青木 幹雄君 秋元 司君 浅野 勝人君 荒井 正吾君 有村 治子君 泉 信也君 市川 一朗君 岩井 國臣君 岩城 光英君 岩永 浩美君 魚住 汎英君 小野 清子君 尾辻 秀久君 大仁田 厚君 大野つや子君 岡田 豊秋君 岡田 直樹君 岡田 広君 荻原 健司君 加治屋義人君 加納 時男君 狩野 安君 景山俊太郎君 柏村 武昭君 片山俊之助君 神取 忍君 川口 順子君 河合 常則君 木村 仁君 岸 宏一君 岸 信夫君 北川イッセイ君 倉掛 哲男君 国井 正幸君 倉田 寛之君 小池 正勝君 小泉 昭男君 小泉 顕雄君 小斎平敏文君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君 坂本由紀子君 櫻井 新君 山東 昭子君 清水嘉子君 椎名 一保君 陣内 孝雄君 末松 信介君 鈴木 政二君 世耕 弘成君 関口 昌一君 関谷 勝嗣君 田浦 直君 田中 直紀君 田村 公平君 田村耕太郎君
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--

平成十八年十二月十三日

参議院會議録第十九号(その二)

投票者氏名

伊達 忠一君	武見 敏三君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中曾根弘文君	二之湯 智君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	林 芳正君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	舩添 要一君	松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	森元 恒雄君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	池口 修次君	今泉 昭君	江田 五月君	尾立 源幸君	大江 康弘君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	黒岩 宇洋君	小林 正夫君	奥石 東君	佐藤 道夫君
竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 雅治君	中島 啓雄君	中村 博彦君	西島 英利君	野上浩太郎君	南野知恵子君	福島啓史郎君	藤野 公孝君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉田 博美君	若林 正俊君	足立 信也君	朝日 俊弘君	家西 悟君	犬塚 直史君	岩本 司君	小川 敏夫君	大石 正光君	大久保 勉君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	小林 元君	佐藤 泰介君	櫻井 充君

芝 博一君	下田 敦子君	榎葉賀津也君	田名部匡省君	高橋 千秋君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 眞勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松岡 徹君	円より子君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 昭三君	澤 雄二君	高野 博師君	遠山 清彦君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	松 あきら君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	緒方 靖夫君
島田智哉子君	主濱 了君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	谷 博之君	ルンペン 泰弘君	辻 泰弘君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	林 久美子君	平野 達男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	藤本 祐司君	前川 清成君	松井 孝治君	松下 新平君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	蓮 舫君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君	谷合 正明君	西田 実仁君	浜四津敏子君	福本 潤一君	山下 栄一君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	紙 智子君

国家公務員等の任命に関する件(原子力委員会委員長(近藤駿介君)、同委員(伊藤隆彦君)及び公安審査委員会委員(藤村輝子君))		賛成者氏名		反対者氏名		○名	
阿部 正俊君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	有村 治子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩住 汎英君	尾辻 秀久君
大野つや子君	岡田 直樹君	荻原 健司君	加納 時男君	景山俊太郎君	片山虎之助君	川口 順子君	木村 仁君
北川イツエイ君	国井 正幸君	小池 正勝君	小泉 顕雄君	小林 温君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君
愛知 治郎君	秋元 司君	荒井 正吾君	泉 信也君	岩井 國臣君	岩永 浩美君	小野 清子君	大仁田 厚君
太田 豊秋君	岡田 広君	加治屋義人君	狩野 安君	柏村 武昭君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君
北岡 秀二君	倉掛 哲男君	倉田 寛之君	小泉 昭男君	小泉 敏文君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君

坂本由紀子君	山東 昭子君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	田村耕太郎君	竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 雅治君	中島 啓雄君	中原 爽君	二之湯 智君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	福島啓史郎君	藤野 公孝君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	池口 修次君	今泉 昭君	江田 五月君	尾立 源幸君	大江 康弘君	
櫻井 新君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	関口 昌一君	田浦 直君	田村 公平君	伊達 忠一君	武見 敏三君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中曾根弘文君	中村 博彦君	西島 英利君	野上浩太郎君	南野知恵子君	林 芳正君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	舩添 要一君	外添 要一君	松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	森元 恒雄君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山谷えり子君	山本 順三君	若林 正俊君	足立 信也君	朝日 俊弘君	家西 悟君	犬塚 直史君	岩本 司君	小川 敏夫君	大石 正光君	大久保 勉君

大塚 耕平君	岡崎トミ子君	西田 実仁君	浜田 昌良君	川口 順子君	河合 常則君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	木村 仁君	岸 宏一君	脇 雅史君	足立 信也君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	福本 潤一君	松 あきら君	岸 信夫君	北岡 秀二君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	山下 栄一君	山本 香苗君	北川イツセイ君	倉掛 哲男君	伊藤 基隆君	家西 悟君
郡司 彰君	小林 正夫君	山本 保君	渡辺 孝男君	国井 正幸君	小泉 寛之君	池口 修次君	犬塚 直史君
小林 元君	奥石 東君	鰐淵 洋子君	亀井 郁夫君	小池 正勝君	小泉 昭男君	今泉 昭君	岩本 司君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	小泉 顕雄君	小齊平敏文君	江田 五月君	小川 敏夫君
櫻井 充君	芝 博一君	荒井 幸君	鈴木 陽悦君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	尾立 源幸君	大石 正光君
島田智哉子君	下田 敦子君	角田 義一君		佐藤 泰三君	坂本由紀子君	大江 康弘君	大久保 勉君
主濱 了君	榛葉賀津也君			櫻井 新君	山東 昭子君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
鈴木 寛君	田名部匡省君		一五名	清水嘉与子君	椎名 一保君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	井上 哲士君	市田 忠義君	陣内 孝雄君	末松 信介君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
谷 博之君	千葉 景子君	緒方 靖夫君	紙 智子君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
ツギン マルティ君	津田弥太郎君	小池 晃君	小林美恵子君	関口 昌一君	関谷 勝嗣君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君	大門実紀史君	仁比 聡平君	田浦 直君	田中 直紀君	奥石 正夫君	小林 元君
那谷屋正義君	内藤 正光君	吉川 春子君	大田 昌秀君	田村 公平君	田村耕太郎君	佐藤 泰介君	櫻井 充君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	近藤 正道君	田 英夫君	伊達 忠一君	竹山 裕君	櫻井 充君	島田智哉子君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	福島みずほ君	洲上 貞雄君	武見 敏三君	常田 享詳君	芝 博一君	主濱 了君
林 久美子君	平田 健二君	又市 征治君		鶴保 庸介君	中川 雅治君	下田 敦子君	鈴木 寛君
平野 達男君	広田 一君			中川 義雄君	中島 啓雄君	榛葉賀津也君	高嶋 良充君
広中和歌子君	広野ただし君			中曾根弘文君	中原 爽君	田名部匡省君	谷 博之君
福山 哲郎君	藤末 健三君			中村 博彦君	二之湯 智君	千葉 景子君	ツギン マルティ君
藤本 祐司君	藤原 正司君			西島 英利君	西銘順志郎君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
前川 清成君	前田 武志君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
松井 孝治君	松岡 徹君			南野知恵子君	橋本 聖子君	内藤 正光君	直嶋 正行君
松下 新平君	円より子君			林 芳正君	藤野 公孝君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			藤井 基之君	真鍋 賢二君	白 眞勲君	林 久美子君
森 ゆうこ君	築瀬 進君			保坂 三蔵君	松村 岩夫君	平田 健二君	平野 達男君
柳澤 光美君	柳田 稔君			外添 要一君	松村 龍二君	広田 一君	広中和歌子君
山下八洲夫君	山根 隆治君			松村 祥史君	三浦 一水君	藤末 健三君	福山 哲郎君
蓮 舫君	和田ひろ子君			松山 政司君	溝手 顕正君	藤原 正司君	藤本 祐司君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君			水落 敏榮君	矢野 哲朗君	前田 武志君	前川 清成君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			森元 恒雄君	山崎 力君	松岡 徹君	松下 新平君
浮島とも子君	加藤 修一君			山内 俊夫君	山下 英利君	円より子君	水岡 俊一君
風間 昶君	草川 昭三君			山崎 正昭君	山本 一太君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
木庭健太郎君	澤 雄二君			山谷えり子君	吉田 博美君	築瀬 進君	柳澤 光美君
白浜 一良君	高野 博師君			山本 順三君			
谷合 正明君	遠山 清彦君						

国家公務員等の任命に関する件「公安審査委員会 委員(東谷隆夫君)」 賛成者氏名 阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 有村 治子君 市川 一朗君 岩城 光英君 二二四名 愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 泉 信也君 岩井 國臣君 岩永 浩美君	反対者氏名 大田 昌秀君 田 英夫君 淵上 貞雄君 六名 近藤 正道君 福島みずほ君 又市 征治君	柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 渡辺 秀央君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 草川 昭三君 澤 雄二君 高野 博師君 遠山 清彦君 浜田 昌良君 弘友 和夫君 松 あきら君 山下 栄一君 山本 保君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 亀井 郁夫君 長谷川憲正君 鈴木 陽悦君 山下八洲夫君 蓮 舫君 若林 秀樹君 荒木 清寛君 浮島とも子君 風間 昶君 木庭健太郎君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 浜四津敏子君 福本 潤一君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 哲士君 緒方 靖夫君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 田村 秀昭君 荒井 広幸君 角田 義一君	魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 川口 順子君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イツセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 山東 昭子君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 藤野 公孝君 真鍋 賢二君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 神取 忍君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 櫻井 新君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中曾根弘文君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 南野知恵子君 林 芳正君 藤井 基之君 保坂 三蔵君 舩添 要一君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 家西 悟君 犬塚 直史君 岩本 司君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 喜納 昌吉君 工藤堅太郎君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 櫻井 充君 島田智哉子君 主演 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 リキン マルテイ君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 森元 恒雄君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 池口 修次君 今泉 昭君 江田 五月君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 北澤 俊美君 黒岩 宇洋君 小林 正夫君 奥石 東君 佐藤 道夫君 芝 博一君 下田 敦子君 榎葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君 広田 一君	反対者氏名 井上 哲士君 緒方 靖夫君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 九名 市田 忠義君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君

日程第一 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名

阿部 正俊君 愛知 治郎君 二一七名
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩永 浩美君
魚住 汎英君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イッセイ君 倉掛 哲男君
国井 正幸君 小泉 昭男君
小池 正勝君 小泉 昭文君
小泉 顕雄君 小齊 平敏文君
小林 温君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 山東 昭子君
清水嘉与子君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 田村耕太郎君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中島 啓雄君

中曾根弘文君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 野上浩太郎君
南野知恵子君 林 芳正君
藤井 基之君 保坂 三蔵君
舩添 要一君 松村 祥史君
松山 政司君 水落 敏栄君
森元 恒雄君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山谷えり子君
山本 順三君 吉村剛太郎君
脇 雅史君 浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君 池口 修次君
今泉 昭君 江田 五月君
尾立 源幸君 大江 康弘君
大塚 耕平君 加藤 敏幸君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
黒岩 宇洋君 小石 正夫君
黒岩 東君 奥山 東君
佐藤 道夫君 芝 博一君
下田 敦子君 榎葉賀津也君
田名部匡省君

西銘順志郎君 野村 哲郎君
橋本 聖子君 福島啓史郎君
藤野 公孝君 真鍋 賢二君
松田 岩夫君 松村 龍二君
三浦 一水君 溝手 顕正君
矢野 哲朗君 山崎 力君
山下 英利君 山本 一太君
吉田 博美君 若林 正俊君
足立 信也君 朝日 俊弘君
家西 悟君 犬塚 直史君
岩本 司君 小川 敏夫君
大石 正光君 大久保 勉君
岡崎トミ子君 神本美恵子君
喜納 昌吉君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小石 元君
佐藤 泰介君 櫻井 充君
島田智哉子君 主濱 了君
鈴木 寛君 高嶋 良充君

高橋 千秋君 谷 博之君
千葉 景子君 津田弥太郎君
富岡由紀夫君 内藤 正光君
西岡 武夫君 白 眞勲君
平田 健二君 広田 一君
広野ただし君 藤末 健三君
藤原 正司君 前田 武志君
松岡 徹君 円より子君
峰崎 直樹君 築瀬 進君
柳田 稔君 山根 隆治君
和田ひろ子君 渡辺 秀央君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
草川 昭三君 澤 雄二君
高野 博師君 遠山 清彦君
浜田 昌良君 弘友 和夫君
松 あきら君 山下 栄一君
山本 保君 鰐淵 洋子君
田村 秀昭君 荒井 広幸君
角田 義一君

谷 博之君 シン マルティン君
辻 泰弘君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 羽田雄一郎君
林 久美子君 平野 達男君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤本 祐司君 前川 清成君
松井 孝治君 松下 新平君
水岡 俊一君 森 ゆうこ君
柳澤 光美君 山下八洲夫君
蓮 舫君 若林 秀樹君
荒木 清寛君 浮島とも子君
風間 昶君 木庭健太郎君
白浜 一良君 谷合 正明君
西田 実仁君 浜四津敏子君
福本 潤一君 山口那津男君
山本 香苗君 渡辺 孝男君
亀井 郁夫君 長谷川憲正君
鈴木 陽悦君

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君 近藤 正道君
田 英夫君 福島みずほ君
淵上 貞雄君 又市 征治君

日程第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)
賛成者氏名

阿部 正俊君 愛知 治郎君 二二三名
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩永 浩美君
魚住 汎英君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大仁田 厚君
大野つや子君 岡田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イッセイ君 倉掛 哲男君
国井 正幸君 小泉 昭男君
小池 正勝君 小泉 昭文君
小泉 顕雄君 小齊 平敏文君
小林 温君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君

大久保 勉君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	小林 元君	佐藤 泰介君	櫻井 充君	島田智哉子君	主濱 了君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	谷 博之君	ジケン マルティ君	辻 泰弘君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	林 久美子君	平野 達男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	藤本 祐司君	前川 清成君	松井 孝治君	松下 新平君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	蓮 舫君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君
大塚 耕平君	加藤 敏幸君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	黒岩 宇洋君	小林 正夫君	輿石 東君	佐藤 道夫君	芝 博一君	下田 敦子君	榛葉賀津也君	田名部匡省君	高橋 千秋君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 眞勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松岡 徹君	円 より子君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 昭三君	澤 雄二君	高野 博師君

谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	田 英夫君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	亀井 郁夫君
田村 秀昭君	長谷川憲正君
荒井 広幸君	鈴木 陽悦君
角田 義一君	

反対者氏名

日程第三 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案 第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君

青木 幹雄君

浅野 勝人君

有村 治子君

市川 一朗君

岩城 光英君

魚住 汎英君

尾辻 秀久君

大野つや子君

岡田 直樹君

荻原 健司君

加納 時男君

景山俊太郎君

〇名

愛知 治郎君

秋元 司君

荒井 正吾君

泉 信也君

岩井 國臣君

岩永 浩美君

小野 清子君

大仁田 厚君

太田 豊秋君

岡田 広君

加治屋義人君

狩野 安君

柏村 武昭君

山下	矢野	溝手	三浦	松村	松田	真鍋	藤野	福島	橋本	野村	西銘	二之湯	中原	中島	中川	常田	谷川	竹山	田村	田中	関谷	世耕	末松	椎名	山東	坂本	佐藤	小林	小泉	小池	国井	北川	岸	木村	川口	片山
英利君	哲朗君	顕正君	一水君	龍二君	岩夫君	賢二君	公孝君	啓史郎君	聖子君	哲郎君	順志郎君	智君	爽君	啓雄君	雅治君	享詳君	秀善君	裕君	耕太郎君	直紀君	勝嗣君	弘成君	信介君	一保君	昭子君	由紀子君	昭郎君	温君	顕雄君	正勝君	正幸君	信夫君	仁君	順子君	虎之助君	
山谷	山崎	森元	水落	松山	松村	舛添	保坂	藤井	林	南野	野上	西島	中村	中川	中川	鶴保	段本	武見	伊達	田村	田浦	関口	鈴木	陣内	清水	櫻井	佐藤	鴻池	小泉	倉田	沓掛	北岡	岸	河合	神取	
えり子君	正昭君	恒雄君	敏栄君	政司君	祥史君	要一君	三蔵君	基之君	芳正君	知恵子君	浩太郎君	英利君	博彦君	弘文君	義雄君	庸介君	幸男君	敬三君	忠一君	公平君	直君	昌一君	政二君	孝雄君	嘉子君	新君	泰三君	祥肇君	昭男君	寛之君	哲男君	秀二君	宏一君	常則君	忍君	

反対者氏名

山本 一太郎
吉田 博美君
若林 正俊君
荒木 清寛君
浮島とも子君
風間 昶君
木庭健太郎君
白浜 一良君
谷合 正明君
西田 実仁君
浜四津敏子君
福本 潤一君
山口那津男君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
山本 順三君
吉村剛太郎君
脇 雅史君
魚住裕一郎君
加藤 修一君
草川 昭三君
澤 雄二君
高野 博師君
遠山 清彦君
浜田 昌良君
弘友 和夫君
松 あきら君
山下 栄一君
山本 保君
鰐淵 洋子君

一〇一名

足立 信也君
朝日 俊弘君
家西 悟君
大塚 直史君
岩本 司君
小川 敏夫君
大石 正光君
大久保 勉君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
郡司 彰君
小林 元君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
島田智哉子君
主濱 了君
鈴木 寛君
高嶋 良充君
谷 博之君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
池口 修次君
今泉 昭君
江田 五月君
尾立 源幸君
大江 康弘君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君
木俣 佳文君
北澤 俊美君
黒岩 宇洋君
小林 正夫君
奥石 東君
佐藤 道夫君
芝 博一君
下田 敦子君
榎葉賀津也君
田名部匡省君
高橋 千秋君
千葉 景子君

日程第四 建築士法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
日程第五 観光立国推進基本法案(衆議院提出)
賛成者氏名

ツレン マルティン
辻 泰弘君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
羽田雄一郎君
林 久美子君
平野 達男君
広中和歌子君
福山 哲郎君
藤本 祐司君
前川 清成君
松井 孝治君
松下 新平君
水岡 俊一君
森 ゆうこ君
柳澤 光美君
山下八洲夫君
蓮 舫君
若林 秀樹君
井上 哲士君
緒方 靖夫君
小池 晃君
大門実紀史君
吉川 春子君
近藤 正道君
福島みずほ君
又市 征治君
田村 秀昭君
荒井 広幸君
角田 義一君
津田弥太郎君
富岡由紀夫君
内藤 正光君
西岡 武夫君
白 眞勲君
平田 健二君
広田 一君
広野ただし君
藤末 健三君
藤原 正司君
前田 武志君
松岡 徹君
円 より子君
峰崎 直樹君
築瀬 進君
柳田 稔君
山根 隆治君
和田ひろ子君
渡辺 秀央君
市田 忠義君
紙 智子君
小林美恵子君
仁比 聡平君
大田 昌秀君
田 英夫君
淵上 貞雄君
亀井 郁夫君
長谷川憲正君
鈴木 陽悦君

有村 治子君
市川 一朗君
岩城 光英君
岩住 汎英君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
景山俊太郎君
片山虎之助君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
北川イツセイ君
国井 正幸君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
小林 温君
佐藤 昭郎君
坂本由紀子君
山東 昭子君
椎名 一保君
末松 信介君
世耕 弘成君
関谷 勝嗣君
田中 直紀君
田村耕太郎君
竹山 裕君
谷川 秀善君
常田 享詳君
中川 雅治君
中島 啓雄君
中原 爽君
二之湯 智君
西銘順志郎君
野村 哲郎君
橋本 聖子君
福島啓史郎君
泉 信也君
岩井 國臣君
岩永 浩美君
小野 清子君
大仁田 厚君
太田 豊秋君
岡田 広君
加治屋義人君
狩野 安君
柏村 武昭君
神取 忍君
河合 常則君
岸 宏一君
北岡 秀二君
倉掛 哲男君
倉田 寛之君
小泉 昭男君
小齊平敏文君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
櫻井 新君
清水嘉子君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
関口 昌一君
田浦 直君
田村 公平君
伊達 忠一君
武見 敬三君
段本 幸男君
鶴保 庸介君
中川 義雄君
中曾根弘文君
中村 博彦君
西島 英利君
野上浩太郎君
南野知恵子君
林 芳正君
藤井 基之君

藤野 公孝君
真鍋 賢二君
松田 岩夫君
松村 龍二君
三浦 一水君
溝手 顕正君
矢野 哲朗君
山崎 力君
山下 英利君
山本 一太郎君
吉田 博美君
若林 正俊君
足立 信也君
朝日 俊弘君
家西 悟君
大塚 直史君
岩本 司君
小川 敏夫君
大石 正光君
大久保 勉君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
郡司 彰君
小林 元君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
島田智哉子君
主濱 了君
鈴木 寛君
高嶋 良充君
谷 博之君
ツレン マルティン
辻 泰弘君
内藤 正光君
西岡 武夫君
白 眞勲君
平田 健二君
保坂 三蔵君
舛添 要一君
松村 祥史君
松山 政司君
水落 敏栄君
森元 恒雄君
山内 俊夫君
山崎 正昭君
山谷えり子君
山本 順三君
吉村剛太郎君
脇 雅史君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
池口 修次君
今泉 昭君
江田 五月君
尾立 源幸君
大江 康弘君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君
木俣 佳文君
北澤 俊美君
黒岩 宇洋君
小林 正夫君
奥石 東君
佐藤 道夫君
芝 博一君
下田 敦子君
榎葉賀津也君
田名部匡省君
高橋 千秋君
千葉 景子君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
羽田雄一郎君
林 久美子君
平野 達男君

平成十八年十二月十三日 参議院會議録第十九号(その二) 投票者氏名

反対者氏名

○名

廣田 一君	廣中和歌子君
廣野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤本 祐司君
藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	松井 孝治君
松岡 徹君	松下 新平君
円より子君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	蓮 舫君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君
大田 昌秀君	近藤 正道君
田 英夫君	福島みづほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
亀井 郁夫君	田村 秀昭君
長谷川憲正君	荒井 広幸君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

日程第六 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二二三名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イッセイ君	倉掛 哲男君
国井 正幸君	小泉 昭男君
小池 正勝君	小泉 敏文君
小林 顕雄君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	櫻井 新君
山東 昭子君	清水嘉与子君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君

中島 啓雄君	中曾根弘文君
中原 爽君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
福島啓史郎君	藤井 基之君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舩添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森元 恒雄君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
大塚 直史君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
郡司 彰君	小林 正夫君
小川 元君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
櫻井 充君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君

高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	千葉 景子君
シルシ マルテ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	平田 健二君
平野 達男君	広田 一君
広中和歌子君	廣野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	円より子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
蓮 舫君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	高野 博師君
谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君

近藤 正道君 田 英夫君
福島みずほ君 洲上 貞雄君
又市 征治君 亀井 郁夫君
田村 秀昭君 長谷川憲正君
荒井 広幸君 鈴木 陽悦君
角田 義一君

反対者氏名

○名

日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十一月三十日

参議院議長 扇 千景殿 喜納 昌吉

日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書

私が提出した「日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問主意書」(第一六五回国会質問第二三三三)に対する本年十一月二十四日付けの答弁書によると、両国間には一九三五年以前から領事関係があったとのことである。

そこで、再度、以下のとおり質問する。

一 本年一〇月二六日付けの外務省文書「最近の日・エルサルバドル関係」には、両国の「基本的関係」は「伝統的に友好協力関係(外交関係樹立・一九三五年)」と記されているが、一九三五年以前から領事関係という広い意味での国交があるにもかかわらず、このように記した理由を明らかにされたい。また、領事関係樹立の時点をもって友好関係の開始時とすべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 両国間の領事関係が開始された年月日、経緯、当時の日本の内閣総理大臣名及びエルサル

バドルの大統領名を明らかにされたい。また、領事関係の樹立を望んだ日本側及びエルサルバドル側の理由についてもそれぞれ示されたい。

平成十八年十二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問に対する答弁書

一 御指摘の記述は、我が国とエルサルバドル共和国の両国が伝統的に友好協力関係を有していることの一例として千九百三十五年の外交関係の樹立を引用したものである。また、友好協力関係の内容としては様々なものがあり、一例だけをもって開始時とみなすことは困難と考える。

二 について

我が国とエルサルバドル共和国との領事関係は、昭和二年八月十五日にエルサルバドル共和国側が東京駐在サルバドル共和国総領事を任命し、同年十二月二十八日に開設された。当時の我が国の内閣総理大臣は田中義一、エルサルバドル共和国大統領はヒオ・ロメロ・ボスケであった。現存する資料によつて確認できる範囲では、エルサルバドル共和国は、同国民の商業上の利益増進のため領事関係の開設を希望したものと承知している。また、我が国が領事の受入れを認めた理由について記載された文書は残っていない。

教育の基本に関する質問主意書

参議院議長 扇 千景殿 荒井 広幸

教育の基本に関する質問主意書

今後日本の教育に関し数十年にわたつて影響力を持つこととなる重要な法案である教育基本法改正案の審議が本院において行われている。しかしながら、政府案、民主党案ともに重要な視点が欠如していると思われる。次代を担う子どもたちによりよい教育環境を提供することは、私たち国会議員の党派を超えた使命であると考え、そこで、以下質問する。

一 人生経験豊かな人が教育に携わる必要性について

今後、教員の大量退職時代を迎えることから、都道府県・指定都市の教育委員会においては、中長期的な視野から計画的な採用・人事を行うことが重要である。質・量両面で優れた教員を確保するためには、社会人経験者の登用促進や、採用選考の受験年齢制限の緩和・撤廃、多様な人材を登用するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。

1 今年度の教員採用試験において、年齢制限を完全に撤廃した自治体は七県市に留まる。全国的に年齢制限を撤廃すべく、国として制度的な措置を講ずるか、教育委員会を積極的に指導していく必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 学校現場の最高責任者である校長については、平成十二年四月から校長の資格要件が緩和されたとあるが、民間人校長は今年四月現在百二名に留まっている。今後、地域や学校の実情に応じ幅広く人材を確保する観

点から、全国的に積極的な登用を図る必要があると考えるが、今後の方針を含め、政府の見解を示されたい。

二 教育の寺子屋化について

明治期の日本が急速に近代化を達成した背景として、寺子屋による高水準の教育が庶民の間で広範に定着し、高い教育基盤を社会に与えていたことが指摘できる。地域の多くの人々が、師匠として、あるいは運営資金援助者として寺子屋を支えてきた。このような地域住民による学校への参画は、今後の教育にも必要な視点と考える。

1 各地域で学校を盛り立てていくためには、地域の多様な人材が積極的に学校に関わり、支援するとともに、その経験を子どもたちに伝えることができるような制度的仕組みが必要である。今後の方針を含め、政府の取組方針を示されたい。

2 現在の教育行政は、国と地方の責任分担、地方の中では首長と教育委員会の責任分担が不明確である。また、事件や事故の際、保護者や本人の責任が問われることは希である。このような場合、寺子屋の師匠のように権威を持つ指導に当たる学校の責任者としての校長の役割が重要となる。国、地方、首長、教育委員会の責任分担の一層の明確化、保護者や本人の責任を問う体制及び校長の権限の拡大が必要と考えるが、今後の方針を含め、政府の見解を示されたい。

三 作文教育の充実について

作文は、思考をまとめ、表現する活動として重視すべきである。自分自身や、自分を取り巻く家族、友人等を見つめ、自分の生まれ育ったふるさとや社会、自国について考え、折に触れ見つめ直すことは、アイデンティティー形成の上から必要な作業であり、その手段として自分の言葉で書き表すことは重要なことである。しかし、近年、自分の言葉で主張できない子ども

が増えている。この背景には、国語教育の軽視、とりわけ作文教育の軽視が大きな原因であると考え、作文教育の充実について、今後の方針を含め、政府の認識を示されたい。

参議院議員荒井広幸君提出教育の基本に関する質問に対する答弁書

ついで、抜本的な改革を行うこととされており、今後、御指摘の国、地方、首長、教育委員会の責任分担の明確化、校長の権限の拡大を含め、教育行政の在り方について検討してまいりたい。

五について
御指摘の「公平な教育」の趣旨が必ずしも明らかでないが、法案第四条第一項において、すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、社会的身分、経済的地位等により教育上差別されない旨を規定し、同条第三項において、経済的理由によつて修学が困難な者に対する奨学の措置についても規定している。また、法案第五条において、義務教育の機会の保障とその水準の確保のため、国及び地方公共団体が、その実施に責任を負うことを規定するとともに、法案第十六条においては、国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための施策を実施し、地方公共団体は地域における教育の振興を図るための施策を実施すべき旨を規定している。

四 学校の成績が人間の評価ではないとの視点の欠如について
先の履修漏れ問題に明らかのように、受験第一主義、点数主義がはびこっている。子どもをペーパーテストだけで評価するのではなく、多様な面から良い点を見つけてあげて評価することが本人の自信につながり、その可能性を伸ばすことになる。これが教育の基本と考えるが、残念ながら改正案には、この点が欠如している。子どもに自信と希望を与えるよう、多様な評価の視点を教育の基本に据え、明示すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

一の2について
校長の任用については、文部科学省において、教職員としての経験や教員免許状を有しないいわゆる民間人校長の任用状況に関する情報提供を行うこと等を通じて、民間人校長の積極的登用を含め、校長の適材確保に向けた取組に努めるよう、各都道府県教育委員会等に対し促してまいりたい。

三について
学校における作文の指導については、国語科の「書くこと」についての指導の一環として行われているところである。
学習指導要領全体の見直しを検討している中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の審議経過報告(平成十八年二月十三日)においては、国語力の育成を重視するとの基本的な考え方に基づき、自分の考えをまとめて表現するなどの「書くこと」の指導を充実することが必要と指摘されている。今後、中央教育審議会において、作文教育を含めた国語教育の改善について更に具体的に検討していくこととしている。

四について
教育基本法案(以下「法案」という。)は、我が国の教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本となる事項等を定めるものであり、教育における児童生徒の評価の在り方について直接規定していないが、御指摘の「学校の成績が人間の評価ではない」との点については、法案第一条において、教育は人格の完成を目指すものであること等を明示しており、また、御指摘の「多様な面から良い点を見つけてあげて評価する」という点については、学習指導要領において、児童生徒の「よい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」としている。

五 公平な教育の欠如について

政府案には、教育の機会均等や男女の平等などは盛り込まれているが、公平な教育、すなわち一方に偏らず、公正の観点から全てのものを同じように扱うとの視点がない。多くの子どもが私立中高一貫校に進学する地域がある一方、多くの家庭が就学援助を受けている地域があるなど、所得や地域により、実際に受ける教育の内容に大幅な格差を生じているのが現状である。機械的な平等ではなく、実質的に公平な教育を基本に据え、明示することが正義の実現という点からも必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

二の1について
地域の多様な人材が学校に関わり、支援する仕組みとしては、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第二十三条の三の規定等に基づく学校評議員制度や、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十七条の五の規定に基づく学校運営協議会制度等がある。また、学校の授業において地域の多様な人材を活用する仕組みとしては、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第三条の二の規定に基づくいわゆる特別非常勤講師制度や、同法第五条第二項の規定に基づく特別免許状制度等がある。今後とも、これらの仕組みやその活用状況を周知すること等を通じて、学校の経営や教育活動における地域の人材の活用が進むよう努めてまいりたい。

二の2について
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(平成十八年七月七日閣議決定)において、「教育行政の仕組み、教育委員会制度に

一 機構の賃貸住宅団地の駐車場管理は日本総合生活株式会社(以下「日本総合生活」とい

平成十八年十二月十二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 扇 千景殿
参議院議員荒井広幸君提出教育の基本に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十八年十二月十三日 参議院会議録第十九号(その一) 質問主意書及び答弁書

平成十八年十二月四日
参議院議長 扇 千景殿
尾立 源幸
独立行政法人都市再生機構の経営に関する質問主意書

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は平成十六年七月の設立時に約七千億円にもなる繰越欠損金が生じている。平成三十年度末の繰越欠損金解消には経営改善計画の着実な実行が不可欠であるが、その前提となる機構の経営状況が必ずしも明らかになっていないと考える。そこで、以下質問する。

平成十八年十二月十三日 参議院会議録第十九号(その二) 質問主意書及び答弁書

う。)が委託を受けて行っているが、日本総合住生活を管理委託先として選定した理由及び契約形態(随意契約、一般競争入札等)について明らかにされたい。

二 日本総合住生活が機構に対して支払っている駐車場用地に係る賃借料は、駐車場利用者からの利用料金から経営可能経費を差し引いた金額であると聞かすが、経営可能経費の算定方法について明らかにされたい。

三 駐車場利用者からの利用料金、経営可能経費及び日本総合住生活が機構に対して支払っている駐車場用地に係る賃借料を駐車場ごとに明らかにされたい。また、明らかにできない場合は、その理由も具体的に示されたい。
右質問する。

平成十八年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員尾立源幸君提出独立行政法人都市再生機構の経営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員尾立源幸君提出独立行政法人都市再生機構の経営に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)から聴取したところによれば、機構の賃貸住宅の駐車場については、機構は、当該駐車場の管理運営業務の効率的かつ機動的な実施及び機構の賃貸住宅の居住者への安定的な駐車場の供給を図る観点から、機構の賃貸住宅の管理に關連して必要となる業務を行うことを目的とする機関として機構が出資して設立した日本総合住生活株式会社(以下「日本総合住生活」という。)に、随意契約により、駐車場用地として土地を賃貸し、管理運営を行わせているとのこと

である。

二について

機構から聴取したところによれば、お尋ねの経営可能経費とは、駐車場設備の償却費、舗装等の修繕費、清掃、違法駐車対策等に係る管理諸経費、機械装置の点検に係る費用、電気料金等の諸料金相当額、一般管理費及び引当金の合計額であるとのことである。

三について

機構から聴取したところによれば、団地ごとの駐車場の利用料金については、整理等の作業が膨大となることから、お答えすることは困難であるとのことである。また、団地ごとの駐車場の経営可能経費及び日本総合住生活が機構に対して支払っている駐車場用地に係る賃借料については、機構及び日本総合住生活の経営情報であり、事業を行うに当たって種々の支障を来すおそれがあることから公表を差し控えたとのことである。

官報

号外 平成十八年十二月十三日

○第百六十五回国会 参議院会議録第十九号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

政治資金規正法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月十一日

政治倫理の確立及び選挙
制度に関する特別委員長 谷川 秀善

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法律案は、発行する株式が証券取引所にお
いて五年以上継続して上場されている日本法人
からの政治活動に関する寄附について、主たる
構成員が外国人又は外国法人である団体等から
の寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほ
か、政治資金に係る収支報告書等について、そ
の要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治
団体の金融機関への振込みによる支出につい
て、収支報告書等の添付書面の簡素化を行おう
とするものであつて、おおむね妥当な措置と認
める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年十二月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

政治資金規正法等の一部を改正する法律

(政治資金規正法の一部改正)

第一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百
九十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号口中「並びに当該寄附を
受けた者」に改め、「年月日」の下に「並びに
当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文
に規定する者であつて同項ただし書に規定する
ものであるときはその旨」を加える。

第十二條第一項中「かかる場合」の下に「第二
十條第一項において「報告書の提出期限が延長
される場合」という。」を加え、同項第一号口中
「並びに当該寄附を」を、「当該寄附」に改め、「年
月日」の下に「並びに当該寄附をした者が第二十
二條の五第一項本文に規定する者であつて同項

ただし書に規定するものであるときはその旨」
を加え、同条第二項中「書面」の下に「又は当該
支出の目的を記載した書面並びに金融機関若し
しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振
替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日
を記載したものの写し」を加える。

第十六條中「であつた者」の下に「。次項にお
いて同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二條の五
第二項の規定による通知を受けたときは、当
該通知に係る文書を、第二十條第一項の規定
により当該通知に係る同項に規定する報告書
の要旨が公表された日から三年を経過する日
まで保存しなければならない。

第十八條の二第一項中「第十四條」の下に
「第十六條第二項」を加え、同条第二項中「か
かる場合」の下に「(第二十條第一項において「報
告書の提出期限が延長される場合」という。)を
加え、「第十六條」を「第十六條第一項」に改め
る。

第二十條第一項に後段として次のように加え
る。

この場合において、第十二條第一項の規定
による報告書については、報告書の提出期限
が延長される場合その他特別の事情がある場
合を除き、当該報告書が提出された年の九月
三十日まで公表するものとする。

第二十條の二第二項中「前条第一項に規定す
る」を「第十二條第一項又は第十七條第一項の規
定による」に改め、第四章中同条の次に次の一
条を加える。

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十條の三 第十二條第一項若しくは第十七
條第一項の規定による報告書又はこれに添付
し、若しくは併せて提出すべき書面(以下こ
の条において「収支報告書等」という。)で第二
十條第一項の規定により当該報告書の要旨が
公表される前のものに係る行政機関の保有す
る情報の公開に関する法律(平成十一年法律
第四十二号)第三條の規定による開示の請求
があつた場合においては、当該要旨が公表さ
れる日前は同法第九條第一項の決定を行わな
い。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合に
おける行政機関の保有する情報の公開に関す
る法律の規定の適用については、同法第十條
第一項中「開示請求があつた日から三十日以
内」とあるのは「政治資金規正法(昭和二十三
年法律第百九十四号)第二十條第一項の規定
により要旨が公表された日から同日後三十日
を経過する日までの間」と、同法第十一條中
「開示請求があつた日から六十日以内」とある
のは「政治資金規正法第二十條第一項の規定
により要旨が公表された日から同日後六十日
を経過する日までの間」とする。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、収
支報告書等に係る情報の開示を行うものとな
る。

第二十二條の五中「組織」の下に「(証券取引法
第二十六條に規定する証券取引所(以下こ
の項において単に「証券取引所」という。)に上場

されている株式を発行している株式会社のうち
定時株主総会において議決権を行使することが
できる者を定めるための会社法(平成十七年法
律第八十六号)第二百二十四条第一項に規定する
基準日(以下この項において「定時株主総会基準
日」という。)を定めた株式会社であつて直近の
定時株主総会基準日が一年以内にあつたものに
あつては、当該定時株主総会基準日において外
国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数
に当たる株式を保有していたもの」を加え、同
条に次のただし書を加える。

ただし、日本法人であつて、その発行する
株式が証券取引所において五年以上継続して
上場されているもの(新設合併又は株式移転
により設立された株式会社(当該新設合併に
より消滅した会社又は当該株式移転をした会
社のすべてが株式会社であり、かつ、それら
の発行していた株式が当該新設合併又は当該
株式移転に伴い上場を廃止されるまで証券取
引所において上場されていたものに限る。)の
うちその発行する株式が当該新設合併又は当
該株式移転に伴い証券取引所において上場さ
れてから継続して上場されており、かつ、上
場されている期間が五年に満たないものであ
つて、当該上場されている期間と、当該新設
合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止され
た株式がその上場を廃止されるまで証券取引
所において継続して上場されていた期間のう
ち最も短いものとを合算した期間が五年以上
であるものを含む。)がする寄附については、

この限りでない。

第二十二條の五に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する者であつて同項ただし
書に規定するものは、政治活動に関する寄附
をするときは、同項本文に規定する者であつ
て同項ただし書に規定するものである旨を、
文書で、当該寄附を受ける者に通知しなけれ
ばならない。

第二十四條第四号及び第五号中「第十六條を
「第十六條第一項」に改める。

第二十六條の二第三号中「第二十二條の五」を
「第二十二條の五第一項」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の
一部を次のように改正する。

第百八十九條第一項中「支出の金額」を「当該
支出の金額」に改め、「記載した書面」の下に又
は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機
関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若し
くは振替の明細書であつて当該支出の金額及び
年月日を記載したものの写し」を加える。

第百九十一條第一項中「明細書」の下に「(第百
八十六條に規定する明細書をいう。)」を加え
る。

(政党助成法の一部改正)

第三條 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第三十二條」を「第三十二條の二」
に改める。

第十七條第一項中「場合」の下に「(第三十一條

において「報告書の提出期限が延長される場合」
という。)」を加え、同條第二項第一号中「書面」
の下に「又は当該政党交付金による支出の目的
を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵
政公社が作成した当該政党交付金による支出に
係る振込み若しくは振替の明細書であつて支出
の金額及び年月日を記載したものの写し。第三
十四條第一項並びに第四十四條第一項第一号及
び第七号において「政党分領収書等の写し」とい
う。」を加える。

第十八條第二項第一号中「書面」の下に「又は
当該支部政党交付金による支出の目的を記載し
た書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が
作成した当該支部政党交付金による支出に係る
振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金
額及び年月日を記載したものの写し。第四十條
の二第二項並びに第四十四條第一項第二号及び
第七号において「支部分領収書等の写し」とい
う。」を加える。

第三十一條中「第十七條第一項又は第二十八
條第一項の報告書並びに第十七條第二項(第二
十八條第二項において準用する場合を含む。))又
は第二十九條第二項の支部報告書及び総括文書
(第二十條第一項又は前條第一項の規定により
提出すべきこれらの文書を含む。)」を「定期報告
文書(第十七條第一項の報告書並びに同條第二
項の支部報告書及び総括文書(第二十條第一項
の規定により提出すべきこれらの文書を含む。))
をいう。以下この条及び第三十二條の二第一項
において同じ。又は解散等報告文書(第二十八

條第一項の報告書並びに同條第二項において準
用する第十七條第二項又は第二十九條第二項の
支部報告書及び総括文書(前條第一項の規定に
より提出すべきこれらの文書を含む。))をいう。
第三十二條の二第一項において同じ。))に改
め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、定期報告文書について
は、報告書の提出期限が延長される場合その
他特別の事情がある場合を除き、当該定期報
告文書が提出された年の九月三十日までに公
表するものとする。

第三十二條第三項中「監査意見書」の下に「(第
五項、次條第三項及び第三十八條において「都
道府県提出文書」という。))を加え、同條第五項
中「第三項に規定する支部報告書、支部総括文
書又は監査意見書」を「当該要旨の公表に係る都
道府県提出文書」に改め、第六章中同條の次に
次の一條を加える。

(報告書等に係る情報の公開)

第三十二條の二 定期報告文書若しくは解散等
報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面
若しくは文書で第三十一條の規定により当該
定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公
表される前のものに係る行政機関の保有する
情報の公開に関する法律(平成十一年法律第
四十二号)第三條の規定による開示の請求が
あつた場合においては、当該要旨が公表され
る日前は同法第九條第一項の決定を行わな
い。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合に

おける行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政党助成法(平成六年法律第五号)第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行うものとする。

第三十三条第五項中「前条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「領収書等」を「政党分領収書等の写し」に改める。

第三十八条中「第三十二条第三項及び第五項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書」を「都道府県提出文書」に改める。

第四十条の二第一項中「領収書等」を「支部分領収書等の写し」に改める。

第四十四条第一項第一号中「領収書等」を「政党分領収書等の写し」に改め、同項第二号中「領収書等」を「支部分領収書等の写し」に改め、同項第七号中「第二十八条第二項において準用する場合を含む。」の領収書等」を「第二十八条第二項において準用する場合を含む。」の政党分領収書等の写し」に、「第二十九条第三項において準

用する場合を含む。」の領収書等」を「第二十九条第三項において準用する場合を含む。」の支部分領収書等の写し」に改める。

(政治資金規正法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「若しくは日本郵政公社」及び「若しくは振替」を削る。

- 一 政治資金規正法第十二条第二項
- 二 公職選挙法第八十九条第一項
- 三 政党助成法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条のうち政治資金規正法第十二条の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)、同法第十八条の二第二項の改正規定(「第十六条を」第十六条第一項」に改める部分を除く。)、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十条の二第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第三条の規定並びに附則第四条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第十条から附則第十二条までの規定 平成十九年一月一日
- 二 第四条並びに附則第七条、附則第九条及び附則第十三条の規定 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の廃止の日

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第六条まで及び附則第十五条において「新政治資金規正法」という。第九條第一項第一号の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に政治団体を受ける寄附について適用し、施行日前に政治団体が受けた寄附については、なお従前の例による。

2 新政治資金規正法第十二条第一項第一号の規定は、施行日以後に提出すべき期間が開始する同項の規定による報告書及び施行日以後に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日前に提出すべき期間が開始した第一条の規定による改正前の政治資金規正法(以下附則第六条までにおいて「旧政治資金規正法」という。第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 施行日の直近の定時株主総会基準日(新政治資金規正法第二十二條の五第一項に規定する定時株主総会基準日をいう。以下この条において同じ。)において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していた株式会社に係る施行日以後最初の定時株主総会基準日までの間における新政治資金規正法第二十二條の五第一項の規定の適用については、

は、同項中「その他の組織(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所(以下この項において単に「証券取引所」という。)に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権行使することができる者を定めるための会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百四條第一項に規定する基準日(以下この項において「定時株主総会基準日」という。)を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの」とあるのは、「その他の組織」とする。

第四条 新政治資金規正法第十二条第二項(新政治資金規正法第十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新政治資金規正法第十七條第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七條第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第五条 新政治資金規正法第二十條第一項後段の

規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書から適用する。

第六条 新政治資金規正法第二十條の三の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面については、なお従前の例による。

第七條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政治資金規正法第十二条第一項の報告書又は同法第十七条第一項の報告書に併せて提出すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十二条第二項(同法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第十二条第二項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。

第八條 第二条の規定による改正後の公職選挙法

第百八十九條第一項の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

第九條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の公職選挙法第百八十九條第一項の報告書に添付すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同項の規定の適用については、同項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。

(政党助成法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第三条の規定による改正後の政党助成法(以下附則第十二条までにおいて「新政治助成法」という。)第十七条第二項第一号(新政治助成法第二十八條第二項において準用する場合を含む。)、第三十四條第一項並びに第四十四條第一項第一号及び第七号の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治助成法第十七条第一項の報告書及び一部施行日以後に新政治助成法第二十八條第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した第三条の規定による改正前の政党助成法(以下附則第十二条までにおいて「旧政党助成法」という。)第十七条第一項の報告書及び一部施行日前に旧政党助成法第二十

八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 新政治助成法第十八条第二項第一号(新政治助成法第二十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十條の二第二項並びに第四十四條第一項第二号及び第七号の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治助成法第十八条第一項の支部報告書及び一部施行日以後に新政治助成法第二十九條第一項の規定により支部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該支部報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政治助成法第十八条第一項の支部報告書及び一部施行日前に旧政治助成法第二十九條第一項の規定により支部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該支部報告書の提出については、なお従前の例による。

第十一條 新政治助成法第三十一條後段の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する定期報告文書(同条の定期報告文書をいう。次条において同じ。)から適用する。

第十二條 新政治助成法第三十二條の二第一項及び第二項の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する定期報告文書及び一部施行日以後に提出すべき事由が生じた場合における新政治助成法第三十一條の解散等報告文書並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政治助成法第十七条第一項の報告書並

びに同条第二項の支部報告書及び総括文書(旧政治助成法第二十條第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)並びに一部施行日前に提出すべき事由が生じた場合における旧政治助成法第二十八條第一項の報告書並びに同条第二項において準用する旧政治助成法第十七条第二項又は旧政治助成法第二十九條第二項の支部報告書及び総括文書(旧政治助成法第三十條第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書については、なお従前の例による。

2 新政治助成法第三十二條の二第三項の規定は、一部施行日以後に新政治助成法第十八條第一項の規定により提出すべき期間が開始する同項の支部報告書又は一部施行日以後に新政治助成法第二十九條第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る都道府県提出文書(新政治助成法第三十二條第三項の都道府県提出文書をいう。)について適用し、一部施行日前に旧政治助成法第十八條第一項の規定により提出すべき期間が開始した同項の支部報告書又は一部施行日前に旧政治助成法第二十九條第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る旧政治助成法第三十二條第三項の支部報告書、支部総括文書及び監査意見書については、なお従前の例による。

第十三條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政党助成法第十七条第一項の報告書若しく

は同法第十八条第一項の支部報告書又は同法第二十八條第一項の報告書若しくは同法第二十九條第一項の支部報告書に併せて提出すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十七條第二項第一号(同法第二十八條第二項において準用する場合を含む。)及び同法第十八條第二項第一号(同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは日本郵政公社」と、「振込みの明細書」とあるのは「振込み若しくは振替の明細書」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第八条及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十五条 新政治資金規正法第二十二條の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十六条 証券取引法等の一部を改正する法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九条中政治資金規正法第十二條第一項第三号トの改正規定の次に次のように加える。

第二十二條の五第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第二百九条の次に次の一条を加える。

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置) 第二百九条の二 前条の規定による改正後の政治資金規正法第二十二條の五第一項の規定

(これに係る罰則を含む。)の適用については、前条の規定による改正前の政治資金規正法第二十二條の五第一項に規定する証券取引所に上場されていた株式は、前条の規定による改正後の政治資金規正法第二十二條の五第一項に規定する金融商品取引所に上場されていたものとみなす。

第二百九条の次に次の一条を加える。

(政治資金規正法等の一部を改正する法律の一部改正) 第二百九条の二 政治資金規正法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第

号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月十二日

経済産業委員長 伊達 忠一

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物につき経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十八年十二月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に係る対応措置について」(平成十八年十月十三日閣議決定)に基づき、平成十八年十月十四日から平成十九年四月十三日までの間、法第五十二條の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月十二日

内閣委員長 藤原 正司

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成十八年十一月二十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案

関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 道州制特別区域基本方針(第五条—第六条)

第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置

第一節 道州制特別区域計画の作成等(第七條—第九條)

第二節 法令の特例措置(第十條—第十八條)

第三節 交付金の交付(第十九條)

第四章 道州制特別区域推進本部(第二十條—第二十九條)

第五章 雑則(第三十條—第三十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定め、もつて地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域

を一体とした地方(三以上の都府県の区域(平成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。))の全部をその区域に含むものに限る。))のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であつて政令で定めるもの(以下「特定広域団体」という。))の区域をいう。

2 この法律において「広域行政」とは、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策(以下「広域的施策」という。))に関する行政をいう。

3 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務及び事業(以下「事務等」という。))についての第十一条から第十六条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。

4 この法律において「特定事務等」とは、別表に掲げる事務等であつて、第十一条から第十六条までの規定及び前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

(基本理念)

第三条 道州制特別区域における広域行政の推進(以下単に「広域行政の推進」という。))は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせる一体的に活用することを旨として、行われなければならない。

2 広域行政の推進は、その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

(国及び特定広域団体の努力義務)

第四条 国及び特定広域団体は、前条に定める基本理念にのっとり、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 国及び特定広域団体は、広域行政の推進につき、相互に協力するとともに、それらの行政を効率化するよう努めなければならない。

第二章 道州制特別区域基本方針

(道州制特別区域基本方針)

第五条 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針(以下「道州制特別区域基本方針」という。))を定めなければならない。

2 道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項

二 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。))についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項 五 この法律の規定による広域行政の推進の評價に関する基本的な事項 六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項 3 内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。 4 政府は、第二項第三号の計画期間(以下単に「計画期間」という。)が満了することとなる場合においては、あらかじめ、同号に規定する措置を継続する必要性その他の評価を行って道州制特別区域基本方針を見直し、必要が生じたときは、内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。 5 内閣総理大臣は、前二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道州制特別区域基本方針を公表しなければならない。 (特定広域団体の提案) 第六条 特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができる。この場合において、当該変更提案に係る道州制特別区域	基本方針の変更の素案を添えなければならない。 2 特定広域団体は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更(変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる道州制特別区域基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、道州制特別区域推進本部が作成した当該道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置 第一節 道州制特別区域計画の作成等 (道州制特別区域計画の作成) 第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画(以下「道州制特別区域計画」という。)を作成することができる。 2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 道州制特別区域計画の目標 二 当該特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容 三 前号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項 四 特定広域団体が道である場合にあつては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするもの イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事(火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。) ロ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業(国が当該保安施設事業を行つて森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十	六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。) ハ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する道道(同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の権限の全部又は一部を行つているものに限る。で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するもの)の改築に関する事業 二 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第五条第一項に規定する二級河川(同法第九十六条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の知事の権限の全部又は一部を行つているものに限る。で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するもの)の改良工事 五 第二号の広域的施策の施策効果(当該広域的施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。)の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項 六 その他内閣府令で定める事項 3 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。 4 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成
--	--	--

したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

5 前二項の規定は、道州制特別区域計画の変更について準用する。

(国の援助)

第八条 国は、特定広域団体に對し、道州制特別区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告)

第九条 内閣総理大臣は、特定広域団体に對し、道州制特別区域計画の実施の状況並びに第七条第二項第五号に規定する広域的施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、これを道州制特別区域推進本部に提出するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第二節 法令の特例措置

(法令の特例措置の適用)

第十条 特定事務等であつて道州制特別区域計画に定められたものについては、計画期間内に限り、法令の特例措置を適用する。

(児童福祉法の特例)

第十一条 特定広域団体が別表第一号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、第七条第四項(同条

第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日(第三項を除き、以下単に「公告の日」という。)以後における児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条第五項の規定の適用については、同項中「国が開設した病院について」とあるのは、「国が開設した病院(道州制特別区域における広域行政の推進に關する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第一号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この項において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は、国が開設した病院(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院に限る。)について」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に児童福祉法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院は、当該公告の日以前項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した

日(以下「変更公告等の日」という。)において現に第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法第二十条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院(前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。)は、当該変更公告等の日に同法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

4 第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第五十九条の四の規定は、適用しない。

(生活保護法の特例)

第十二条 特定広域団体が別表第二号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定の適用については、同条中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局(道州制特別区域における広域行政の推進に關する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第二号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この項において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、「介護療養型医療施設について」とあるのは「介護療養型医療施設(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に限る。)について」と、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項(道州制特別区域における広域行政の推進に

と、「薬局について」とあるのは「薬局(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局に限る。)について」とする。

2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(道州制特別区域における広域行政の推進に關する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この項において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、「介護療養型医療施設について」とあるのは「介護療養型医療施設(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に限る。)について」と、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項(道州制特別区域における広域行政の推進に

関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）とする。

3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等（病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）は、当該公告の日により第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

4 特定広域団体が第一項若しくは第二項の道州制特別区域計画を変更し、これらの規定に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現にこれらの規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更

公告等の日に同法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第八十四条の二の規定は、適用しない。

（商工会議所法の特例）

第十三条 特定広域団体が別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第四百三十三号）第四十六条第二項及び第三項（いずれも同法第二十五条第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く）、第六十条第二項及び第三項並びに第九十一条第二号の規定の適用については、同法第四十六条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二

条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合又は同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合」とする。

（調理師法の特例）

第十四条 特定広域団体が別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「厚生労働大臣の指定する調理師養成施設」とあるのは、「調理師養成施設（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二

生労働大臣の指定を受けている調理師養成施設は、当該公告の日により前項の規定により読み替えて適用する同号の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現に同項の規定により読み替えて適用する調理師法第三条第一項第一号の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている調理師養成施設（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更公告等の日に同法第三条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

（母子保健法の特例）

第十五条 特定広域団体が別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第五項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二

項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」とする。）は、当該計画作成特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

官 報 (号 外)

体」という。)の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は「と、〔薬局についてその主務大臣〕とあるのは〔薬局(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局に限る。)についてその主務大臣とする。〕

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に母子保健法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等は、当該公告の日以前項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現に同項の規定により読み替えて適用する母子保健法第二十条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等(前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。)は、当該変更公告等の日に同法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

4 第一項の規定により読み替えて適用する母子保健法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第二十六条の規定は、適用しない。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十六条 特定広域団体が別表第七号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号第三十七条(第八項を除く。)、第八十三条第一項第三号、第八十四条第一項第一号及び第八十六条第一号の規定の適用については、同法第三十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)別表第七号に規定する政令で定める麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法により鳥獣の捕獲等を行うとする者にあつては、同法第七條の規定により同法別表第七号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この条において「計画作成特定広域団体」という。))の知事」と、同条第二項から第七項まで及び第九項から第十一項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と、同法第八十三条第一項第三号中「第三十七条第十項」とあるのは「第三十七条第十項(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同法第八十四条第一項第一号中「第三十七条第五項」とあるのは「第三十七条第五項(道州

制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同法第八十六条第一号中「第三十七条第八項若しくは第九項」とあるのは「第三十七条第八項若しくは第九項(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日前に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条の規定により環境大臣がした許可等の処分その他の行為で別表第七号に掲げる事務に係るものは、当該公告の日以後においては、同項の規定により読み替えて適用する同条の規定により当該特定広域団体の知事がした許可等の処分その他の行為とみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日以前項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条の規定により当該特定広域団体の知事がした許可等の処分その他の行為(前項の規定により当該特定広域団体の知事がした許可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。)で別表第七号に掲げる事務に係るものは、当該変更公告等の日以後においては、同法第三十七条の規定により環境大臣がした許可等の処分その他の行為とみなす。

(地方自治法の特例)

第十七条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法、生活保護法及び母子保健法の規定並びに第二条第三項の政令又は主務省令の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九、第二百五十二条の二十二及び第二百五十二条の二十六の三の規定は、適用しない。

(道州制特別区域計画が公告された場合等における経過措置)

第十八条 この節に定めるもののほか、別表に掲げる事務等に関する事項が定められている道州制特別区域計画が第七条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公告された場合、特定広域団体が当該道州制特別区域計画を変更し、同表に掲げる事務等に関する事項が定められないこととなった場合及び計画期間が満了した場合における必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令(同表第八号の主務省令で定める事務等に係るものにあつては、主務省令)で定める。

第三節 交付金の交付

第十九条 国は、道である特定広域団体に対し、当該特定広域団体の作成した道州制特別区域計画に第七条第二項第四号に掲げる事項が定められている場合において、当該特定広域団体が次

の各号に掲げる工事又は事業を実施するとき
は、その実施に要する経費に充てるため、主務
省令で定めるところにより、予算の範囲内で、
当該各号に定める種類の交付金を交付すること
ができる。

一 第七条第二項第四号イに掲げる砂防工事
特定砂防工事交付金

二 第七条第二項第四号ロに掲げる保安施設事
業 特定保安施設事業交付金

三 第七条第二項第四号ハに掲げる事業 特定
道路事業交付金

四 第七条第二項第四号ニに掲げる改良工事
特定河川改良工事交付金

2 前項の交付金(以下単に「交付金」という。)の
額の算定については、同項の主務省令におい
て、第七条第二項第四号イ、ハ若しくはニに規
定する施設又は同号ロに掲げる保安施設事業に
係る施設の整備の状況その他の事項を勘案し、
かつ、前項各号に掲げる工事又は事業を砂防
法、森林法その他の法令の規定により国が実施
するならば当該工事又は事業の実施に要する費
用について国が負担することとなる割合を参酌
して定めるものとする。

3 交付金を充てて行う工事又は事業に要する費
用については、砂防法、森林法その他の法令の
規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定に
かわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に
関し必要な事項は、当該交付金の種類に応じ、
主務省令で定める。

第四章 道州制特別区域推進本部

(設置)

第二十条 広域行政の推進に関する施策を総合的
かつ効果的に推進するため、内閣に、道州制特
別区域推進本部(以下「本部」という。)を置く。
(所掌事務)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさど
る。

一 道州制特別区域基本方針の案の作成に関す
ること。

二 道州制特別区域基本方針に基づく施策の実
施の推進に関すること。

三 この法律の規定による広域行政の推進の評
価に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、広域行政の推
進に関する施策で重要なものの企画及び立案
並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十二条 本部は、道州制特別区域推進本部
長、道州制特別区域推進副本部長及び道州制特
別区域推進本部員をもつて組織する。
(道州制特別区域推進副本部長)

第二十三条 本部の長は、道州制特別区域推進本
部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大
臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。
(道州制特別区域推進副本部長)

第二十四条 本部に、道州制特別区域推進副本
長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣

をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(道州制特別区域推進本部員)

第二十五条 本部に、道州制特別区域推進本部員
(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべて
の国務大臣をもつて充てる。
(資料の提出その他の協力)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するた
め必要があると認めるときは、国の行政機関、

地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通
則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に
規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政
法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第
百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政
法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により
直接に設立された法人又は特別の法律により
特別の設立行為をもつて設立された法人であつ
て、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)
第四条第十五号の規定の適用を受けるものをい
う。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表
明、説明その他必要な協力を求めることができ
る。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必
要があると認めるときは、前項に規定する者以
外の者に対しても、必要な協力を依頼すること
ができる。
(事務)

第二十七条 本部に関する事務は、内閣官房にお
いて処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌
理する。

(主任の大臣)

第二十八条 本部に係る事項については、内閣法
(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣
は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部
に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(主務省令)

第三十条 この法律における主務省令は、国の行
政機関の長の権限に属する事務等について規定
する法律及び法律に基づく命令(国家公安委員
会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働
委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省
の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含
む。)とする。ただし、国家公安委員会、公害等
調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会
又は船員中央労働委員会の所管に係る国の行政
機関の長の権限に属する事務等については、そ
れぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会
規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規
則又は船員中央労働委員会規則とする。
(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この
法律の実施に関し必要な事項は、政令で定め
る。
(経過措置)

第三十二条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（事務の区分）

第三十三条 第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第二節の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金の交付について適用する。

一 第十九条第一項（第二号に係る部分を除く。）平成二十二年度以降の年度の予算に係る特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金及び特定河川改良工事交付金

二 第十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）平成十九年度以降の年度の予算に係る特定保安施設事業交付金

（経過措置）

第二条 前条第一項ただし書に規定する規定の施行の際、特定広域団体が別表第一号から第七号までのいずれかに掲げる事務等に関する事項が定められている道州制特別区域計画を第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公告している場合における第

十一条第一項及び第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、

第十一条第一項中「第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（第三項を除き、以下単に「公告の日」という。）とあるのは、附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）と、同条第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項及び第二項中、「公告の日」とあり、第十一条第二項、第十二条第三項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中「当該公告の日」とあるのは、「一部施行日」とする。

（検討）
第三条 政府は、附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）
第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）
第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等

（治水特別会計法の一部改正）

第五条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金を「都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金」に改め、同条第三項中「二部を」を「一部について」、「又は補助する」を「補助し、又は交付金を交付する」に改める。

第四条第二項第三号及び第七条第一項中「及び補助金」を「補助金及び交付金」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「及び第百十一条」を「第百十一条及び第百十一条の二」に改める。
附則第百十一条の次に次の一条を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第百十一条の二 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に、「介護療養型医療施設」を「介護老人保健施設」に改め、同条第三項中「同条第二十五項」を「又は同条第二十五項」に改め、「又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

（内閣府設置法の一部改正）

第七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の次に次の一号を加える。
三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七條第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

別表（第二条、第十一条、第十六条、第十八条関係）

番号	事務等	名称	関係条項
一	児童福祉法第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務		第十一条

二	生活保護法第四十九条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十二条(第二項を除く。)
三	生活保護法第五十四条の二第一項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務	第十二条(第一項を除く。)
四	商工会議所法第四十六条第三項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第六十条第三項の商工会議所の解散の認可に関する事務	第十三条
五	調理師法第三条第一項第一号の調理師養成施設の指定に関する事務	第十四条
六	母子保健法第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十五条
七	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第一項の規定による危険猟法(麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。)の許可に関する事務	第十六条
八	前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事務等	

審査報告書

建築士法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月十二日

国土交通委員長 大江 康弘

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、建築物の安全性の確保を図るため、一定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又

附帯決議

政府は、構造計算書偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、建築士試験の受験資格の見直しについては、学科主義から科目主義への変更に伴う受験資格の認定が円滑に行われるよう配慮するとともに、建築実務経験に関しては、建築士資格受有者の設計・工事監理業務分野以外での活動・活躍の実態を踏まえ、意欲ある有能な人材に門戸を開き、することがないよう配慮すること。

二、建築士が自己研鑽を図るとともに、建築士事務所が適正な業務の実施を行い、専門資格者としての社会的使命と責任を果たすため、関係団体による独自の研修・資格制度等の実施による加入率向上の取組を通じて団体の自律的な監督体制が確立されるよう、関係団体等に対して所要の指導助言を行うこと。

三、一定規模の建築物に係る構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合性の確認については、厳正な実施を確保するとともに、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の偏在によつて適合性確認業務の円滑な実施が妨げられることがないよう配慮すること。

四、建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている「建築設備士」について、建築設備の高度化・複雑化が進展している

現下の状況にかんがみ、設備設計一級建築士制度の下においても、より一層の活動・活躍がでるようその有効活用が図られるとともに、関係規定の適切な運用がなされるよう、特定行政庁、建築士関係団体等への周知徹底を図ること。

また、設備設計一級建築士制度の運用の状況について検討を加え、必要に応じ、速やかに適切な措置を講じること。

五、建築物の品質を確保するためには、工事監理業務の適正化を図ることが重要であることにかんがみ、建築主に提出される工事監理報告書の記載内容を充実するとともに、工事監理のガイドラインを提示・普及すること等により、その実効性確保に努めること。

六、建築士の業務報酬基準については、建築士の業務の実態を踏まえ、適宜適切に見直しを行うとともに、その基準が遵守されるよう周知徹底を図ること。

右決議する。

建築士法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十八年十一月三十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

建築士法等の一部を改正する法律案

建築士法等の一部を改正する法律

(建築士法の一部改正)

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「免許」を「免許等」に、「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「第四章の二」を「第五章」に、「第二十二條の二」を「第二十二條の四」に、「第五章 建築士事務所」を「第六章 建築士事務所」に、「第五章の二」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第三十四條」を「第三十三條」に、「第七章」を「第九章」に、「第三十四條の二」第三十四條の五を「第三十四條 第三十七條」に、「第八章」を「第十章」に、「第三十五條」第三十八條を「第三十八條 第四十五條」に改める。

第二条第二項及び第三項中「用いて」の下に「建築物に關し」を加え、「工事監理等」を「工事監理その他」に改め、同条第四項中「工事監理等」を「工事監理その他」に改め、同条第五項中「建築工事」を「建築工事の二」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「昭和二十五年法律第二百一号」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律で「構造設計」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に關する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「構造設計図書」という。)の設計を、「設備設計」とは建築設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三号に規定する建築設備を

いう。以下同じ。)の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に關する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「設備設計図書」という。)の設計をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第三章 免許等

第五條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第九條第一項又は第十條第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

第五條に次の一項を加える。

5 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第五條の二第一項中「免許証」を「一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証」に改める。

第六條に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならぬ。

第十條の二第一項中「登録」を「並びに登録」に、「並びに登録」を「構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付並びに一

級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付」に改め、同条第二項中「免許証の交付」を「一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付」に改め、同条を第十條の三とし、同条の次に次の三十五條を加える。

(中央指定登録機関の指定)

第十條の四 国土交通大臣は、その指定する者(以下「中央指定登録機関」という。)に、一級建築士の登録の実施に關する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に關する事務(以下「二級建築士登録等事務」という。)を行わせることができる。

2 中央指定登録機関の指定は、一級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第十條の五 国土交通大臣は、他に中央指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士登録等事務の実施に關する計画が、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士登録等事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経

理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士登録等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十條の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十條の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十條の六 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、中央指定登録機関の名称及び住所、一級建築士登録等事務を行う

事務所の所在地並びに一級建築士登録等事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定登録機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十条の七 中央指定登録機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十条の九第一項に規定する登録等事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第十条の八 中央指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、一級建築士登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしなければならない。

2 一級建築士登録等事務に従事する中央指定登録機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第十条の九 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の開始前に、一級建築士登録等事務に関する規程（以下この章において「登録等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一級建築士登録等事務の実施の方法その他の登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定登録機関に対し、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十条の十 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）
第十条の十一 中央指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、一級建築士登録等事務に関する事項で国土交通省令で定める

ものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十条の十二 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し、一級建築士登録等事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第十条の十三 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し一級建築士登録等事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定登録機関の事務所に立ち入り、一級建築士登録等事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(照会)

第十条の十四 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の適正な実施のため必要な事項について、国土交通大臣に照会することができる。この場合において、国土交通大臣は、中央指定登録機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

(二級建築士登録等事務の休廃止等)

第十条の十五 中央指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により一級建築士登録等事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 第十条の六第二項、第十条の十、第十条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事務を行つたとき。

五 その役員が一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。 六 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。 3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。 (国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等) 第十条の十七 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、一級建築士登録等事務を行わないものとする。 2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、一級建築士登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。 一 第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止したとき。 二 前条第二項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部の停止を命じられたとき。 三 天災その他の事由により一級建築士登録等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。 3 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士登録等事務を行い、又は同項の規定により行つて一級建築士登録等事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、	その旨を公示しなければならない。 4 国土交通大臣が、第二項の規定により一級建築士登録等事務を行うこととし、第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。 (審査請求) 第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ (中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等) 第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項、第三項及び第五項、第五条の二第二項、第六条並びに第十条の二の規定の適用については、これらの規定(第五条第二項、第五条の二第二項並びに第十条の二第一項各号及び第二項第二号を除く。)中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国」とあるのは「中央指定登録機関」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関(第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。 2 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を中央指定登録機関に納付しなければならない。 3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第五項及び第十条の二第五項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。 (都道府県指定登録機関) 第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者(以下「都道府県指定登録機関」という。)に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行わせることができる。 2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行おうとする者の申請により行う。 3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、「登録等事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条の五第一項中「他」と	あるのは「当該都道府県の区域において他」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第十条の二十第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等登録事務(第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。)」の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、第十条の七第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と読み替えるものとする。 (都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等) 第十条の二十一 都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第五条第二項及び第三項、第五条の二第二項並びに第六条の規定の適用については、これらの規定(第五条第二項及び第五条の二第二項を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関(第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えた」とあるのは「一級建築士の免許を与え、又は前項の規定により二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿に登録をした」と、同項、同条第三項及び第五条の二第一項中「二級建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県指定登録機関」とする。
---	---	---

2 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づ

き二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証の書換え交付若しくは再交付に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録)

第十条の二十二 第十条の二第二項第一号の登録(第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた

日から起算して二年を経過しない者

五 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十条の二十四 国土交通大臣は、登録の申請をした者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事する講習事務を行うものであること。

二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築物の建築工事の請負を行う者(以下この号において「建築関連事業者」という。)でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の過半数を有するものであること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める建築関連事業者又はその役員若しくは職員(過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築関連事業者の役員又は職員(過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)を含む。であること。

三 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録の区分
- 四 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

(登録の公示等)

第十条の二十五 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録講習機関は、前条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十条の二十六 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条の二十二から第十条の二十四までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第十条の二十七 登録講習機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録講習機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録講習機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十条の二十三各号

のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録講習機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務の実施に係る義務)

第十条の二十八 登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

第十条の二十九 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下この章において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習事務の実施の方法、講習事務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条の三十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備え

て置かなければならない。

2 利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第十条の三十一 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

第十条の三十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十条の三十三 国土交通大臣は、登録講習機

関が第十条の二十八の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の事務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第十条の三十四 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し講習事務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(講習事務の休廃止等)

第十条の三十五 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により講習事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第十条の三十六 国土交通大臣は、登録講習機

関が第十条の二十三各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の二十五第二項、第十条の二十七第二項、第十条の三十第一項、第十条の三十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第十条の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十条の三十二又は第十条の三十三の規定による命令に違反したとき。

五 講習事務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第十条の三十七 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第十条の三十五第一項の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行い、又は同項の規定により行つてゐる講習事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第十条の三十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第十条の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができ

一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う講習(別表第一(一)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習(別表第一(二)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。

4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士(以下それぞれ「構造設計一級建築士」と又は「設備設計一級建築士」という。)は、第九条第一項又は前条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証

又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第十一条を次のように改める。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に関し必要な事項並びに第十条の二第一項第一号の登録、同号及同条第二項第一号の講習、登録講習機関その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 この章に規定するもののほか、二級建築士及び木造建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、二級建築士免許証及び木造建築士免許証並びに二級建築士免許証明書及び木造建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他二級建築士及び木造建築士の免許に関し必要な事項は、都道府県の規則で定める。

第十三条の二第二項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

第十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「正規の建築又は

土木に関する課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目に、「後、建築に関し二年以上の実務の経験を」を「者であつて、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの(以下「建築実務」という。)の経験を二年以上」に改め、同条第四号中「前各号」の下に「に掲げる者」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「四年以上の実務の経験を」を「設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を四年以上」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号に該当する者を除き、」を削り、「正規の建築又は土木に関する課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目に、「後、建築に関し四年以上の実務の経験を有する者」を「者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者(前号に掲げる者を除く。)」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の二中「短期大学」の下に「(修業年限が三年であるものに限る。)」を加え、「正規の建築又は土木に関する修業年限三年の課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者」に、「もの」を「課程を修めて卒業した者」に、「を修めて卒業した後、建築に関し」を「であつて、その卒業後建築実務の経験を」に改め、「の実務の経験を」を削り、同号を同条第二号とする。

第十五条第一号中「正規の建築に関する課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」に改め、「又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関し一年以上の実務の経験を有する者」を削り、同条第二号中「正規の建築又は土木に関する

る課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」に、「後、建築に関して三年以上の実務の経験を」を「者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号に掲げる者」に改め、同条第四号中「建築に関して」を「建築実務の経験を」に改め、「の実務の経験を」を削る。

第十五条の二第二項中、「一を限り」を削り、同条第四項を削る。

第十五条の三から第十五条の五までを削る。

第十五条の六第二項ただし書中「数は、」の下に同項の「を加え、同条第四項を削り、同条を第十五条の三とする。

第十五条の七の見出しを「(不正行為の禁止)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条を第十五条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第十五条の五 第十条の五から第十条の十三まで及び第十条の十五から第十条の十八までの規定は、中央指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号及び第二項第四号並びに第十条の七第一項を除く。)中「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士試験事務」と、「役員」とあるのは「役員(第十五条の三第一項の試験委員を含む。)」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五中「前条第二項」とあるのは「第十五条の二第二項」と、同条第一項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士試験事務(第十五条の二第一項に規定する一級建築士試験事務をいう。以下同じ。の実施)」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士試験事務」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の三の規定」と読み替えるものとする。

第十五条の二第二項の規定は、前項において読み替えて準用する第十条の九第一項若しくは第三項又は第十条の十六第二項の規定による認可、命令又は処分をしようとするときについて準用する。

第十五条の八から第十五条の十六までを削る。

第十五条の十七第二項中、「都道府県ごとに一を限り」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第十条の五から第十条の十三まで、第十条の十五から第十条の十八まで、第十五条の二第三項、第十五条の三、第十五条の四及び前条第二項の規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号及び第二項第四号並びに第十条の七第一項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、「役員」とあるのは「役員(第十五条の六第三項において準用する第十五条の三第一項の試験委員を含む。)」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、

同条中「前条第二項」とあるのは「第十五条の六第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等試験事務(第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務をいう。以下同じ。の実施)」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、第十条の七第一項中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の六第三項において準用する第十五条の三の規定」と、第十五条の二第三項中「中央建築士審査会」とあるのは「都道府県建築士審査会」と、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第十五条の十七第四項及び第五項を削り、同条を第十五条の六とする。

第十五条の十八を第十五条の七とする。

第十六条第三項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「第十五条の十七」を「第十五条の六」に改める。

第十七条の見出し及び同条第二項中「都道府県規則」を「都道府県の規則」に改める。

第十八条第三項中「注意を与え、」を「対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該」に改める。

第二十条第一項中「木造建築士たるを」を「木造建築士である旨の」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項又は第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第二十条第五項中「建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(構造設計に関する特例)

第二十条の二 構造設計一級建築士は、第三条第一項に規定する建築物のうち建築基準法第二十条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第一項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならぬ。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定及びこれに基づく命令の規定(以下「構造関係規定」という。)に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4 構造設計一級建築士は、第二項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があつた

ときは、構造設計一級建築士証を提示しなければならぬ。

(設備設計に関する特例)

第二十条の三 設備設計一級建築士は、階数が三以上で床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物の設備設計を行った場合においては、第二十条第一項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号(換気設備に係る部分に限る。)、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条(消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。)、及び第三十六条消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。)の規定並びにこれらに基づく命令の規定(以下「設備関係規定」という。)に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、

に、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4 設備設計一級建築士は、第二項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、設備設計一級建築士証を提示しなければならない。

第二十一条中「設計」の下に「(第二十条の二第二項又は前条第二項の確認を含む。第二十二條及び第二十三條第一項において同じ。)」を加える。

第二十一条の二第一号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改める。

第二十二條第二項中「必要に応じ、講習の実施」を「必要な情報及び」に改める。

第三十八條を削る。

第三十七條中「第三十五条(第十二号)を「第三十八條(第十三号)に」、「第三十六條」を「第四十一条」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第五條第三項第十條の十九第一項及び第十條の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。、第八條の二、第十條の二第四項(第十條の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第二十三條の七(第二十六條の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。、又は第二十四條の七第二項の規定に違反した者
- 二 第十條の二十七第二項(第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において

準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十條の三十第一項(第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十條の三十第二項各号(第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)の請求を拒んだ者

第三十六條の三を第四十三條とする。

第三十六條の二中「中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員を中央指定登録機関等の役員等」に改め、同条第一号中「第十五條の十(第十五條の十七第五項において)」を「第十條の十一(第十條の二十第三項、第十五條の五第一項、第十五條の六第三項及び第二十六條の三第三項において読み替えて)」に、「備えず」を「備え付けず」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 第十條の十三第一項(第十條の二十第三項、第十五條の五第一項、第十五條の六第三項及び第二十六條の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 三 第十條の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- 第三十六條の二に次の二号を加える。
- 四 第十條の十三第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき

き。

五 第十條の十五第一項(第十條の二十第三項、第十五條の五第一項、第十五條の六第三項及び第二十六條の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の許可を受けないで一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の全部を廃止したとき。

第三十六條の二を第四十二條とする。

第三十六條第九号中「第三十四條の二」を「第三十四條」に、「第三十五條第一号」を「第三十八條第一号」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第八号を同条第十三号とし、同条第七号中「第二十四條の六第一項」を「第二十四條の八第一項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第六号中「第二十四條の五」を「第二十四條の六」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第五号中「第二十四條の四」を「第二十四條の五」に改め、同条を同条第十号とし、同条第四号中「第二十四條の三第二項」を「第二十四條の四第二項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第三号中「第二十四條の三第一項」を「第二十四條の四第一項」に、「備えず」を「備え付けず」に改め、同条を同条第八号とし、同条第二号を同条第七号とし、同条第一号を同条第六号とし、同条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

- 一 第十條の三十一(第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を

備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十条の三十四第一項(第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十条の三十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十条の三十四第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

五 第十条の三十五第一項(第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第三十六條を第四十一條とする。

第三十五條の三「第十五條の十四第二項第十五條の十七第五項において」を「第十条の十六第二項(第十条の二十第三項、第十五條の五第三項、第十五條の六第三項及び第二十六條の三第三項において読み替えて)に、「二級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務」を「一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務」に、「中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関」を「中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関」に改

め、「職員」の下に「(第四十二條において「中央指定登録機関等の役員等」という。)を加え、同条を第四十條とする。

第三十五條の二を削る。

第三十五條第十二号中「第三十三條」を「第三十二條」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条の三十六第二項(第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による講習事務(第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二條の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務及び第二十六條の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務をいう。第四十一條第五号において同じ。)の停止の命令に違反した者

第三十五條を第三十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の八第一項(第十条の二十第三項、第十五條の五第一項、第十五條の六第三項及び第二十六條の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十五條の四(第十五條の六第三項にお

いて準用する場合を含む。)の規定に違反して、不正の採点をした者

第八章を第十章とする。

第二十九條第三項ただし書中「又は」の下に「同項の」を加える。

第三十二條を削り、第三十三條を第三十二條とする。

第三十四條中「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三條とする。

第七章中第三十四條の五を第三十七條とする。

第三十四條の四中「第十条の二及び第十五條の十八」を「第十条の三及び第十五條の七」に改め、同条を第三十六條とする。

第三十四條の三を第三十五條とする。

第七章中第三十四條の二を第三十四條とする。

第七章を第九章とし、第六章を第八章とし、第五章の二を第七章とする。

第二十七條中「登録」の下に、「第二十四條第二項の登録及び講習並びに登録講習機関」を加える。

第二十六條の二第一項中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十六條の二第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(指定事務所登録機関の指定)

第二十六條の三 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定事務所登録機関」という。)

に、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び第二十三條の九第三号に掲げる書類(国土交通省令で定める書類に限る。)を一般の閲覧に供する事務(以下「事務所登録等事務」という。)を行わせることができる。

2 指定事務所登録機関の指定は、事務所登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、指定事務所登録機関について準用する。

この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「二級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と、第十条の五第一項中「他」とあるのは「当該都道府県の区域において他」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第二十六條の三第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「事務所登録等事務(第二十六條の三第一項に規定する事務所登録等事務をいう。以下同じ。)」の実施と、

「一級建築士登録等事務」とあるのは、「事務所登録等事務」と読み替えるものとする。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第二十六條の四 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第二十三條第一項、第二十三條の二から第二十三條の四ま

で、第二十三条の五第一項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項及び第二十三条の九の規定の適用については、これらの規定（第二十三条第一項、第二十三条の二及び第二十三条の九を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関（第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、第二十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第三号中「登録」とあるのは「都道府県知事が登録」と、第二十三条の九中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第二十六条の三第一項の国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

2 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき建築士事務所の登録に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により指定事務所登録機関が行う建築士事務所登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定事務所登録機関に納めさせ、その収入とすることが出来る。

（管理建築士講習の講習機関の登録）
第二十六条の五 第二十四条第二項の登録（次項において単に「登録」という。）は、同条第二項の講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条

の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第三講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第二十四条第二項の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（登録の区分に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。

第二十六条第二項第三号中「第二十四条の六」を「第二十四条の八」に改め、同項第四号中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同項第六号中「建築士事務所を管理する」を「管理建築士である」に改め、同項第九号中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改める。

第二十四条の六第一項中「設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約」を「設計受託契約又は工事監理受託契約」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「方法」の下に「（第一号に掲げる事項を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「内容」の下に「（前号に掲げる事項を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一項各号に掲げる事項
第二十四条の六第一項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、「ほか」の下に「設計受託契約

又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で」を加え、「事項」を「もの」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第二十四条の八とする。

第二十四条の五を第二十四条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（重要事項の説明等）

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨
四 報酬の額及び支払の時期
五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

第二十四条の四を第二十四条の五とする。

第二十四条の三第一項中「備え」を「備え付け」に改め、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（再委託の制限）

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも共同住宅その他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものである）に係るものに限る。の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

第二十四条第二項中「前項の建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）

は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の五第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。

第二十三条の四第一項第七号中「第二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十三条の二第四号中「建築士事務所を管理する建築士」を「第二十四条第二項に規定する管理建築士」に改める。

第五章を第六章とする。

第四章の二中第二十二條の二を第二十二條の四とする。

第四章の二を第五章とする。

第四章中第二十二條の次に次の二條を加える。

(定期講習)

第二十二條の二 次の各号に掲げる建築士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、次条第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(次条において「登録講習機関」という。)が行う当該各号に定める講習を受けなければならない。
一 一級建築士(第二十三条第一項の建築士事務所に属するものに限る。) 別表第二(一)

の項講習の欄に掲げる講習

二 二級建築士(第二十三条第一項の建築士事務所に属するものに限る。) 別表第二(二)の項講習の欄に掲げる講習

三 木造建築士(第二十三条第一項の建築士事務所に属するものに限る。) 別表第二(三)の項講習の欄に掲げる講習

四 構造設計一級建築士 別表第二(四)の項講習の欄に掲げる講習

五 設備設計一級建築士 別表第二(五)の項講習の欄に掲げる講習

(定期講習の講習機関の登録)

第二十二條の三 前条の登録は、別表第二の各項目の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は前条の登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項目の講習の欄」とあるのは「別表第二の各項目の講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」と読み替えるものとする。

3 前条の登録及び講習並びに登録講習機関に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第二(第十条の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係)

講習	科目	講師
構造設計一級建築士講習	イ 構造関係規定に関する科目	(1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 建築物の構造に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
設備設計一級建築士講習	イ 設備関係規定に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 建築設備に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

別表第二(第二十二條の二、第二十二條の三関係)

講習	科目	講師
一級建築士定期講習	イ 建築物の建築に関する法令に關する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ 設計及び工事監理に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(二)		(三)		(四)	
二級建築士 定期講習		木造建築士 定期講習		構造設計一 級建築士定 期講習	
イ 建築物の建築 に関する法令に 関する科目		イ 木造の建築物 の建築に関する 法令に関する科 目		イ 構造関係規定 に関する科目	
(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准 教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者		(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准 教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者		(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准 教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者	
ロ 建築物(第三 条に規定する建 築物を除く)の 設計及び工事監 理に関する科目		ロ 木造の建築物 (第三条及び第 三条の二に規定 する建築物を除 く)の設計及び 工事監理に関す る科目		ロ 構造設計に関 する科目	
(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教 授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者		(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教 授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者		(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教 授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者	

(五)		設備設計一 級建築士定 期講習	
イ 設備関係規定 に関する科目		ロ 設備設計に関 する科目	
(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准 教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者		(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教 授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する 者	

講習		講 師	
管理建築士 講習		イ この法律その他 関係法令に関する 科目	
ロ 建築物の品質確 保に関する科目		(1) 管理建築士として三年以上の実務の経験を有する管 理建築士 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

別表第三第二十四条、第二十六条の五関係

第二条 建築士法の一部を次のように改正する。

目次中「建築士事務所の業務の適正な運営等
を図ることを目的とする団体の指定を「建築士
事務所協会及び建築士事務所協会連合会」に、
「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

第二十二條の四の見出しを削り、同条第一項
中「ため」の下に「建築士に対する建築技術に関
する研修並びに」を加え、同条第二項中「ため」
の下に「建築士に対する建築技術に関する研修
並びに」を加え、「第四項及び第五項を」以下こ
の条に改め、同条第四項中「この項及び次項」
を「この条」に改め、同条第五項を同条第六項と
し、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に
対し、その業務に必要な知識及び技能の向上
を図るための建築技術に関する研修を実施し
なければならない。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 建築士事務所協会及び建築士事
務所協会連合会

第二十七條の二の見出しを「(建築士事務所協
会及び建築士事務所協会連合会)」に改め、同条
第一項を次のように改める。

その名称中に建築士事務所協会という文字

を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く。)は、建築士事務所業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主(以下単に「建築主」という。)の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員(以下この章において「協会員」という。)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第二十七条の二第二項中「前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、第一項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会」という。)及び前項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会連合会」という。)は、その目的を達成するため」に改め、「ものとする」を削り、同項第一号中「関し、」の下に「設計等の業務に係る」を加え、「設計等を委託する」を削り、同項第二号中「設計等を委託する建築主等」を「建築主その他の関係者」に、「処理」を「解決」に改め、同項第三号中「対する」の下に「建築士事務所業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する」を加え、同項第四号中「その他指定法人の」を「前三号に掲げるもののほか、その」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員(第六項において「連合会会員」という。)とする旨の定款の定めがあるもので

なければならない。

第二十七条の二に次の五項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

5 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士事務所協会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士事務所協会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。

6 建築士事務所協会は協会の会員の名簿を、建築士事務所協会連合会は連合会会員の名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

7 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。

8 国土交通大臣は建築士事務所協会連合会に對して、建築士事務所協会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士事務所協会に對して、建築士事務所業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図るため、必要な事項に關して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができ

る。

のように改める。

(加 入)

第二十七条の三 建築士事務所協会は、建築士事務所の開設者が建築士事務所協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(名称の使用の制限)

第二十七条の四 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会でない者は、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いてはならない。

2 協会員でない者は、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならない。

(苦情の解決)

第二十七条の五 建築士事務所協会は、建築主その他の関係者から建築士事務所業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 建築士事務所協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該建築士事務所の開設者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、建築士事務所協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由

がないのに、これを拒んではならない。

第四十一条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いた者

第四十三条を削り、第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条に次の一号を加える。

四 第二十七条の四第一項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

第四十五条を第四十四条とする。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条第十七号中「いう」を「い」、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定(同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備関係規定(同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の四第三項及び第六条第三項第三号において同じ。)に適合することを確認した構造設計一級建築士(同法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備設計一級建築士(同法第十条の二

第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。
 第五条の四第三項及び第六条第三項第三号において同じ。」を含むものとするに改める。

第五条の四第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 建築士法第二条第六項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計（同法第二条第六項に規定する構造設計をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。）又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 建築士法第二条第六項に規定する設備設計図書による同法第二十条の三第一項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計（同法第二条第六項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第三項第三号において同じ。）又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

第六条第三項中「建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一

項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。

二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。

三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。

第六条の二第一項中「建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反する」を「前条第三項各号のいずれかに該当する」に改める。

第六条の三第二項中「勘案して、」の下に「建築士及び」を加える。

第一百一条第一項第一号中「又は第三項」を「から第三項まで又は第五項」に改める。

（建設業法の一部改正）

第四条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の二十四」を「第二十五条の二十六」に、「第二十五条の二十五」を「第二十五条の二十七」に改める。

第二十二條第一項中「如何なる」を「いかなる」に、「する」を「するか」に改め、同条第三項中「規定は、」を「建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の」に、「場合には」を「ときは、これらの規定は」に改める。

第二十三條の次に次の一条を加える。

（工事監理に関する報告）

第二十三條の二 請負人は、その請け負つた建設工事の施工について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八條第三項の規定により建築士から工事を設計図書のとおり実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九條の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

第二十四條中「何らの」を「いかなる」に、「もつてする」を「もつてするか」に改める。

第二十五條の二十五を第二十五條の二十七とする。

第三章の二中第二十五條の二十四を第二十五條の二十六とし、第二十五條の二十三を第二十五條の二十五とし、第二十五條の二十二を第二十五條の二十四とする。

第二十五條の二十一第一項中「定を」を「定めを」に改め、同条第三項中「前項を」「同項」に改め、同条を第二十五條の二十三とする。

第二十五條の二十を第二十五條の二十二とし、第二十五條の十九を削り、第二十五條の十

八を第二十五條の二十一とし、第二十五條の十七を第二十五條の二十とする。

第二十五條の十六第三項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条を第二十五條の十九とする。

第二十五條の十五中「」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「基き」を「基づき」に改め、同条を第二十五條の十八とする。

第二十五條の十四の次に次の三条を加える。

（あつせん又は調停の打ち切り）

第二十五條の十五 審査会は、あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることができる。

2 審査会は、前項の規定によりあつせん又は調停を打ち切つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）

第二十五條の十六 前条第一項の規定によりあつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第二十五條の十七 紛争について当事者間に訴訟に係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四

月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十六條第三項中「ある」の下に「施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくはを、」を加え、「工事」を「建設工事」に改め、同条第四項中「国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、」を削り、同条第五項中「同項の工作物の」を削る。

第四十條の三中「備え、」の下に「かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを」を加える。

第四十四條の五中「地方自治法の下に」(昭和二十二年法律第六十七号)を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條(建設業法第二十二條第一項及び第三項の改正規定、同法第二十三條の次に一條を加える改正規定並びに同法第二十四條、第二十六條第三項から第五項まで、第四十條の三及び第五十五條の改正規定を除く。)及び附則第十三條(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)附則第一項ただし書の改正規定に限る。)の規定 平成十九年四月一日

二 次條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行前の準備)
第二條 第一條の規定による改正後の建築士法(以下「新建築士法」という。)第十條の二第一項第一号、第二十二條の二又は第二十四條第二項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、その申請を行うことができる。新建築士法第十條の二十九第一項(新建築士法第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

2 新建築士法第十條の四第一項の指定及びこれ

に關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第二項並びに新建築士法第十條の五、第十條の六第一項並びに第十條の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

3 新建築士法第十條の二十第一項の指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第二項の規定並びに同条第三項において読み替えて準用する新建築士法第十條の五、第十條の六第一項並びに第十條の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

(建築士法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 施行日前にその課程を修了した講習であつて、新建築士法第十條の二第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十四條第二項の講習に相当するものとして国土交通大臣が定めるものは、それぞれ新建築士法第十條の二第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十四條第二項の講習とみなす。

2 新建築士法第十四條第一号から第三号までの規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五條第二号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前に第一條の規定による改正前の建築士法(以下「旧建築士法」という。)第十四條第一号から第二号まで又は第十五條第二号に規定する課程を修めて卒業した者はそれぞれ新建築士法第十四條第一号から第三号まで又は第十五條第二号に規定する科目を修めて卒業した者

と、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の施行日前における建築に関する実務の経験はそれぞれこれらの規定に規定する建築実務の経験とみなす。

3 新建築士法第十四條第一号から第三号までの規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五條第二号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前から引き続き旧建築士法第十四條第一号から第二号まで又は第十五條第二号に規定する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することとなつた者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、それぞれ新建築士法第十四條第一号から第三号まで又は第十五條第二号に規定する科目を修めて卒業した者とみなす。

4 新建築士法第十四條第四号の規定による一級建築士試験の受験資格については、施行日前における二級建築士としての実務の経験は、同号に規定する実務の経験とみなす。

5 新建築士法第十四條第五号の規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五條第三号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、この法律の施行の際現に旧建築士法第十四條第四号の規定による国土交通大臣の認定又は旧建築士法第十五條第三号の規定による都道府県知事の認定を受けている者は、それぞれ新建築士法第十四條第五号の規定による国土交通大臣の認定又は新

建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けた者とみなす。

6 新建築士法第十五条第一号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、次に掲げる者は、新建築士法第十五条第一号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

一 施行日前に旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の建築に関する課程を修めて卒業した者

二 施行日前に旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の土木に関する課程を修めて卒業した者で当該課程を修めて卒業した後の新建築士法第十四条第一号に規定する建築実務の経験(当該課程を修めて卒業した後の施行日前における建築に関する実務の経験を含む。)を一年以上有するもの

三 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の建築に関する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することになった者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもの

四 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することになった者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業

したものうち、当該課程を修めて卒業した後の新建築士法第十四条第一号に規定する建築実務の経験を一年以上有する者

7 新建築士法第十五条第四号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前における建築に関する実務の経験は、同号に規定する建築実務の経験とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧建築士法第十五条の二第一項又は第十五条の十七第一項の指定を受けている者(以下「旧指定試験機関」という。)は、それぞれ新建築士法第十五条の二第一項又は第十五条の六第一項の指定を受けた者とみなす。

9 施行日前に旧建築士法第十五条の四第一項若しくは第三項又は第十五条の十四第四項(これらの規定を旧建築士法第十五条の十七第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新建築士法第十五条の五第一項又は第十五条の六第三項において準用する新建築士法第十条の六第一項若しくは第三項又は第十条の十六第三項の規定によりされた公示とみなす。

10 施行日前に、旧建築士法又はこれに基づく命令若しくは規則により旧指定試験機関に対して行い、又は旧指定試験機関が行った処分、手続その他の行為は、新建築士法又はこれに基づく命令若しくは規則中の相当する規定によって新建築士法第十五条の二第一項に規定する中央指

定試験機関又は新建築士法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関(以下この項において「新指定試験機関」という。)に対して行い、又は新指定試験機関が行った処分、手続その他の行為とみなす。

11 この法律の施行の際現に旧指定試験機関の役員(旧建築士法第十五条の六第一項(旧建築士法第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。))の試験委員を含む)である者が施行日前にした旧建築士法第十五条の五第二項(旧建築士法第十五条の六第四項(旧建築士法第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。))及び第十五条の十七第五項において準用する場合を含む)に該当する行為は、新建築士法第十五条の五第一項又は第十五条の六第三項において読み替えて準用する新建築士法第十条の七第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

12 新建築士法第二十条の二及び第二十条の三の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「適用開始日」という。)以後に新建築士法第二条第六項に規定する構造設計又は設備設計を行った場合について適用する。

13 この法律の施行の際現に旧建築士法第二十四条第一項の規定により置かれている建築士事務所を管理する建築士については、新建築士法第二十四条第二項の規定は、当該建築士事務所につき引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合に限り、施行日から起算して三年

を経過する日までの間、適用しない。

14 新建築士法第二十四条の三の規定は、施行日前に建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務については、適用しない。

15 施行日前に締結された設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約については、新建築士法第二十四条の八及び第二十六条第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行の際現に旧建築士法第二十三条第一項の登録を受けている者に対する新建築士法第二十六条第一項又は第二項の規定による登録の取消しその他の監督上の処分に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

17 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にその名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いている一般社団法人に関する第二条の規定による改正後の建築士法第二十七条の二第五項の規定の適用については、同項中「成立したときは、成立の日」とあるのは、「建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」とする。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 適用開始日前に行つた設計による建築物の計画については、適用開始日から起算して六月を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の建築基準法(次項において「新基準法」という。)第六条第三項第一号(新建築士法第

二十条の二第一項及び第二十條の三第一項の規定に係る部分に限る。）、第二号及び第三号の規定は、適用しない。

2 施行日前に第三條の規定による改正前の建築基準法第六條第一項又は第六條の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事及び前項の規定の適用がある場合において施行日以後に新基準法第六條第一項又は第六條の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事については、新基準法第五條の四第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 施行日前に建設業者が請け負った建設工事については、第四條の規定による改正後の建設業法(以下「新建設業法」という。)第二十二條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に建設工事紛争審査会に係属している第四條の規定による改正前の建設業法(次項において「旧建設業法」という。)第二十五條の十一のあつせん又は調停に関し当該あつせん又は調停の目的となつてゐる請求についての新建設業法第二十五條の十六の規定の適用については、附則第一條第一号に掲げる規定の施行の時に、あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧建設業法第三條第一項の許可を受けてゐる者に対する新建設業法第二十九條の規定による許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、施行日前に生じた事

由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律(附則第一條第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一條から第四條までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)の項中「第十條の二及び第十五條の十八」を「第十條の三及び第十五條の七」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一百五十八号を同表第一百五十九号とし、同表第一百五十四号から第一百五十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一百五十三号の次に次のように加える。

百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録

(一) 建築士法第十條の二第一項第一号(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき
(二) 建築士法第二十二條の二(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	九万円
(三) 建築士法第二十四條第二項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一 中百六の項を削り、百七の項を百六の項とし、百八の項を百八の項とし、百二十一の項を百二十二の項とし、百十四の項から百二十の項までを一項ずつ繰り下げ、百十三の項を削り、百十二の項を百十四の項とし、百十一の項を百十三の項とし、同表の百十の項中「一級建築士の免許」を「同法第四條第一項若しくは第三項の免許、同法第五條第一項の登録、同法第二項の交付、同法第五條の二第一項若しくは第二項若しくは第八條の二の届出、同法第九條第一項第一号の申請又は同法第十條の二第一項若しくは第二項の交付」に改め、同項を同表の百九の項とし、同項の次に次のように加える。

百十 建築士法第十條の四第一項に規定する中央指定登録機関	建築士法による同法第十條の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十一 建築士法第十條の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関	建築士法による同法第十條の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十二 建築士法第二十六條の三第一項に規定する指定事務所登録機関	建築士法による同法第二十六條の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十六の項中「二級建築士又は木造建築士の免許」を「同法第四条第二項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律及び景観法の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第四十条第二項

二 景観法(平成十六年法律第百十号)第六十五条第一項

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百三条のうち、建築士法第十五条の三第二項の改正規定中「第十五条の三第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号」を「第十條の五第二項第一号」に改め、同法第二十二條の二の改正規定中「第二十二條の二」を「第二

十二條の四」に改める。

第四百四條中「第二十二條の二第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則第一項ただし書中「限る。」並びに「を」を「に」に改め、「除く。」の下に「並びに第二百三條」を加える。

審査報告書

観光立国推進基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月十二日

国土交通委員長 大江 康弘

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とするとともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること。

二、地方公共団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、やる気のある地域による知恵と工夫にあふれた観光振興の取組みを支援することにより、交流人口の拡大と魅力ある地域づくりの推進に努めること。

三、日本の伝統と文化を体現し、もてなしの心により観光立国を支える旅館業をはじめとした観光に関わる中小企業について、その経営基盤を確立するための施策の充実に努めること。

四、景観法に基づく良好な景観の形成を推進するとともに、心ない観光客による落書きやごみの放置などの行為から美しい自然や文物、景観を保護するため、観光客のモラルの向上を図るための施策に努めること。

五、より柔軟に休暇を取得しやすくすることにより、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他の制度面における検討を行うこと。

六、国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市などを通じた観光交流の拡大に努めること。

七、高齢者・障害者等移動制約者の円滑な移動の確保に資する施策を一層促進するとともに、交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること。

八、観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること。

右決議する。

観光立国推進基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年十二月七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

観光立国推進基本法案

観光基本法(昭和三十八年法律第百七号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 観光立国推進基本計画(第十条・第十

一条)

第三章 基本的施策

第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成(第十二条―第十四条)

第二節 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第十五条・第十六条)

第三節 国際観光の振興(第十七条・第十八条)

第四節 観光旅行の促進のための環境の整備(第十九条―第二十五条)

第四章 国及び地方公共団体の協力等(第二十六条・第二十七条)

附則

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を楽しむとする我らの理想とするところである。また、観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するものである。

我らは、このような使命を有する観光が、今後、我が国において世界に例を見ない水準の少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛

着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信する。

しかるに、現状をみると、観光がその使命を果たすことができる観光立国の実現に向けた環境の整備は、いまだ不十分な状態である。また、国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加等観光旅行の形態の多様化、観光分野における国際競争の一層の激化等の近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応は、十分に行われていない。これに加え、我が国を来訪する外国人観光旅客数等の状況も、国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとはなっていない。

これらに適切に対処し、地域において国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興を図ること等により、観光立国を実現することは、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 観光立国の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のために特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。

2 観光立国の実現に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進を図られるよう講ぜられなければならない。

3 観光立国の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のため

に果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立つて講ぜられなければならない。

4 観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により我が国及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、観光立国の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力に努めなければならない。

(住民の役割)

第五条 住民は、観光立国の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の努力)

第六条 観光に関する事業(第十六条において「観光事業」という。)を営む者(以下「観光事業者」という。)は、その事業活動を行うに際しては、住民の福祉に配慮するとともに、観光立国の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
(法制上の措置等)

第七条 政府は、観光立国の実現に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告等)

第八条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
(交通政策審議会への諮問等)

第九条 交通政策審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、観光立国の実現に関する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 交通政策審議会は、前二項に規定する事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表

明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二章 観光立国推進基本計画

(観光立国推進基本計画の策定等)

第十条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画(以下「観光立国推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立国の実現に関する目標

三 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、観光立国推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、観光立国推進基本計画の変更について準用する。

(観光立国推進基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。

第三章 基本的施策

第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第十二条 国は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第十三条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備)

第十四条 国は、観光旅行者の国際競争力の高い

魅力ある観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、国際交通機関及びこれに関連する施設並びに国際競争力の高い魅力ある観光地及びその観光地間を連絡する経路における空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

第二節 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の国際競争力の強化)

第十五条 国は、観光産業の国際競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十六条 国は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実、観光事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

第三節 国際観光の振興

(外国人観光客の来訪の促進)

第十七条 国は、外国人観光客の来訪の促進を図るため、我が国の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、国内における交通、宿泊その他の観光旅

行に要する費用に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要なる施策を講ずるものとする。

(国際相互交流の促進)

第十八条 国は、観光分野における国際相互交流の促進を図るため、外国政府との協力の推進、我が国と外国との間における地域間の交流の促進、青少年による国際交流の促進等に必要なる施策を講ずるものとする。

第四節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行の容易化及び円滑化)

第十九条 国は、観光旅行の容易化及び円滑化を図るため、休暇に関する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和、観光事業者の不当な営利行為の防止その他の観光に係る消費者の利益の擁護、観光の意義に対する国民の理解の増進等に必要なる施策を講ずるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第二十条 国は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、我が国の伝統のある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要なる施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第二十一条 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要なる施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第二十二条 国は、観光旅行の安全の確保を図るため、国内外の観光地における事故、災害等の発生状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生防止等に必要なる施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第二十三条 国は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要なる施策を講ずるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第二十四条 国は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じて環境の保全に関する知識の普及及び理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要なる施策を講ずるものとする。

(観光に関する統計の整備)

第二十五条 国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る

消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 国及び地方公共団体の協力等

(国及び地方公共団体の協力等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、観光立国の実現に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(団体の整備)

第二十七条 国は、観光立国の実現に関し、民間の活力が十分に発揮されるよう観光立国の実現に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年一月一日から施行する。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「観光基本法(昭和三十

八年法律第百七号)」を「観光立国推進基本法

(平成十八年法律第 号)」に改める。

審査報告書

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月十二日

財政金融委員長 家西 悟

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 上限金利引下げを始めとする改正法の可及的速やかな施行に努めるとともに、カウンセリング体制やセーフティネット貸付の充実、ヤミ金融への取締強化、登録業者への監督強化、金融経済教育の充実など、多重債務問題の解決に向

けた対策に政府を挙げて取り組むため、内閣官房に多重債務者対策本部を早期に設置し、関係省庁が連携して、官民一体となった取組を推進すること。

一 多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、また、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、各地方自治体に対し、要請を行うこと。また、事前予防型カウンセリングと債務整理型事後カウンセリングを共に強化し、資金需要者が適切なタイミングでカウンセリングを速やかに受けられるよう体制の充実と周知を図ること。そのため、日本司法支援センター(法テラス)、財団法人日本クレジットカウンセリング協会等について、弁護士会・司法書士会に必要な協力を要請しつつ、体制及び相互連携の強化を図ること。

一 利息制限法の上限金利を超える金利に関する過払い金の返還が多重債務問題の解決に果たす役割にかんがみ、過払い金の返還が適切に債務者に行われるようにし、また、過払い金の支払総額を適切に債務者に通知するなどして、債務者の生活再建に資するよう、取組を進めること。

一 利息制限法を超過した金銭の貸付けにおける、担保としての手形・小切手の取得に関する実態把握に努め、適切な対応策を検討すること。

一 無登録・高金利等のヤミ金融被害が増えるこ

とのないよう、違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、関係法令に基づく徹底した取締りを行うこと。また、違法業者に関する情報を広く一般から効果的に収集するための手法や、貸金業者・貸金業協会が行政当局に協力する仕組みの導入に努めること。さらに将来的には、法令違反によって得た利益を剥奪できる制度等について検討を進めること。

一 登録業者の監督について、より効果的に行うための方策を検討しつつ強化を図ること。また、貸金業者の海外進出状況や進出先での活動状況については、海外の関係当局とも情報交換しつつ、その実態把握に努めること。さらに、日賦貸金業者の特例金利が廃止されるまでの間、制度の潜脱を防ぐために、監督上特段の注意を払うこと。

一 若年者による健全な実需に基づかない不要不急の借入れなど、無人契約機の安易な利用が多重債務問題の一因となっているとの指摘も踏まえ、十分な実態調査の上、安易な借入れを抑制する仕組みを検討すること。また、郊外における遊技施設等に隣接し、各社が集積させている設置方法などについて、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。

一 指定信用情報機関への情報提供やその信用情報の管理・利用に際しては、個人情報保護法の遵守等により、債務者のプライバシー保護に欠けることのないよう努めること。

一 安易な借入れを抑制するため、テレビ・コマーシャルの放映時間帯や放映回数、誇大な看

板など広告の方法・内容や頻度について、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。

一 多重債務者の増加を極力抑制するため、可及的速やかに金融経済教育を学校教育のカリキュラムなどに組み込むこと。その際、弁護士会や司法書士会に必要な協力を要請し、学校段階から家計管理や債務管理についての啓発活動を実施すること。なお、教材等の適切さについては、十分な注意を払うこと。

一 上限金利引下げや総量規制等の今回の措置及び貸金業者の多額の過払い金の発生が、経済社会に与える影響を注視し、適切に対処すること。

一 いわゆる商工ローン業者については、主債務者が無資力にもかかわらず、保証人からの回収を前提とするような過剰な貸付けが行われないよう、貸金業協会による適切な自主規制への取組に配慮すること。また、保証料等の対価を得ることのない保証人に関しては、無償であり危険のみ負担するというその性格にかんがみれば、合理性を欠くものと考える余地もあることも含めて、個人保証の合理性などについても検討すること。

一 資金需要者に対する公的支援制度等のセーフティネットの拡充・強化については、貸し渋り等による影響を緩和し、ヤミ金融への流出を防止する観点から、地方自治体や関係団体とも協力しつつ、特段の努力を払うこと。

一 総量規制など、今回導入する新たな規制の実

効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。

一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行うこと。

一 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制の在り方等について、検討を進めること。

一 金融庁による検査・監督の実施に関する情報が社会及び金融資本市場に与える影響にかんがみ、立入検査の実施時期、行政処分の内容等に関して、その情報管理を徹底すること。右決議する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十八年十一月三十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「五年」を「十年」に、「千万円」を「三千万円」に改め、同条第四号を削る。

第四十七条の二を次のように改める。

第四十七条の二 第三十六条の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第十一条第二項又は第三項の規定に違反した者

三 第二十一条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第四十八条第一号中「第十一条第三項」を「第

十三条の三」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をした者

第四十八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十五条第二項の規定に違反した者
第四十八条第五号の二中「において準用する場合を含む。」の下に、以下この号において同じ」を加える。

第四十九条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第三号とし、第八号から第十二号までを四号ずつ繰り上げる。

第五十一条第一項第一号中「第四十七条」の下に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同条第二項中「第四十七条」の下に「又は第四十七条の二」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第二条 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 貸金業者

第一節 登録(第三条―第十二条)

第二節 業務(第十二条の二―第二十四条の六)

第三節 監督(第二十四条の六の二―第二十四条の六の十一)

第三章 貸金業協会

第一節 設立及び業務(第二十五条―第三十六条)

第二節 協会員(第三十七条・第三十八条)

第三節 管理(第三十九条―第四十一条の二)

第四節 監督(第四十一条の三―第四十一条の六)

第五節 雑則(第四十一条の七―第四十一条の十二)

第四章 雑則(第四十二条―第四十六条)

第五章 罰則(第四十七条―第五十二条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に對し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進することにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

第二条第二項中「受けて貸金業を営む」を「受けた」に改め、同条に次の九項を加える。

4 この法律において「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう。

5 この法律において「債務者等」とは、債務者又は保証人をいう。

6 この法律において「資金需要者等」とは、顧客等又は債務者等をいう。

7 この法律において「極度方式基本契約」とは、貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客によりあらかじめ定められた条件に従つた返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいう。

8 この法律において「極度方式貸付け」とは、極度方式基本契約に基づく貸付けをいう。

9 この法律において「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。

10 この法律において「貸金業協会」とは、第三章第一節の規定に基づいて設立された法人をいう。

11 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。

12 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

「第二章 登録」を「第二章 貸金業者」に改める。

第二章第三条の前に次の節名を付する。

第一節 登録

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「の」章及び第三十八条第一項を「この節、第二十四条の六の六第一項第一号及び第三十一条第八号」に、「以下同じ」を「第二十四条の六の四第二項及び次章を除き、以下同じ」に、「及び住所並びに」を「商号又は名称及び」に、「その者の氏名及び住所」を「その者の氏名」に改め、同項第三号及び第四号中「及び住所」を削り、同項第六号中「第二十四条の七第一項」を「第十二条の三第一項」に、「規定する者」を「規定する貸金業務取扱主任者」に改める。

第六条第一項第三号中「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項」に、「第三十八条第一項」を「第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項第十三号中「第二十四条の七」を「第十二条の三」に改め、同項に次の二号を加える。

十五 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

十六 他に営む業務が公益に反すると認められる者

第八条第二項中「又は第十三号」を「第十三号又は第十六号」に改める。

第十一条第二項第一号中「表示」の下に「又は広告」を加え、同項第二号中「広告をし、又は」を削る。

第三章の章名を削り、第十二条の次に次の節名及び七条を加える。

第二節 業務

（業務運営に関する措置）

第十二条の二 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（貸金業務取扱主任者）

第十二条の三 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する者のうちから次項及び第七項の規定に適合する貸金業務取扱主任者を選任し、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。以下この条及び第二十條の二において同じ。）の規定を遵守して貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わなければならない。

2 貸金業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者以外のものでなければならない。

3 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が第一項の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

4 貸金業者は、貸金業の業務を行うに当たり資金需要者等からの請求があつたときは、当

該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

5 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を選任した場合には、その選任した日から起算して六月以内に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、貸金業務取扱主任者研修（都道府県知事が行う貸金業に関する法令に必要知識及び能力に関する研修をいう。以下この条において同じ。）を受けさせなければならない。ただし、その者がその選任した日前次項の内閣府令で定める期間内に貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、この限りでない。

6 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、当該貸金業務取扱主任者研修を受けた日から内閣府令で定める期間を経過する日までの間に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、新たに貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならない。

7 第五項の規定により貸金業者が貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならないこととされている貸金業務取扱主任者が同項本文の規定による貸金業務取扱主任者研修を受けることなく貸金業務取扱主任者でなくなつた場合には、その後任の貸金業務取扱主任者は、貸金業務取扱主任者研修を受けた日から前項の内閣府令で定める期間を経過しない者でなければならない。

8 貸金業者は、貸金業務取扱主任者に第五項

又は第六項の規定により貸金業務取扱主任者研修を受けさせたときは、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

9 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が選任した貸金業務取扱主任者がその職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反した場合においてその状況により貸金業務取扱主任者として不適当であると認めるときは、当該貸金業者に対し、当該貸金業務取扱主任者の解任を勧告することができる。

10 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、貸金業協会その他の団体であつて、貸金業務取扱主任者研修を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして内閣総理大臣が指定するものに、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる。

（証明書の携帯）

第十二条の四 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第十二条の五 貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

（禁止行為）

第十二条の六 貸金業者は、その貸金業の業務

に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

二 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(次号に掲げる行為を除く。)

三 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

四 前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

(生命保険契約の締結に係る制限)

第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。))又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。))その他の内閣府令で定める契約を除く。の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。

(相談及び助言)

第十二条の八 貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に關する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができるものと認められる団体を紹介するよう努めなければならない。

第十三条第一項中「資金需要者である顧客又

は保証人となろうとする者」を「顧客等」に、「その者」を「当該顧客等」に改め、同条第二項を削る。

第十三条の二及び第十三条の三を削る。

第十四条中「の各号」を削り、同条第一号中「表示するもの」の下に「(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)」を加える。

第十五条第一項中「の各号」を削り、同条第二号中「(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利率を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合には、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)」を削り、同条第二項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)」を削る。

第十六条の見出しを「(誇大広告の禁止等)」に改め、同条第一項中「業務」を「貸金業の業務」に改め、同条第二項中「業務」を「貸金業の業務」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「顧客を「資金需要者等」に改め、同条第三号中「資金需要者」を「資金需要者等」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、資金需要者

等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明として内閣府令で定めるもの

第十六条第三項中「業務」を「貸金業の業務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。

4 貸金業者は、貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けけることを希望しない旨の意思を含む。)が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行つてはならない。

第十六条の次に次の二条を加える。

(保証契約締結前の書面の交付)

第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に關する事項で内閣府令で定

めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に關する事項として内閣府令で定めるもの

六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。))第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を

記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。

一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

第十七条の見出しを「契約締結時の書面の交付」に改め、同条第一項中「係る契約の下に」(極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。)を加え、「の各号」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 極度額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 日賦貸金業者である場合にあっては、第十四条第五号に掲げる事項

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第十七条第三項中「前項各号に掲げる事項」を「第十六条の二第二項各号に掲げる事項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。)」に、「当該保証人」を「当該保証契約の保証人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。

第十七条に次の三項を加える。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限り)を締結した場合において、その相手方又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約の保証人に対し、これらの者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け

及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項又は第四項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、第一項又は第四項の規定による書面の交付を行ったものとみなす。

一 契約年月日

二 貸付けの金額(極度方式保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

7 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

第十八条第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「第二十条及び第二十一条第二項」を「及び第二十一条第二項第四号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限り)又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に對し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電

磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

第十九条の次に次の一条を加える。

(帳簿の閲覧)

第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に對し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

第二十条を次のように改める。

(特定公正証書に係る制限)

第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。

一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)

二 前号に掲げる契約に係る保証契約

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正

証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合に、当該代理人の選任に關し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

4 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

第二十条の二(二)「(以下この条において「特定受給権者」という。)を加え、「その者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定め

るもの又は年金証書その他その者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管してはならない」を「次に掲げる行為をしてはならない」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

第二十一条第一項中「又は次の各号」を、「又は次に、」により、その者を困惑させて」を「をして」に改め、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号中「みだりに」を削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

第二十一条第四号中「他の貸金業を営む」を「債務者等以外の」に改め、「みだりに」を

削り、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

第二十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

第二十一条第二項中「の各号」を削る。

第二十四条第一項中「第十七条、第十八条、第二十條から第二十二條まで、第四十二條を「第十二條の七、第十六條の二、第十六條の三、第十七條(第六項を除く。)、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十」に、「第十七條の」を「第十六條の二及び第十七條第六項を除く。」に改め、同条第二項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで、

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するも

のこと、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者」当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二第一項中「第十七条条、第十八

条、第二十条から第二十二條まで、第二十四條の四第一項及び第四十二條を「第十二條の七、第十六條の二、第十六條の三、第十七條(第六項を除く)、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の四第一項及び第二十四條の六の十二」に、「第十七條の」を「第十六條の二及び第十七條(第六項を除く)の」に改め、同条第二項中「第十七條、第十八條、第二十条から第二十二條まで及び第四十二條を」第十二條の七、第十六條の二、第十六條の三、第十七條(第六項を除く)、第十八條から第二十二條まで及び第二十四條の六の十二に、「第十七條の」を「第十六條の二及び第十七條(第六項を除く)の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を得した保証業者（当該都道府県内の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を得した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同

条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の三第一項中「第十七条、第十八条、第二十條から第二十二條まで、第二十四条の五第一項及び第四十二條」を「第十二條の七、第十六條の二、第十八條の三、第十七條(第六項を除く。)、第十八條から第二十二條まで、第二十四条の五第一項及び第二十四条の六の十」に、「第十七条の二及び第十七條の二及び第十七條(第六項を除く。)」に改め、同条第二項中「第六項を除く。」に改め、同条第二項中「第十七条、第十八條、第二十條から第二十二條まで及び第四十二條」を「第十二條の七、第十八條の二、第十六條の三、第十七條第六項を除く。、第十八條から第二十二條まで及び第二十四条の六の十」に、「第十七条の二を「第十六條の二及び第十七條(第六項を除く。)」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるの

は「受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付に係る契約について」とあるのは「受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十四条の四第一項中「第十七条、第十八条、第二十條から第二十二條まで、第四十二条」を「第十二條の七、第十六條の二、第十六條の三、第十七條(第六項を除く。)、第十八條から第二十二條まで、第二十四条の六の十」に、
「第十七条の二」を「第十六條の二及び第十七條(第六項を除く。)」に改め、同条第二項中「第十七條(第六項を除く。)」に改め、同条第二項中「第十七條(第六項を除く。)」に改め、同条第二項中「第十七條(第六項を除く。)」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を護

官報 (号外)

り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の五第一項中「第十七条、第十八条、第二十條から第二十二條まで、第四十二条」を「第十二條の七、第十六條の二、第十六條の三、第十七條（第六項を除く。）、第十八條から第二十二條まで、第二十四条の六の十」に、「第十七条の二」を「第十六条の二及び第十條、第十八條、第二十條から第二十二條まで、第四十二条」を「第十二條の七、第十六條の二、第十六條の三、第十七條（第六項を除く。）、第十八條から第二十二條まで、第二十四条の六の十」に、「第十七条の二」を「第十六条の二及び第十條」に、

七条(第六項を除く。)の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第五項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の六を次のように改める。

(準用)

第二十四条の六 第二十四条第一項の規定は貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条において同じ。）が貸付けに係る契約に基づく

債権を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条第一項の規定は貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について、第二十四条の二第一項の規定は貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二及び第二十一条の規定は保証業者が貸金業を営む者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下この条において「保証等に係る求償権等」という。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について、第二十四条の三第一項の規定は貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二及び第二十一条の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下この条において「受託弁済に係る求償権等」という。）を取得した場合（保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した場合を除く。）における当該弁済をした者について、第二十四条の四第一項の

規定は保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の四第一項の規定は保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証契約に係る求償権等を譲り受けた者について、前条第一項の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び前条第一項の規定は受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の六の次に次の一節を加える。

第三節 監督

(開始等の届出)

第二十四条の六の二 貸金業者は、次の各号の二
いづれかに該当するときは、内閣府令で定め
るところにより、その旨をその登録をした内
閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なけれ
ばならない。

一 貸金業(貸金業の業務に關してする広告)
若しくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債
權の取立てに係る業務を含む。第二十四条
の六の六第一項第二号において同じ。)を開
始し、休止し、又は再開したとき。

二 第六条第一項第十四号に該当するに至つたことを知つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。

(業務改善命令)

第二十四条の六の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に關し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対し、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第二十四条の六の四 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第十三号から第十六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 貸金業の業務に關し法令(第十二条、第十二条の五、第二十四条第三項及び第四項、第二十四条の二第三項及び第四項並びに第二十四条の三第三項及び第四項を除く。)又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分違反したとき。

三 第二十四条第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権譲渡等をしたとき。

四 貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした

場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者(第二十四条第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したとき。

五 第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき。

六 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。
イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者(第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同

じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したとき。

七 第二十四条の三第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したとき。

八 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者(第二十四条の三第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該弁済の委託の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたこと

につき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該受託弁済に係る求償権等取得した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得の後当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したとき。

九 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相當の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

十 保証等に係る求償権等取得した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したときであつて、こ

のような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。

十一 受託弁済に係る求償権等取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。

十二 第二号に掲げるもののほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したとき。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)が、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の取消し)

第二十四条の六の五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第七条各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 第十二条の規定に違反したとき。

五 第十二条の五の規定に違反したとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合について準用する。

(所在不明者等の登録の取消し)

第二十四条の六の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確定できない場合において、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。

二 正当な理由がないのに、当該登録を受けた日から六月以内に貸金業を開始しなかつたとき、又は引き続き六月以上貸金業を休止したとき。

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定に

よる処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第二十四条の六の七 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第二項、第七条若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を抹消しなければならない。

(監督処分等の公告)

第二十四条の六の八 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(事業報告書の提出)

第二十四条の六の九 貸金業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業に係る事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これをその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需

要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督)

第二十四条の六の十一 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者であつて貸金業協会に加入していないものの貸金業の業務について、資金需要者等の利益の保護に欠けることのないよう、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

2 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則(以下「社内規則」という。)の作成又は変更を命ずることができる。

3 前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた貸金業者は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けた貸金業者は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三章の二を削る。

第四章の章名を削り、第二十五条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 貸金業協会

第一節 設立及び業務

第二十五条から第三十五条までを次のように改める。

(協会の目的等)

第二十五条 貸金業協会(以下この章において「協会」という。)は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とする。

2 協会は、法人とする。

3 協会は、全国を地区とするものでなければならない。

4 協会は、その名称中に貸金業協会という文字を用いなければならない。

5 協会でない者は、その名称又は商号中に、貸金業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(設立の認可)

第二十六条 協会は、貸金業者でなければ、これを設立することができない。

2 貸金業者は、協会の設立しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(認可申請書の提出)

第二十七条 前条第二項の認可を受けようとする者は、その認可を受けようとする協会について、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び協会員の商号、名称又は氏名

2 前項の認可申請書には、その認可を受けようとする協会の定款、業務規程その他の規則(以下「定款等」という。)その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(認可申請書の審査)

第二十八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款等の規定が法令に適合し、かつ、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するために十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 認可申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 認可を受けようとする協会の役員のうちに第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるとき。

三 認可申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があるとき。

(認可の取消し)

第二十九条 内閣総理大臣は、協会がその設立の認可を受けた時点において前条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。

(営利追求の禁止)

第三十条 協会は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(定款)

第三十一条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所その他の事務所の所在地

四 協会員に関する事項

五 総会に関する事項

六 役員に関する事項

七 理事会その他の会議に関する事項

八 協会員の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第三十七条第五項において同じ。)及び使用人の資質の向上に関する事項

九 業務規程その他の規則の作成及び変更に関する事項

十 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款等の遵守の状況の調査に関する事項

十一 会費に関する事項

十二 会計及び資産に関する事項

(業務規程の記載事項)

第三十二条 協会は、その業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 協会員が営む貸金業に係る過剰貸付けの

防止に関する事項(次号に掲げるものを除く。)	出なければならぬ。協会の規則(定款及び業務規程を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。	4 協会は、その定款において、第六項の場合を除くほか、貸金業者は何人も協会員として加入することができ旨を定めなければならない。	を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。
二 協会員がその貸金業の業務に関して資金需要者である個人の顧客と締結する極度方式基本契約で定められた条件のうち、一定期間における最低の返済額その他の返済に関する事項	(支部) 第三十四条 協会は、都道府県の区域ごとに支部を設けなければならない。	5 協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。	第三十八條の次に次の節名を付する。 第三節 管理 第三十九條から第四十一條の二までを次のように改める。 (役員の選任及びその職務権限) 第三十九條 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。
三 協会員がその貸金業の業務に関して行う広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項	2 支部は、協会の目的の達成に資するため、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督を行う。 (会長又は理事の行為についての損害賠償責任) 第三十五条 協会は、会長又は理事がその職務を行うことについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。	6 協会は、その定款において、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等に違反する行為をして、協会から除名の処分を受けたことがある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。	2 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。 3 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
四 協会員がその貸金業の業務に関して行う勧誘に関する事項	第五節 協会員 第三十六條 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 第三十六條の次に次の節名を付する。 第二節 協会員 第三十七條及び第三十八條を次のように改める。 (協会員の資格及び協会への加入の制限) 第三十七條 協会の協会員は、貸金業者に限る。	7 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。	4 監事は、協会の事務を監督する。 5 役員が第六條第一項第一号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。 (役員の解任命令) 第四十條 内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款若しくは業務規程に違反したときは、協会に対し、当該役員を解任を命ずることができる。
七 協会員が営む貸金業の業務に対する資金需要者等(債務者等であつた者を含む。)からの苦情の解決に関する事項	第三十七條 協会は、すべての貸金業者のうち政令で定める割合以上の貸金業者をその協会員としなければならない。	8 協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、協会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 (協会員に対する処分等) 第三十八條 協会は、その定款において、協会員が、法令、法令に基づく行政官庁の処分又は当該協会の定款等に違反する行為をした場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限	(仮理事又は仮監事) 第四十一條 内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。
八 資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項	2 協会は、協会の目的の達成に資するため、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督を行う。	第三十八條 協会は、その定款において、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。	3 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。 4 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
九 貸金業の業務に従事する者に対する研修に関する事項	第三十九條 協会は、都道府県の区域ごとに支部を設けなければならない。	第三十九條 協会は、その定款において、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。	3 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。 4 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
十 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事項	第三十九條 協会は、その定款において、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。	第三十九條 協会は、その定款において、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。	3 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。 4 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(秘密保持義務)

第四十一条の二 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四十一条の二の次に次の二節及び章名を加える。

第四節 監督

(定款等の変更命令)

第四十一条の三 内閣総理大臣は、協会の定款等又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該協会に対し、定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができ。

(法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員の解任等)

第四十一条の四 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等(以下この条において「法令等」という。)に違反した場合又は協会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款等により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つた場合において、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一

部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第四十一条の五 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入らせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に

関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、協会から業務の委託を受けた者に対し、当該協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所立ち入らせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に

関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(内閣総理大臣への提出書類)

第四十一条の六 協会は、事業年度ごとに、次

に掲げる書類を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書

二 前事業年度末における財産目録

三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第五節 雑則

(苦情への対応)

第四十一条の七 協会は、資金需要者等(債務者等であつた者を含む。)から協会員が営む資金業の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知しなければならない。

(内閣総理大臣又は都道府県知事に対する協力)

第四十一条の八 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、内

閣府令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(協会による啓発活動等)

第四十一条の九 協会は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、資金需要者等の利益の保護の促進に努めなければならない。

(協会の登記)

第四十一条の十 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(協会の解散)

第四十一条の十一 協会は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 破産手続開始の決定

四 協会の設立の認可の取消し

2 協会の解散に関する総会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会が第一項第一号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 協会について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協会の解散に關し必要な事項は、政令で定める。
(認可等の公示)

第四十一条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨(第一号に掲げる場合にあつてはその旨及び認可を受けた協会の定款等、第三号に掲げる場合にあつてはその旨及び変更後の定款又は業務規程、第四号に掲げる場合にあつてはその旨及び届出があつた事項)を官報で公示しなければならない。

一 第二十六条第二項の認可をしたとき。
二 第二十九条の規定により認可を取り消したとき。

三 第三十三条第一項の認可をしたとき。
四 第三十三条第二項の届出があつたとき。
五 第四十一条の三の規定により定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命じたとき。

六 第四十一条の四の規定により認可を取り消し、業務の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命じたとき。

七 前条第二項の認可をしたとき。
八 前条第三項の届出があつたとき。
九 前条第四項の通知を受けたとき。

第四章 雑則

第四十二条を次のように改める。

(高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効)

第四十二条 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む。)において、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律第五条第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

第六章の章名及び第四十二条の二を削る。

第四十三条第一項中「(利息制限法(昭和十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。)」を削り、「同法」を「利息制限法」に改め、同項第一号中「又は同条第二項から第四項まで(を)」若しくは「第十六条の二第一項並びに第十七条第三項及び第四項(これらの規定を)」に、「第十七条第二項から第四項まで」を「第十六条の二第一項並びに第十七条第三項及び第四項」に、「貸付けの契約に基づく支払」を「貸付けに係る契約(極度方式貸付けに係る契約を除く。若しくは当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払又は第十七条第一項及び第二項(これらの規定を)第二十四条第二

項、第二十四条の二第二項、第二十四条の第三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定により第十七条第一項及び第二項に規定するすべての書面を交付している場合若しくは第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項まで(これらの規定を)第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定により第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する極度方式貸付けに係る契約若しくは当該契約に係る保証契約に基づく支払」に改め、同条第二項第一号中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第一項」に改める。

第四十四条中「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項」に、「第三十八条第一項」を「第二十四条の六の六第一項」に改める。

第四十四条の二第二項中「又は協会若しくは連合会」を「貸金業協会その他の関係者」に改める。

第四十四条の三第二項中「第三十六条」を「第二十四条の六の四」に、「第三十七条第一項」を「同条第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に、「第十三条の三」を「第十二条の五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第二十六条第二項の認可

をしようとするときは、第二十八条第二項第二号に該当する事由(第六条第一項第六号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

第四十四条の四中「貸金業者」の下に「又は第二十六条第二項の認可を受けようとする貸金業協会の役員」を、「当該貸金業者」の下に「又は同項の認可を受けようとする者」を加える。

第四十四条の五第二項中「第四十二条第三項及び第四項」を「第二十四条の六の十第五項及び第六項」に改め、「場合に」の下に「ついで」を加える。

第四十七条の二中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第一項」に改める。

第四十七条の三第三号中「及び第二十四条の五第二項」を「第二十四条の五第二項及び」に改め、「においてこれらの規定を準用する場合を含む。」を削り、同条に次の一号を加える。

四 第四十一条の四の規定による命令(役員の解任の命令を除く。)に違反した者
第四十八条第一号中「第十三条の三」を「第十二条の五」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二 第十二条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して虚偽のことを告げたる者

一の三 第十二条の七(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第四十八条第二号の二及び第三号を次のように改める。

二の二 第十五条第二項の規定に違反して第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録した者

三 第十六条第一項の規定に違反して著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をした者

第四十八条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第十六条の二第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の五第二項)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して書面を交付せず、又は第十六条の二第二項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三 第十六条の三第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して書面を交付せず、又は第十六条の三第二項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第四十八条第四号中「第十七条」の下に「第六項及び第七項を除く。」を、「又はこれらの規定」の下に「(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項、第二十四条の六の三の規定による命

の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十条第一項から第三項まで(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第四十八条第五号を次のように改める。

五 第二十条第四項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して書面を交付せず、又は第二十条第四項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第四十八条第五号の二中「第二十条の二」の下に「第一号に係る部分に限り、」を加え、「及び第二十四条の五第二項」を、「第二十四条の五第二項及び」に改め、「においてこれらの規定を準用する場合を含む。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五の三 第二十条の二(第二号に係る部分に限り、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第四十八条第八号の次に次の六号を加える。
八の二 第二十四条の六の三の規定による命

令に違反した者

八の三 第二十四条の六の九の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

八の四 第二十四条の六の十第一項又は第二項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項)においてこれらの規定を準用する場合を含む。の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八の五 第二十四条の六の十第三項又は第四項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項)においてこれらの規定を準用する場合を含む。の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八の六 第二十四条の六の十一第三項又は第四項の規定に違反して、三十日以内に、社内規則の作成若しくは変更をせず、若しくは内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けず、又は承認を受けた社内規則を内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けずに変更し、若しくは廃止した者

八の七 第二十七条第一項の認可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

第四十八条第九号を次のように改める。
九 第四十一条の五第一項又は第二項の規定

による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十八条第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十八条の二 第三十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条の三 第四十一条の二の規定に違反して職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条第六号から第八号までを削り、同条第五号中「同条第二項(第二十四条の六において準用する場合を含む。)」を「同条第二項に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「若しくは」を「又は」に、及び第二十四条の五第二項」を、「第二十四条の五第二項及び」に、においてこれらの規定を準用する場合を含む。又は第二十三条の規定に違反した者」を「に違反して、第二十一条第二項各号(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつた者」に改

め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七の二 第二十三条の規定に違反した者

第四十九条第三号中「第十九条」の下に「第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同条」を「第十九条」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第十九条の二後段(第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者

第四十九條第二号を同条第四号とし、同条第一号中「第十三条の二」を「第十二条の四」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十二条の三第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を選任しなかつた者

二 第十二条の三第四項の規定に違反した者

第四十九條に次の一号を加える。

九 第三十七條第八項の規定に違反した者

第五十條に次の一号を加える。

三 第二十四條の六の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十條の次に次の三條を加える。

第五十條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三條第一項の規定に違反した者

二 第三十三條第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十條の三 貸金業協会の役員(仮理事及び仮監事を含む。)又は職員が、その職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

二 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

三 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十條の四 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

二 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第五十一條第一項第一号中「又は第四十七條の二」を、「第四十七條の二、第四十七條の三、第四十七條の四又は第四十八條第八号の七若しくは第九号」に改め、同項第二号中「前条まで」を「第五十條の二まで(第四十七條の三、第四十八條第八号の七及び第九号並びに第四十八條の三を除く。)」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第五十一條の二 第四十一條の三の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした貸金業協会の役員(仮理事及び仮監事を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

第五十一條の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした貸金業協

会の役員(仮理事を含む。)又は代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三條第二項後段又は第四十一條の十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十七條第七項の規定に違反したとき。

三 第四十一條の十第一項の規定に違反したとき。

二 第二十五條第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五十二條を次のように改める。

第三條 貸金業法の一部を改正する。

第五十二條 第二十二條(第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者(その者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。第七章を第五章とする。

第三條 貸金業法の一部を改正する。

第三條 貸金業法の一部を改正する。

第五十二條 第二十二條(第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者(その者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。第七章を第五章とする。

(貸金業法の一部改正)

第三條 貸金業法の一部を改正する。

「第二章 貸金業者」
第一節 登録(第三條、第十二條)
第二節 業務(第三條の二、第二十四條の六)
第三節 監督(第二十四條の六の二、第二十四條の六の十一)
第三章 貸金業協会
第一節 設立及び業務(第二十五條、第三十六條)
第二節 協会の組織(第三十七條、第三十八條)
第三節 監督(第三十九條、第四十一條の二)
第四節 監督(第四十一條の三、第四十一條の六)
第五節 雑則(第四十一條の七、第四十一條の十二)

「第二章 貸金業者」
第一節 登録(第三條、第十二條)
第二節 業務(第三條の二、第二十四條の六)
第三節 監督(第二十四條の六の二、第二十四條の六の十一)
第四章 貸金業協会
第一節 設立及び業務(第二十五條、第三十六條)
第二節 協会の組織(第三十七條、第三十八條)
第三節 監督(第三十九條、第四十一條の二)
第四節 監督(第四十一條の三、第四十一條の六)
第五節 雑則(第四十一條の七、第四十一條の十二)

条一第十二條
二條の二(第二十四條の六)
二條の六の二(第二十四條の六の十一)
務取扱主任者制度(第二十四條の七、第二十四條の五十)

業務(第二十五條、第三十六條)
三十七條、第三十八條
十九條の三、第四十一條の二
十九條の三、第四十一條の六
十九條の七、第四十一條の十二
情報機関
十一條の十三、第四十一條の十六
十一條の十七、第四十一條の二十六
十一條の二十七、第四十一條の三十四
業者(第四十一條の三十五、第四十一條の三十八)

に改める。

に改める。

に改める。

第一条中「促進する」の下に「ほか、指定信用情報機関の制度を設ける」を加え、「運営を確保し、もつて」を「運営の確保及び」に改める。

第二条に次の四項を加える。

13 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。

14 この法律において「個人信用情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る第四十一条の三十五第一項各号に掲げる事項をいう。

15 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。

16 この法律において「指定信用情報機関」とは、第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。

第四条第一項第二号中「及び第三十一条第八号を、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号」に改め、「次章の下に」から第三章の二までを加える。

第六条第一項第十四号中「貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者」を「純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第十四号の政令で定める金額は、二千万円を下回つてはならない。
4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第十二条の三第一項中「次項及び第七項の規定に適合する」を削り、同条に次の一項を加える。

11 貸金業者が、第二十四条の二十五第一項の登録を受けた者を貸金業務取扱主任者に選任し、又はその選任した貸金業務取扱主任者が同項の登録を受けた場合において、貸金業者が当該貸金業務取扱主任者に係る同条第四項の登録番号を当該貸金業者の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出たときは、第五項から第八項までの規定は、当該貸金業務取扱主任者については、適用しない。

第十三条に次の一項を加える。
2 貸金業者は、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとするときは、当該信用情報を使用し、前項の規定による調査をするよう努めなければならない。

第二十四条の六の二第三号中「前二号を」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 指定信用情報機関と信用情報提供契約（第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。）を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 貸金業務取扱主任者制度（資格試験）

第二十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で

定めるところにより、貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という。）を行わなければならない。

2 資格試験は、貸金業に関して、必要な知識について行う。

（指定）
第二十四条の八 内閣総理大臣は、その指定する者に、資格試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行う者とする者の申請により行う。
3 前項の申請をしようとする者は、内閣府令で定めるところにより、指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 内閣総理大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。
5 内閣総理大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

第一項の規定による指定をしてはならない。
一 営利を目的としない法人でないこと。

二 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 第二十四条の十第二項の規定による命

平成十八年十二月十三日 参議院会議録第十九号（その二） 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者
(指定の公示等)

第二十四条の九 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十四条の十 指定試験機関の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十四条の十三第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(試験委員)

第二十四条の十一 指定試験機関は、内閣府令で定める要件を備える者のうちから貸金業務

取扱主任者資格試験委員(以下「試験委員」という。)を選任し、資格試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十四条の十二 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十四条の十三 指定試験機関は、内閣府令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第二十四条の十四 指定試験機関は、毎事業年

度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十四条の八第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十四条の十五 指定試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条の十六 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の十七 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その試験事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定試験機関の事務所に立ち入らせ、当該試験事務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定試験機関から業務の委託を受けた者に対し、その試験事務の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該指定試験機関から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該試験事務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条の十八 指定試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

(指定の取消し等)

第二十四条の十九 内閣総理大臣は、指定試験機関が第二十四条の八第五項各号(第三号を

除く。)のいずれかに該当するに至つたとき、又は不正な手段により同条第一項の規定による指定を受けたときは、当該指定を取り消さなければならない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十四条の十第二項(第二十四条の十一第三項において準用する場合を含む。)、

第二十四条の十三第二項又は第二十四条の十六の規定による命令に違反したとき。

三 第二十四条の十一第一項、第二十四条の十四、第二十四条の十五又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十四条の十三第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

六 試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその試験事務に従事する試験委員若しくは役員が試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定等の条件)

第二十四条の二十 第二十四条の八第一項、第

二十四条の十第一項、第二十四条の十三第一項、第二十四条の十四第一項又は第二十四条の十八第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(内閣総理大臣による試験事務の実施等)

第二十四条の二十一 内閣総理大臣は、第二十四条の八第一項の規定による指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が第二十四条の十八第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、

第二十四条の十九第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 第二十四条の八第一項の規定による指定をした場合、前項の規定により内閣総理大臣が試験事務を行うこととなつた場合又は内閣総理大臣が第二十四条の十八第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは第二十四条の十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の

引継ぎその他試験事務の実施に關して必要な事項は、内閣府令で定める。

(受験手数料)

第二十四条の二十二 資格試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 指定試験機関が試験事務を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定により指定試験機関に納付された受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

4 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の受験手数料は、これを納付した者が資格試験を受けない場合においても、返還しない。

(合格の取消し等)

第二十四条の二十三 内閣総理大臣は、資格試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、若しくはその資格試験を無効とし、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて資格試験を受けることができないうものとする。ことができる。

3 指定試験機関が試験事務を行う場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「指定試験機関」とする。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条の二十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(貸金業務取扱主任者の登録)

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録(以下「主任者登録」という。)を申請することができる。

2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六月以内に行われるものを受けるなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。

3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿に氏名、生年月日、住所その他内閣府令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(登録の手続)

第二十四条の二十六 主任者登録を受けることができる者が主任者登録を受けようとするときは、登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けようとする者に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。

4 内閣総理大臣は、主任者登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの

三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により第三條第一項の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその法人の役員業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められ

る者として内閣府令で定めるものを含む。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 暴力団員等

七 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

八 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をす

るおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者として内閣府令で定める者

2 内閣総理大臣は、主任者登録を拒否したときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の変更)

第二十四条の二十八 主任者登録を受けた者

は、第二十四条の二十五第四項の貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、主任者登録の変更を申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第二十四条の二十九 主任者登録を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号に掲げる場合にあっては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 第二十四条の二十七第一項第一号に該当することとなつた場合 その後見人又は保佐人
- 三 第二十四条の二十七第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつた場合 本人

(登録の取消し)
第二十四条の三十 内閣総理大臣は、主任者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、主任者登録を取り消すことができる。

- 一 第二十四条の二十七第一項各号(第七号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により主任者登録を受けたとき。
- 三 第二十四条の二十三第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により資格試験の合格の決定を

取り消されたとき。

四 その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適当な行為を行つたとき。

(登録の抹消)

第二十四条の三十一 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、主任者登録を抹消しなければならない。

- 一 本人から主任者登録の抹消の申請があつたとき。
- 二 第二十四条の二十五第三項の期間の経過によつて、主任者登録が効力を失つたとき。
- 三 第二十四条の二十九の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十四条の二十九第一号に該当することとなつた場合において、相続人がないとき。
- 五 前条の規定により主任者登録を取り消したとき。

(登録の更新)

第二十四条の三十二 主任者登録は、申請により更新する。

2 第二十四条の二十五第二項本文の規定は前項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の主任者登録について、第二十四条の二十六の規定は更新の手続について、第二十四条の二十七の規定は更新の拒否について、それぞれ準用する。

(登録事務の委任)

第二十四条の三十三 内閣総理大臣は、内閣府

令で定めるところにより、貸金業協会（以下この章において「協会」という。）に、第二十四条の二十五から前条までに規定する主任者登録に関する事務（以下第二十四条の三十五までにおいて「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その業務規程において主任者登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、主任者登録、第二十四条の二十八の規定による主任者登録の変更、第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消し、第二十四条の三十一の規定による主任者登録の抹消又は前条第一項の規定による主任者登録の更新をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第一項の規定による登録事務を行う協会が二以上ある場合には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（登録手数料）
第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定

による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会が登録事務を行う場合にあつては、協会）に納付しなければならない。

2 前項の手数料で協会に納付されたものは、当該協会の収入とする。

（登録事務に係る審査請求）

第二十四条の三十五 第二十四条の三十三第一項の規定により登録事務を行う協会の第二十四条の二十六第一項の規定による主任者登録の申請に係る不作為若しくは第二十四条の二十七第一項の規定による主任者登録の拒否又は第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しについて不服がある者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（登録講習機関の登録）

第二十四条の三十六 資格試験に合格した者に対し主任者登録を受けるための講習を実施しようとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、登録申請書を提出しなければならない。

（登録講習機関の登録の拒否）

第二十四条の三十七 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書に記載すべき事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しな

なければならない。

一 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第二十四条の四十六の規定により前条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 講習の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有していると認められない者

（登録講習機関の登録の実施）

第二十四条の三十八 内閣総理大臣は、第二十四条の三十六第二項の規定により登録申請書を提出した者の行う講習が、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、前条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

科 目		講 師	
一 貸金業に関する法令に関する科目	二 実務に関する科目	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民法若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	一 第十二条の三第一項に規定する貸金業務取扱主任者であつて、現に同項の貸金業務取扱主任者として同項の助言又は指導を行つてゐる者
		二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

2 第二十四条の三十六第一項の登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習機関の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(登録講習機関の登録の更新)

第二十四条の三十九 第二十四条の三十六第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十四条の三十六第二項及び前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(講習事務の実施に係る義務)

第二十四条の四十 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十四条の三十八第一項の規定及び内閣府令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。
(登録講習機関の登録事項の変更の届出)

第二十四条の四十一 登録講習機関は、第二十四条の三十八第二項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第二十四条の四十二 登録講習機関は、講習事務に関する規程(次項において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。
(講習事務の休廃止)

第二十四条の四十三 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条の四十四 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの書類が電磁的記録をもつて作成されている場合には当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、その事業年度の末日の翌日から五年を経過する日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 主任者登録を受けた者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、当該登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十四条の四十五 内閣総理大臣は、登録講習機関が第二十四条の四十の規定に違反しているとき、その登録講習機関に対し、同条の規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(登録講習機関の登録の取消し等)

第二十四条の四十六 内閣総理大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十四条の三十七第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。
- 二 第二十四条の四十一から第二十四条の四十三まで、第二十四条の四十四第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十四条の四十四第二項の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十四条の三十六第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十四条の四十七 登録講習機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(内閣総理大臣による講習事務の実施)

第二十四条の四十八 内閣総理大臣は、第二十四条の三十六第一項の登録を受けた者がいないとき、第二十四条の四十三の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十四条の四十六の規定により同項の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 内閣総理大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他講習事務の実施に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

3 第一項の規定により内閣総理大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の四十九 内閣総理大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると

認めるときは、その必要の限度において、登録講習機関に対し、その講習事務の状況に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、登録講習機関の事務所に立ち入らせ、当該講習事務の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録等の公示)

第二十四条の五十 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。

一 第二十四条の三十六第一項の登録をしたとき。

二 第二十四条の四十一の規定による届出があつたとき。

三 第二十四条の四十三の規定による届出があつたとき。

四 第二十四条の四十六の規定により第二十四条の三十六第一項の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

五 第二十四条の四十八第一項の規定により講習事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた講習事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

るとき。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 指定信用情報機関

第一節 通則

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。以下この章において同じ。)であること。

二 第四十一条の三十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代

表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第四十一条の三十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。亦において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条の三十三第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ この法律若しくは個人情報保護の保護に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相

当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 その取り扱う信用情報の規模として内閣府令で定めるものが、信用情報提供等業務を適正かつ効率的に行うに足りるものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。

六 信用情報提供等業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎で内閣府令で定めるものを有すると認められること。

七 その人的構成に照らして、信用情報提供等業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定信用情報機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第四十一条の十四 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他信用情報提供等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

官 報 (号 外)

四 信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面 二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) 三 業務規程 四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類 3 前項の場合において、定款、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは収支計算書又は事業報告書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。 (指定信用情報機関の役員の兼職の制限) 第四十一条の十五 指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、貸金業者その他の内閣府令で定める法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は貸金業その他の内閣府令で定める事業を営んではない。 (秘密保持義務) 第四十一条の十六 指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、信用情報提供等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	
第二節 業務 (指定信用情報機関の業務) 第四十一条の十七 指定信用情報機関は、この章の規定及び業務規程の定めるところにより、信用情報提供等業務を行うものとする。 (兼業の制限) 第四十一条の十八 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該指定信用情報機関が信用情報提供等業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 2 指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 3 第四十一条の十四第一項の指定申請書に申請者が信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が第四十一条の十三第一項の指定を受けたときは、当該業務を行うことにつき第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。 (信用情報提供等業務の一部の委託) 第四十一条の十九 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。	
2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。 3 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、同項に規定する委託を受けた者及び同項の指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。 (業務規程の認可) 第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約(以下「信用情報提供契約」という。)の締結に関する事項 二 信用情報の収集及び提供に関する事項 三 信用情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の信用情報の安全管理に関する事項 四 信用情報の正確性の確保に関する事項 五 料金に関する事項 六 他の指定信用情報機関があるときは、当該他の指定信用情報機関に対する個人信用情報の提供に関する事項その他の当該他の指定信用情報機関との信用情報提供等業務の連携に関する事項(第四十一条の二十四第二項の規定により手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料に関する事項を含む。)	
七 信用情報提供契約を締結した相手方である貸金業者(以下「加入貸金業者」という。)に対する監督に関する事項 八 信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項 九 苦情の処理に関する事項 十 前各号に掲げるもののほか、信用情報提供等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定める事項 2 前項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 加入貸金業者から資金需要者等に係る信用情報の提供を依頼された場合には、当該資金需要者等に係るすべての信用情報を提供すること。 二 加入貸金業者から、その保有する個人信用情報について、資金需要者等ごとに当該資金需要者等に係るすべての個人信用情報の提供を受けること。 3 第一項第五号に掲げる事項に関する業務規程は、信用情報提供等業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならない。 4 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規程が信用情報提供等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務規程を変更す	

べきことを命ずることができる。
(差別的取扱いの禁止)

第四十一条の二十一 指定信用情報機関は、貸金業者が信用情報提供契約の締結を希望する場合に、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

2 指定信用情報機関は、特定の加入貸金業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第四十一条の二十二 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(加入貸金業者に対する監督)

第四十一条の二十三 指定信用情報機関は、加入貸金業者が指定信用情報機関から提供を受けた信用情報をその顧客である資金需要者等の返済能力の調査(指定信用情報機関が第四十一条の十八第一項ただし書の承認を受けて加入貸金業者の顧客の金銭債務の弁済能力の調査(当該返済能力の調査を除く。))のために信用情報の提供を行つている場合には、当該弁済能力の調査を含む。)以外の目的で使用しないよう加入貸金業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(指定信用情報機関の情報提供)

第四十一条の二十四 指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から個人信用情報の提供の依頼を受けたときは、正当な

理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、個人信用情報を提供しなければならない。

2 指定信用情報機関は、前項の規定による個人信用情報の提供に関し、手数料を徴収することができる。

3 指定信用情報機関は、前項の規定により手数料を徴収する場合に、第一項の規定による個人信用情報の提供に関する能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当な手数料を定めなければならない。

4 第四十一条の十六及び第四十一条の二十二の規定は、第一項の規定による個人信用情報の提供に係る業務について準用する。

(加入貸金業者の名簿の縦覧)

第四十一条の二十五 指定信用情報機関は、加入貸金業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第四十一条の二十六 指定信用情報機関でない者は、その名称又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三節 監督

(変更の届出)

第四十一条の二十七 指定信用情報機関は、第四十一条の十四第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定信用情報機関の商号若しくは名称又は主たる営

業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(信用情報提供契約の締結等の届出)

第四十一条の二十八 指定信用情報機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 貸金業者と信用情報提供契約を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。

二 第四十一条の十五の規定による認可又は第四十一条の十八第一項ただし書の規定による承認を受けた事項を実行したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第四十一条の二十九 指定信用情報機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第四十一条の三十 内閣総理大臣は、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定信用情報機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定信用情報

機関の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定信用情報機関の利用者若しくは第四十一条の十九各項の規定による委託を受けた者に対し、当該指定信用情報機関の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所若しくは財産の状況に指定信用情報機関の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第四十一条の三十一 内閣総理大臣は、指定信用情報機関の信用情報提供等業務の運営に関し、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に対して、その業務の運営又は財産

の状況の改善に必要な措置を命ずることができ
る。

(信用情報提供等業務の休廃止)

第四十一条の三十二 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務の全部又は一部の休止次に規定する理由によるものを除くををし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定信用情報機関が、天災その他のやむを得ない理由により信用情報提供等業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、加入貸金業者及び他の指定信用情報機関に通知しなければならない。指定信用情報機関がその休止した当該信用情報提供等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第四十一条の三十三 内閣総理大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条の三十三第一項の規定による指定若しくは第四十一条の三十三第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

一 第四十一条の三十三第一項第三号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第四十一条の三十三第一項の規定による指定を受けたとき。
三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により第四十一条の三十三第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(信用情報提供等業務移転命令)

第四十一条の三十四 内閣総理大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定信用情報機関に対し、信用情報提供等業務の全部又は一部を他の指定信用情報機関に行わせることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第四十一条の三十三第一項の規定による指定を取り消し、又はその業務(信用情報提供等業務に限る。)の全部若しくは一部の停止を命ずるとき。
二 第四十一条の三十二第一項の認可をするとき。

三 弁済期にある債務の弁済が信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四 指定信用情報機関が天災その他の事由により信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四節 加入貸金業者 (個人信用情報の提供)

第四十一条の三十五 加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付に係る契約(極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ。)で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

一 当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの

二 契約年月日
三 貸付けの金額
四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関(以下「加入指定信用情報機関」という。)に提供しなければならない。

3 前二項の規定による個人信用情報の提供をした加入貸金業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

(指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等)

第四十一条の三十六 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼(当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方として貸付けに係る契約(内閣府令で定めるものを除く。)を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該顧客から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約(当該加入指定信用情報機関との信用情報提供契約の締結前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約をいう。)である場合は、この限りでない。

一 当該顧客に関する個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意

二 前号の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意

三 第一号の個人信用情報を第四十一条の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

3 加入貸金業者は、前二項の同意を得た場合

には、内閣府令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(加入指定信用情報機関の商号等の公表)

第四十一条の三十七 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第四十一条の三十八 加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、次に掲げる調査(以下「返済能力等調査」という。)以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼(第一号の資金需要者等及び第二号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

一 当該加入貸金業者の顧客である資金需要者等の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査

二 前号に掲げるもののほか、当該加入貸金業者が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査

2 加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報について、これらの者に該当しなくなつた後において、当該信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

第四十四条の三第二項中「内閣総理大臣は」の下に「主任者登録をしようとするときは第二十四条の二十七第一項第六号に該当する事由」を加え、「第二十八條第二項第二号」を「第二十八條第二項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しをしようとするときは、同条第一号に該当する事由(第二十四条の二十七第一項第六号に係るものに限り。)の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

第四十四条の四中「貸金業者」の下に「主任者登録を受けた者」を、「当該貸金業者」の下に「当該主任者登録を受けた者」を加える。

第四十七条の三に後段として次のように加える。

情を知つて、第六号又は第七号に該当する者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

第四十七条の三に次の三号及び一項を加える。

五 第四十一条の十六(第四十一条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

六 第四十一条の三十八第一項の規定に違反して返済能力等調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外

の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした者

七 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

2 第二十四条の十二第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条第九号の次に次の六号を加える。

九の二 第四十一条の十四第一項の指定申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

九の三 第四十一条の二十九第一項の規定による業務及び財産に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に関する報告書を提出した者

九の四 第四十一条の三十第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の五 第四十一条の三十一の規定による命令に違反した者

九の六 第四十一条の三十五の規定に違反した者

九の七 第四十一条の三十六第一項又は第二項の規定に違反した者

2 第二十四条の十九第二項又は第二十四条の

四十六の規定による命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十九条に次の一号を加える。

十 第四十一条の二十二(第四十一条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

第五十条に次の三号及び一項を加える。

四 第四十一条の十八第一項の規定に違反して、他の業務を行つた者

五 第四十一条の二十第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をした者

六 第四十一条の三十二第一項の規定に違反した者

2 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員若しくは指定試験機関から業務の委託を受けた者(法人である場合にあつては、その役員又は職員)又は登録講習機関(法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十五又は第二十四条の四十七の規定に違反して帳簿を備えず、これらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第二十四条の十七第一項若しくは第二項

又は第二十四条の四十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十四条の十八第一項の規定による許可を受けないで、又は第二十四条の四十三の規定による届出をしないで、試験事務又は講習事務の全部を廃止したとき。

第五十条の二に次の二号を加える。

三 第四十一条の二十七第一項又は第四十一条の二十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十一条の三十二第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による通知をせず、若しくは虚偽の通知をした者

第五十一条第一項第一号中「第四十七条の三第四号」を「第四十七条の三第一項第四号」に、「第四十八条第八号の七」を「第四十八条第一項第八号の七」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四十七条の三から第五十条の二まで

(第四十七条の三第一項第四号及び第二項、第四十八条第一項第八号の七及び第九号並びに第二項、第四十八条の三並びに第五十条第二項を除く。) 各本条の罰金刑第五十一条の三第一項中「又は代表者であつた者」を「若しくは代表者であつた者、登録講習機関(その登録講習機関が法人であるときは、

その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は指定信用情報機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員若しくは清算人」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第四十一条の十五の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

六 第四十一条の二十五の規定に違反したとき。

第五十一条の三第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二十四条の四十四第一項の規定に違反して財務諸表等を作成せず、若しくは財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは財務諸表等を備え置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだとき。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした者(その者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、十万円以下の過料に処

する。

一 第二十二條(第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第四十一条の二十六の規定に違反したとき。

第四条 貸金業法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

17 この法律において「住宅資金貸付契約」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。

第四条第一項第六号を次のように改める。

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者(第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。)の氏名及び登録番号
第六条第三項中「二千万円」を「五千万円」に改める。

第十二条の三を次のように改める。

(貸金業務取扱主任者の設置)

第十二条の三 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する

法令(条例を含む。第二十条の二において同じ。)の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない。

2 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が前項の助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるように必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

3 貸金業者は、予見し難い事由により、営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の数が第一項の内閣府令で定める数を下回るに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

4 貸金業者は、貸金業の業務を行うに当たり資金需要者等からの請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

第十二条の四の見出しを「証明書の携帯等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、前項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十二条の七中「(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権

の取得に必要な資金を含む。又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。を削る。

第十二条の八を第十二条の九とし、第十二条の七の次に次の一条を加える。

(利息、保証料等に係る制限等)

第十二条の八 貸金業者は、その利息(みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。)が利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第一条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

一 公租公課の支払に充てられるべきもの
二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手續の費用その他公の機関が行う手續に關してその機関に支払うべきもの
三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限る。)

3 貸金業者は、利息制限法第九条各項に規定する利息の契約であつて、その利息(同条第

一項に規定する利息の契約に該当する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息。次項後段において同じ。)が当該各項に規定する金額を超えるものを締結してはならない。

4 貸金業者は、利息制限法第一条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

5 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、債務履行担保措置(当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証、保険その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る契約(当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額が当該金銭の額を利息制限法第八条第一項に規定する保証料の額とみなして同条の規定を適用したときに同条の規定により無効とされることとなる部分を含むものに限る。)を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

6 貸金業者は、貸付けに係る契約について、業として保証を行う者(以下「保証業者」という。)と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により次に掲げる事項を確認しなければならぬ。

一 当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無
二 前号の保証料に係る契約を締結する場合に、当該保証料の額

7 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による確認に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

8 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、保証料に係る契約(締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限り)を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

9 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。)を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の金額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものに当たるときは、当該根保証契約を締結してはならない。

10 金銭の貸借の媒介を行つた貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該契約につき更新(媒介のため

の新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為として内閣府令で定めるものを含む。)があつたときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払を要求してはならない。

11 金銭の貸借の媒介を行う貸金業者がその媒介に關し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。
第十三条を次のように改める。

(返済能力の調査)

第十三条 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約(極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。)を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

3 貸金業者は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、第一項の規定による調査を行うに際し、資金需要者である個人の顧客(以下この節において「個人顧客」という。)から源泉徴収票(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。以下この項及び第十三条の三第三項において同じ。)その他の当該個人顧客の収入又は

収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。	項において「個人顧客合算額」という。）が百万円を超える場合（前号に掲げる場合を除く。） イ 当該貸金業者合算額 ロ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額 4 貸金業者は、顧客等と貸付けの契約を締結した場合には、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。 5 前各項の規定は、極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額）を増額する場合（当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、第十三条の次に次の三条を加える。 （過剰貸付け等の禁止） 第十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。 2 前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、	個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約（以下「住宅資金貸付契約等」という。）及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該個人顧客に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。）を超えることとなるもの（当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。 （基準額超過極度方式基本契約に係る調査） 第十三条の三 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付けに係る時期、金額その他の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、指定信用情報機関の保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、内閣府令で定める期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約	が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。ただし、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が少額である場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。 3 貸金業者は、前二項の規定による調査をしなければならない場合において、当該個人顧客に係る第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えるときは、当該調査を行うに際し、当該個人顧客から源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。 4 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。 5 第一項及び第二項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」とは、個人顧客を相手方とする極度方式基本契約で、当該極度方式基本契約が締結されていることにより、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額（次に掲げる金額を合算した額をいう。）が当該個人顧客に係る基準額を超えることとなるもの
一次に掲げる金額を合算した額（次号イにおいて「当該貸金業者合算額」という。）が五十万円を超える場合 イ 当該貸付けの契約（貸付けに係る契約に限る。ロにおいて同じ。）に係る貸付けの金額（極度方式基本契約にあつては、極度額。当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額） ロ 当該個人顧客と当該貸付けの契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高（極度方式基本契約にあつては、極度額（当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額）の合計額 二 次に掲げる金額を合算した額（次条第二	項において「個人顧客合算額」という。）が百万円を超える場合（前号に掲げる場合を除く。） イ 当該貸金業者合算額 ロ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額 4 貸金業者は、顧客等と貸付けの契約を締結した場合には、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。 5 前各項の規定は、極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額）を増額する場合（当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、第十三条の次に次の三条を加える。 （過剰貸付け等の禁止） 第十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。 2 前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、	個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約（以下「住宅資金貸付契約等」という。）及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該個人顧客に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。）を超えることとなるもの（当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。 （基準額超過極度方式基本契約に係る調査） 第十三条の三 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付けに係る時期、金額その他の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、指定信用情報機関の保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、内閣府令で定める期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約	が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。ただし、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が少額である場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。 3 貸金業者は、前二項の規定による調査をしなければならない場合において、当該個人顧客に係る第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えるときは、当該調査を行うに際し、当該個人顧客から源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。 4 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。 5 第一項及び第二項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」とは、個人顧客を相手方とする極度方式基本契約で、当該極度方式基本契約が締結されていることにより、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額（次に掲げる金額を合算した額をいう。）が当該個人顧客に係る基準額を超えることとなるもの

(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

一 当該極度方式基本契約の極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)

二 当該個人顧客と当該極度方式基本契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高(極度方式基本契約にあつては、極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額))の合計額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。)

三 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。)

(基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置)

第十三条の四 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、前条第一項又は第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が同条第五項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、当該極度方式基本契約

約の条項に基づく極度額の減額その他の当該極度方式基本契約に関して極度方式貸付けを抑制するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。

第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。)を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸付けの利率(利息及び第十二条の八第二項に規定するみなし利息の総額(一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあっては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。))を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))を百分率で表示するもの(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあっては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 貸付けの金額
三 貸付けの利率
四 返済の方式
五 返済期間及び返済回数
六 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。))に関する定めがあるときは、その内容

第十四条第四号中「貸金業務取扱主任者」を「当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

二 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

第十五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方となろうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)

第十六条の二を次のように改める。

三 貸付けの利率
四 返済の方式
五 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方

となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

第十七条第一項に後段として次のように加える。

当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

第十七条第一項第七号中「(違約金を含む。以下同じ。)」を削り、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項に後段として次のように加える。

当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき(当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、同様とする。

第十七条第二項第三号中「(極度額)」の下に「(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)」を加え、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第三項各号」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

第十七条第四項に後段として次のように加える。

当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

第十七条第五項に後段として次のように加える。

当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき(当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、同様とする。

第十七条第六項中「(当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。)」を削り、「第一項又は第四項」を「第一項前段又は第四項前段」に改め、同条第七項中「貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には」を削り、「第一項若しくは第四項」を「第一項前段若しくは第四項前段」に改める。

第十八条第三項中「(当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。)」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前

項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

第二十條第一項を次のように改める。

貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

第二十條第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十四條の四第一項中「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改め、同条第二項中「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改める。

第二十四條第一項中「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改め、同条第二項中「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改める。

第二十四條の五第一項中「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改め、同条第二項中「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改める。

第二十四條の二第一項中「業として保証を行つ者(以下「保証業者」という。)」を「保証業者」に、「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び第二十四條の六の十」を「並びに第二十四條の六の十」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改める。

第二十四條の二第一項中「業として保証を行つ者(以下「保証業者」という。)」を「保証業者」に、「第十六条の二」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び第二十四條の六の十」を「並びに第二十四條の六の十」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改める。

第二十四条の六中「第三項まで」を「及び第二項に」、「第二十一条及び」を「第二十一条並びに」、「及び第二十一条」を並びに第二十一条に改める。

第二十四条の六の四第一項第一号中「第六条第一項第十三号」の下に「第十二条の三第三項の規定の適用がある場合を除く。」又は第六条第一項第十四号を加える。

第二十四条の二十八から第二十四条の三十までの規定中「主任者登録を受けた者」を「貸金業務取扱主任者」に改める。

第二十四条の三十八第一項の表中「第十二条の三第一項に規定する貸金業務取扱主任者であつて、現に同項の貸金業務取扱主任者として同項を貸金業務取扱主任者であつて、現に貸金業務取扱主任者として第十二条の三第一項に改める。

第二十四条の四十四第二項中「主任者登録を受けた者」を「貸金業務取扱主任者」に改める。

第四十一条の三十二に次の一項を加える。

3 前二項の規定により指定信用情報機関による信用情報提供等業務が休止している場合において、貸金業者が指定信用情報機関の保有する信用情報の全部又は一部を使用することができないときは、第十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十三条の三第一項若しくは第二項の規定は、適用しない。

第四十二条第二項中「第五条第四項から第七項まで」を「第五条の四第一項から第四項まで」に改める。

第四十三条を削り、第四十四条を第四十三条とし、第四十四条の二を第四十四条とし、第四十四条の三を第四十四条の二とする。

第四十四条の四「主任者登録を受けた者」を「貸金業務取扱主任者」に改め、同条を第四十四条の三とする。

第四十四条の五を第四十四条の四とする。

第四十六条第二項中「第四十四条の三から第四十四条の五まで」を「第四十四条の二から第四十四条の四まで」に改める。

第四十八条第一項第一号の三の次に次の二号を加える。

一の四 第十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の場合において、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査をせずに、同条第二項に規定する貸付けの契約を個人である顧客等と締結し、又は同条第五項に規定する極度方式基本契約の極度額を増額した者

一の五 第十三条の三第一項又は第二項の規定に違反した者

第四十八条第一項第三号の二中「第十六条の二第一項（を）第十六条の二第一項、第二項又は第三項（に）改め、以下この号において同じ」を削り、「第十六条の二第一項に」をこれらの規定（第十六条の二第三項にあつては、第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。）に改め、同項第四号の二中「第二十条第一項から第三項まで」を「第二十条第一項又は第

二項」に改め、同項第五号中「第二十条第四項」を「第二十条第三項」に改め、同項第十号中「第四十四条の五第一項」を「第四十四条の四第一項」に改める。

第四十九條第一号中「選任しなかつた者」を「置かなかつた者」に改め、同条第三号中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に改め、同条の次に次の二号を加える。

三の二 第十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十三条の三第三項の規定に違反した者

三の三 第十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十三条の三第四項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者

第五十条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十二条の四第二項の規定に違反して従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

（利息制限法の一部改正）

第五条 利息制限法（昭和二十九年法律第百号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 利息等の制限（第一条―第四条）

第二章 営業的金銭消費貸借の特則（第五条―第九条）

附則

（元本額の特則）

第五条 次の各号に掲げる利息に関する第一条の規定の適用については、当該各号に定める

第一章 利息等の制限
第一条の見出し中「最高限を」を「制限」に改め、同条第一項を次のように改める。

金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

一 元本の額が十万円未満の場合 年二割

二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

分
第一条第二項を削る。

第二条の見出し中「天引き」を「天引き」に改め、同条中「利息を天引した」を「利息の天引きをした」に、「前条第一項」を「前条」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条中「何らの名義をもつてする」を「いかなる名義をもつてするか」に、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四条の見出し中「賠償額予定」を「賠償額の予定」に改め、同条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に、「につき」を「について」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

本則に次の一章を加える。

第二章 営業的金銭消費貸借の特則

（元本額の特則）

第五条 次の各号に掲げる利息に関する第一条の規定の適用については、当該各号に定める

平成十八年十二月十三日 参議院会議録第十九号（その二） 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

額を同条に規定する元本の額とみなす。

一 営業的金銭消費貸借(債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借をいう。以下同じ。)上の債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて営業的金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における当該貸付けに係る営業的金銭消費貸借上の利息 当該既に負担している債務の残元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額

二 債務者が同一の債権者から同時に二以上の営業的金銭消費貸借による貸付けを受けた場合におけるそれぞれの貸付けに係る営業的金銭消費貸借上の利息 当該二以上の貸付けを受けた元本の額の合計額

(みなし利息の特則)

第六条 営業的金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものについては、第三条本文の規定は、適用しない。

2 営業的金銭消費貸借においては、次に掲げる契約の締結及び債務の弁済の費用に限り、第三条ただし書の規定の適用があるものとする。

- 一 公租公課の支払に充てられるべきもの
- 二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限る。)

(賠償額の予定の特則)

第七条 第四条第一項の規定にかかわらず、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年二割を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

2 第四条第二項の規定は、前項の賠償額の予定について準用する。

(保証料の制限等)

第八条 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。以下同じ。)がされた場合における保証料(主たる債務者が支払うものに限る。以下同じ。)の契約は、その保証料が当該主たる債務の元本に係る法定上限額(第一条及び第五条の規定の例により計算した金額をいう。以下同じ。)から当該主たる債務について支払うべき利息の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率(以下「変動利率」という。)をもつて定められている場合における保証料の契約は、その保証料が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 一 保証契約の時に債権者と保証人の合意に

より債権者が主たる債務者から支払を受けることができる利息の利率の上限(以下「特約上限利率」という。)の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 法定上限額から特約上限利率により計算した利息の金額(以下「特約上限利息額」という。)を減じて得た金額

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 法定上限額の二分の一の金額

3 第一項の保証が根保証(一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証をいう。以下同じ。)である場合における前二項の法定上限額は、その保証料が主たる債務の元本に対する割合をもつて定められている場合を除き、保証契約の時に現に存する主たる債務の元本に係る法定上限額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、第一項の保証が元本極度額(保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。以下同じ。)及び元本確定期日(根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日(確定日に限る。)をいう。以下同じ。)の定めがある根保証であつて、主たる債務者が個人(保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者として政令で定める者が保証人である場合に限る。)(又は法人であるときは、債権者が法令の規定により業として貸付けを行うことができない者である場合を除き、保証人は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額の範囲内で、保証料の支払を受けることができる。

一 第二項第一号に掲げる場合 元本極度額を主たる債務の元本の額、元本確定期日を弁済期とみなして計算した法定上限額から元本極度額を主たる債務の元本の額、元本確定期日を弁済期とみなして計算した特約上限利息額を減じて得た金額

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 同号の法定上限額の二分の一の金額

5 前項の規定は、保証人が保証契約の時に債権者に対して同項の規定の適用を受けない旨の意思を表示し、かつ、その旨を主たる債務者に通知した場合には、適用しない。

6 第一項の保証がその主たる債務について他に同項の保証があるときに行うものである場合における保証料の契約は、その保証料が同項から第四項までの規定により支払を受けることができる保証料の上限額から当該他にある保証に係る保証料の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

7 第一項から第四項まで及び前項の規定の適用については、保証契約に関し保証人が主たる債務者から受ける保証料以外の金銭は、次に掲げるものを除き、礼金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、保証料とみなす。

- 一 契約の締結又は債務の弁済の費用であつて、次に掲げるもの
- イ 公租公課の支払に充てられるべきもの
- ロ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行

う手続に關してその機關に支払うべきもの

ハ 主たる債務者が弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限り。）

二 弁済に用いるため主たる債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の主たる債務者の要請により保証人が行う事務の費用として政令で定めるもの

8 營業的金錢消費貸借の債権者が保証契約を締結しようとする場合において、第五条の規定の適用があるとき（これにより第一条において適用される利率が異なることに限る。）利息の天引きをするとき又は主たる債務について既に他の保証契約があるときは、あらかじめ、保証人となるべき者に対し、その旨の通知をしなければならない。この場合において、当該債権者が当該通知を怠つたときは、これによつて保証人に生じた損害を賠償する責任を負う。

（保証がある場合における利息の制限の特則）

第九条 前条第一項の保証料の契約後に債権者と主たる債務者の合意により利息を増加した場合における利息の契約は、第一条の規定にかかわらず、増加後の利息が法定上限額から保証料の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

2 前条第一項の主たる債務について支払うべき利息が変動利率をもつて定められている場合における利息の契約は、第一条及び前項の

規定にかかわらず、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 特約上利息額

二 前号に掲げる場合以外の場合 法定上限額の二分の一の金額

3 前条第四項の規定の適用がある場合における主たる債務に係る利息の契約は、第一条及び前二項の規定にかかわらず、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 特約上利息額

二 前号に掲げる場合以外の場合 法定上限額の二分の一の金額

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の一部改正）

第六条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に後段として次のように加える。

当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第二項に後段として次のように加える。

その貸付けに關し、当該割合を超える割合

による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに關し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第七項中「第一項及び第二項」を「第一項前段、第二項前段及び第三項前段」に、「第三項」を「第一項後段、第二項後段及び第三項後段」に改める。

第八条第一項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、第五条第三項の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条第一項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、同項第二号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える

る。

二 第五条第三項又は前条第二項 一億円以下の罰金刑

第九条第二項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第七条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「何らの」を「いかなる」に、「するを」を「するかを」に改める。

第四条の見出し中「金銭貸借」を「金銭貸借等」に改め、同条第一項中「相当する金額」の下に「（当該貸借の期間が一年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に依り、年五パーセントの割合を乗じて計算した金額）を加え、（これを）を超える」に改め、同条第二項中「貸借」の下に「又はその保証」を加え、「何らの」を「いかなる」に、「するを」を「するかを」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金銭の貸借の保証の媒介を行う者は、その媒介に係る保証の保証料（保証の対価として主たる債務者が保証人に支払う金銭をいう。以下同じ。）の金額の百分の五に相当する金額（当該保証の期間が一年未満であるものについては、当該保証料の金額に、その期間の日数に依り、年五パーセントの割合を乗じて計算した金額）を超える手数料の契約をし、又はこれを超える手数料を受領してはならない。

第五条第二項中「年二十九・二パーセント（二

月二十九日を含む一年については年二十九・二パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。)を「年二十パーセント」に改め、同条第四項から第七項までを削る。

第五条の次に次の三条を加える。

(高保証料の処罰)

第五条の二 金銭の貸付け(金銭の貸付けを行う者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の保証(業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の年二十パーセントを超える割合となる保証料の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合となる保証料を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の保証に係る貸付けの利息が利息の契約時以後変動し得る利率(次条第二項において「変動利率」という。)をもつて定められる場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。

一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第八条第二項第一号に規定する特約上限利率(以下この条及び次条において「特約上限利率」という。)の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務

者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

3 第一項の保証が、元本極度額(保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)及び元本確定期日(主たる債務の元本の確定すべき期日(確定日に限る。))をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)の定めがある根保証(一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)であつて、その主たる債務者が個人(保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者として政令で定める者が保証人である場合に限る。)又は法人である場合(債権者が法令の規定により業として貸付けを行うことができない者である場合及び利息制限法第八条第五項に規定する場合を除く。)における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。この場合においては、元本極度額を貸付けの金額と、元本確定期日を返済期日としてその計算をするものとする。

一 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

4 金銭の貸付けに保証を行う他の保証人がある場合における前三項の規定の適用については、第一項中「貸付けの利息」とあるのは、「貸付けの利息及び他の保証人が契約し、又は受領した保証料」とする。

(保証料がある場合の高金利の処罰)

第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息を増加する場合において、その保証料と合算して年二十パーセントを超える割合となる利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 金銭の貸付けを行う者が、保証があり、かつ、変動利率をもつて利息が定められる貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めを

し、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

3 金銭の貸付けを行う者が、根保証(元本極度額及び元本確定期日の定めのあるものに限る。)のある金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

(利息及び保証料の計算方法)

第五条の四 前三条の規定の適用については、貸付け又は保証の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息又は保証料の計算をするものとする。

2 前三条の規定の適用については、利息を引きする方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息の計算をするものとする。

- 3 前三条の規定の適用については、一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなす。
- 4 前三条の規定の適用については、金銭の貸付けを行う者がその貸付けに關し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、礼金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、利息とみなす。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に關し受ける元本以外の金銭についても、同様とする。
- 一 契約の締結又は債務の弁済の費用であつて、次に掲げるもの
- イ 公租公課の支払に充てられるべきもの
- ロ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手續の費用その他公の機關が行う手續に關してその機關に支払うべきものの
- ハ 貸付けの相手方が貸付けに係る金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限り)
- 二 金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行に係る手数料その他の貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めらるもの
- 5 前項の規定は、保証を行う者がその保証に關し受ける金銭及び保証料の支払を受領し、又は要求する者がその受領又は要求に關し受

ける金銭について準用する。この場合において、同項中「前三条」とあるのは「前二条」と、「利息」とあるのは「保証料」と読み替へる。

第六条中「貸付け」を「貸付け」に改め、「及び」の下に「保証料並びに」を、「貸借」の下に「及び保証」を加へる。

第八条第一項中「何らの」を「いかなる」に、「するを」を「するかを」に、「又は第二項」を「若しくは第二項、第五條の二第一項又は第五條の三」に改め、同条第二項中「何らの」を「いかなる」に、「するを」を「するかを」に改め、同条第三項第一号中「第四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加へ、同項第二号中「何らの」を「いかなる」に、「するを」を「するかを」に改める。

第九条第一項第一号中「第二項」の下に、「第五條の二第一項、第五條の三」を加へ、同条第二項中「第三項まで」の下に、「第五條の二第一項、第五條の三」を加へる。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項から第十六項までを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十六條の規定 公布の日
- 二 第一条及び第六條の規定並びに附則第二十九條第二項、第三十條から第三十二條まで及び第三十四條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 三 第三條の規定並びに附則第十六條、第四十條、第四十二條及び第六十五條の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第四條、第五條、第七條及び第八條の規定並びに附則第十七條から第二十八條まで、第二十九條第三項、第三十五條、第三十八條、第四十六條、第四十七條及び第五十一條から第五十三條までの規定 施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 五 附則第五十五條の規定(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等)に關する法律(平成十一年法律第三十六号) 同条を除き、以下「組織的な犯罪処罰法」という。)第十三條第二項第四号中(高金利受領等)の下に、「第五條の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第五條の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加へる改正規定を除く。)及び附則第五十六條の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日又は第二号に定める日のいずれか遅い日

六 附則第五十五條の規定(組織的な犯罪処罰法第十三條第二項第四号中(高金利受領等))の下に、「第五條の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第五條の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加へる改正規定に限る。)犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又は第四号に定める日のいずれか遅い日

(第二条の規定による貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の貸金業法(以下「新貸金業法」という。)第十六條の二、第十七條及び第十八條の規定は、施行日以後に締結する貸付けの契約について適用し、施行日前に締結した貸付けの契約については、なお従前の例による。

第三条 新貸金業法第二十條第一項から第三項までの規定は、施行日前に締結された同条第一項各号に掲げる契約又は同条第二項若しくは第三項に規定する貸付けの契約についても、適用する。

第四条 新貸金業法第二十四條第一項の規定は、施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡する場合について適用し、施行日前に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2 新貸金業法第二十四條第二項の規定は、施行日以後に貸金業者の貸付けに係る契約に基づく

債権を譲り受ける者について適用し、施行日前に貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者については、なお従前の例による。

第五条 新貸金業法第二十四条の二第一項の規定は、施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、施行日前に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、なお従前の例による。

2 新貸金業法第二十四条の二第二項の規定は、施行日以後に貸金業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する保証業者について適用し、施行日前に貸金業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者については、なお従前の例による。

第六条 新貸金業法第二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に貸金業者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託する場合について適用し、施行日前に貸金業者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した場合については、なお従前の例による。

2 新貸金業法第二十四条の三第二項の規定は、施行日以後に貸金業者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託される者について適用し、施行日前に貸金業者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託された者については、なお従前の例による。

第七条 新貸金業法第二十四条の四第一項の規定は、施行日以後に保証等に係る求償権等(新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等

に係る求償権等をいう。)を譲渡する場合について適用し、施行日前に保証等に係る求償権等(第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下「旧貸金業規制法」という。)第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2 新貸金業法第二十四条の四第二項の規定は、施行日以後に保証等に係る求償権等(新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を譲り受ける者について適用し、施行日前に保証等に係る求償権等(旧貸金業規制法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を譲り受けた者については、なお従前の例による。

第八条 新貸金業法第二十四条の五第一項の規定は、施行日以後に受託弁済に係る求償権等(新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲渡する場合について適用し、施行日前に受託弁済に係る求償権等(旧貸金業規制法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2 新貸金業法第二十四条の五第二項の規定は、施行日以後に受託弁済に係る求償権等(新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲り受ける者について適用し、施行日前に受託弁済に係る求償権等(旧貸金業規制法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲り受けた者については、なお従前の例による。

第九条 新貸金業法第二十四条の六の規定は、施行日以後に貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条において同じ。)が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合、貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合、貸金業を営む者が保証業者と保証契約を締結した場合、保証業者が新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を取

得した場合、貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取

得した場合、保証業者が同条に規定する保証等に係る求償権等を譲渡した場合、同条に規定する保証等に係る求償権等の譲渡があった場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡した場合又は同条に規定する受託

弁済に係る求償権等の譲渡があった場合について適用し、施行日前に貸金業を営む者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合、貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合、貸金業を営む者が保証業者と保証契約を締結した場合、保証業者が旧貸金業規制法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を取

得した場合、貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取

得した場合、保証業者が同条に規定する保証等に係る求償権等を譲渡した場合、同条に規定する保証等に係る求償権等の譲渡があった場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡した場合又は同

条に規定する受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に貸金業を営む者と保証契約を締結した保証業者が施行日以後に当該保証契約に係る新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を取

得した場合又は施行日前に貸金業を営む者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託された者が施行日以後に当該債務に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取

得した場合には、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に旧貸金業規制法第二十四条の七第一項の規定により貸金業務取扱主任者に選任されている者は、同項の規定により選任された日において施行日に新貸金業法第十二条の三第一項の規定により貸金業務取扱主任者に選任されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧貸金業規制法第二十四条の七第五項の規定により実施された貸金業務取扱主任者研修は、当該貸金業務取扱主任者研修が実施された日において新貸金業法第十二条の三第五項の規定により実施された貸金業務取扱主任者研修とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧貸金業規制法第二十四条の七第十項の規定により内閣総理大臣の指定を受けている者は、施行日において新貸金業法第十二条の三第十項の規定により内閣総理大臣の指定を受けたものとみなす。

第十一条 新貸金業法第二十六条第二項の認可を受けようとする者は、施行日前においても、新貸金業法第二十七条第一項の規定の例により、

その申請を行うことができる。

2 前項の申請に係る認可申請書には、定款、業務規程その他の規則その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類は新貸金業法第二十七条第二項の規定により添付されたものとみなす。

3 前項の認可申請書又は同項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して一億円以下の罰金を科する。

5 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6 第三項又は第四項の規定により刑に処せられた者は、新貸金業法の規定に違反し、刑に処せられた者とみなす。

第十二条 新貸金業法第二十六条第二項の認可を受けた貸金業協会の最初の事業年度の事業計画書、財産目録及び収支予算書については、新貸金業法第四十一条の六中「毎事業年度経過」とあるのは「協会の設立」と、同条第一号中「前事業年度の事業概況報告書及び当該」とあるのは「協会の設立の日を含む」と、同条第三号中「前事業年度の収支決算書及び当該」とあるのは「協会の設立の日を含む」とする。

第十三条 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、貸金業協会又は貸金業協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新貸金業法第二十五条第五項及び第三十七条第八項の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

第十四条 施行日前にされた旧貸金業規制法第三十六條、第三十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による処分は、それぞれ新貸金業法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項の規定による処分とみなす。

第十五条 新貸金業法第四十三条の規定は、施行日以後に締結する貸付けに係る契約（新貸金業法第二条第七項に規定する極度方式基本契約を除く。）及び当該契約に係る保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約（同項に規定する極度方式基本契約に相当する貸付けに係る契約を除く。）及び当該契約に係る保証契約に基づく支払については、なお従前の例による。

第十六条 第三条の規定による改正後の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第二十四条（第三号新貸金業法）の規定による改正後の貸金業法の一部改正に伴う経過措置）

の八第一項の指定を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、内閣府令で定めるところにより、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、第三号新貸金業法第二十四条の八第二項の規定によりされたものとみなす。

2 第三号新貸金業法第二十四条の三十六第一項の登録を受けようとする者は、第三号施行日前においても、内閣府令で定めるところにより、登録申請書を提出することができる。この場合において、当該登録申請書は、同条第二項の規定により提出されたものとみなす。

3 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八條第七項の助教授の職にあつた者は、第三号新貸金業法第二十四条の三十八第一項の規定の適用については、准教授の職にあつた者とみなす。

（第四条の規定による貸金業法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 貸金業者は、第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。）第十二條の三第一項の規定により設置した貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号を、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から二週間以内に、当該貸金業者の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出は、第四号新貸金業法第八条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

4 第一項の規定に違反した者は、第四号新貸金業法第八条第一項の規定に違反した者とみなして、第四号新貸金業法第二十四条の六の四第一項第二号の規定を適用する。

5 第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の罰金を科する。

7 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

8 第五項又は第六項の規定により罰金の刑に処せられた者は、第四号新貸金業法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

第十八条 第四号新貸金業法第十六条の二、第十七條及び第十八條の規定は、第四号施行日以後に締結する貸付けの契約について適用し、第四

号施行日前に締結した貸付けの契約については、なお従前の例による。

第十九条 第四号施行日前に締結した第三号新貸金業法第二十条第一項第一号に掲げる契約(第三号新貸金業法第二十七条に規定する極度方式基本契約を除く。)及び第三号新貸金業法第二十条第一項第二号に掲げる契約(当該契約に係る貸付けに係る契約が第四号施行日前に締結されたものに限る。)については、第四号新貸金業法第二十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十条 第四号新貸金業法第二十四条第一項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡する場合について適用し、第四号施行日前に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受ける者について適用し、第四号施行日前に貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者については、なお従前の例による。

第二十一条 第四号新貸金業法第二十四条の第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日前に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条の二第二項の規

定は、第四号施行日以後に貸金業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する保証業者について適用し、第四号施行日前に貸金業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者については、なお従前の例による。

第二十二條 第四号新貸金業法第二十四条の第三項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託する場合について適用し、第四号施行日前に貸金業者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条の三第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託される者について適用し、第四号施行日前に貸金業者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託された者については、なお従前の例による。

第二十三條 第四号新貸金業法第二十四条の四第一項の規定は、第四号施行日以後に保証等に係る求債権等(第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求債権等をいう。)を譲渡する場合について適用し、第四号施行日前に保証等に係る求債権等(第三号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求債権等をいう。)を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条の四第二項の規定は、第四号施行日以後に保証等に係る求債権等(第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求債権等をいう。)を譲り受ける者について適用し、第四号施行日前に保

証等に係る求債権等(第三号新貸金業法第二十条の二第二項に規定する保証等に係る求債権等をいう。)を譲り受けた者については、なお従前の例による。

第二十四條 第四号新貸金業法第二十四条の五第一項の規定は、第四号施行日以後に受託弁済に係る求債権等(第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求債権等をいう。)を譲渡する場合について適用し、第四号施行日前に受託弁済に係る求債権等(第三号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求債権等をいう。)を譲渡した場合については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条の五第二項の規定は、第四号施行日以後に受託弁済に係る求債権等(第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求債権等をいう。)を譲り受ける者について適用し、第四号施行日前に受託弁済に係る求債権等(第三号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求債権等をいう。)を譲り受けた者については、なお従前の例による。

第二十五條 施行日から第四号施行日の前日まで間に締結した貸付けに係る契約(第三号新貸金業法第二十七条に規定する極度方式基本契約を除く。)及び当該契約に係る保証契約に基づく第三号新貸金業法第四十三条第一項及び第二項に規定する超過部分の支払並びに同条第三項に規定する支払については、なお従前の例による。

(利息制限法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六條 第四号施行日前に締結された利息の

契約、賠償額の予定の契約及び保証料の契約の効力については、なお従前の例による。ただし、第四号施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借(債権者が業として行うものに限る。次項において「営業的金銭消費貸借」という。)上の債務を主たる債務とする保証の保証料の契約が第四号施行日以後に締結された場合における利息の契約の効力に関する第五条の規定による改正後の利息制限法第九条第二項及び第三項の規定の適用については、この限りでない。

2 第四号施行日前に締結された営業的金銭消費貸借における利息の契約において利息とみなされるものの範囲については、なお従前の例による。

(第七条の規定による出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十七條 第四号施行日前にした金銭の貸借の媒介の契約に基づいて当該媒介を行う者がその媒介に関し第四号施行日以後に受ける金銭については、第七条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「新出資法」という。)第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第四号施行日前にした貸付けの契約に基づいて当該貸付けを行う者がその貸付け(当該貸付けが第四号施行日前に行われた場合に限る。)に関し第四号施行日以後に受ける金銭及び第四号施行日前に貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者がその受領又は要求に関し第四号施行日以後に受ける元本以外の金銭

については、新出資法第五条の四第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十八条 第四号施行日前にした保証の媒介の契約に基づいて当該媒介を行う者がその媒介に関し第四号施行日以後にする手数料の受領については、新出資法第四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 第四号施行日前にした保証料の契約に基づいて第四号施行日以後にする保証料の受領又はその支払の要求については、新出資法第五条の二の規定は、適用しない。

(組織的犯罪処罰法の適用に関する経過措置)

第二十九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合における同法の施行の日の前日までの間の組織的犯罪処罰法別表第四十七号の規定の適用については、同号中「貸金業の規制等に関する法律」とあるのは、「貸金業法」とする。

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)後である場合における第二号施行日から同法の施行の日又は第四号施行日のいずれか早い日の前日までの間の組織的犯罪処罰法別表第三十一号の規定の適用については、同号中「第五条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪又は同

法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)」とあるのは、「第五条第一項から第三項まで(高金利、業として行う高金利、業として行う著しい高金利)若しくは第八条第一項(高金利及び業として行う高金利の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)」とする。この場合においては、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百三十六号)附則第九条の規定は、適用しない。

3 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が第四号施行日後である場合における第四号施行日から同法の施行の日の前日までの間の組織的犯罪処罰法別表第三十一号の規定の適用については、同号中「第五条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)」とあるのは、「第五条第一項から第三項まで(高金利、業として行う高金利、業

として行う著しい高金利)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保証料がある場合の高金利)若しくは第八条第一項(高金利、業として行う高金利、高保証料及び保証料がある場合の高金利の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)」とする。この場合においては、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九条の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第三十条 内閣総理大臣は、この附則による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にした利息の契約に基づいてその施行後にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の受領又は要求その施行前に金銭の貸付

けを行う者が業としてした金銭の貸付けに係るものに限り、)に対する罰則の適用については、新出資法第五条第二項及び第八条第一項新出資法第五条第二項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(金融商品取引法の一部改正)

第三十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第一号ロ、第三十三条の五第一項第二号及び第三十五条第二項第三号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第五十九条の四第一項第二号中「貸金業の規制に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第三十四条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の一項を加える。

2 質屋については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第三項、第八条第二項及び第九条第一項第二号の規定は、適用しない。

第三十五条 質屋営業法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「二十九・二パーセント」を「二十パーセント」に、「百九・五パーセント」と、「二十九・二パーセント」とあるのは

「百九・八パーセント」と、「〇・〇八パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」を、「百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)」に、「同条第四項」を「同法第五条の四第一項」に改め、「貸付け」の下に「又は保証」を加え、「十五日」として利息を計算するを「十五日」として利息又は保証料の計算をするに改める。

第三十六条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八号第五号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第三十七条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同条第一号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

法に改め、「以下「貸金業規制法」という。」を削り、「貸金業規制法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同条第二号中「貸金業規制法第二十七条第二項から第四項まで及び第二十四条の二の規定を「貸金業法第十六条の二第一項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。及び第四項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。の規定)」に改める。

第三十八条 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二第三項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十六号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第四十条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十六号を次のように改める。

四十六 貸金業者の登録又は貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録		
(一) 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項(登録)の内閣総理大臣がする貸金業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
(二) 貸金業法第二十四条の二十五第二項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「又は同法第八条第一項」を、「同法第八条第一項の届出、同法第二十六条第二項の認可又は同法第三十三条第二項」に改める。

別表第三の三の項及び別表第五第三号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第四十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「同法第二十六条第二項の認可又は同法第三十三条第二項の届出」を「同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第四十三条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項、第十一項、第十五項及び第十六

項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の第四十一条の二及び第四十二条第一項」を「貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の九及び第二十四条の六の十第一項」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第四十五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第七章」を「第五章」に改める。

第四十六条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第六号を次のように改める。

六 次に掲げる債務について、債務者に対し、その履行を要求すること。

イ 金銭を目的とする消費貸借(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借(以下この号において単に「営業的金銭消費貸借」という。を除く。))上の債務であつて

同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によって利息

とみなされる金銭を含む。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの

ロ 営業的金銭消費貸借上の債務であつて利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息(同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。)若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの

ハ 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。)がされた場合における保証料(利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含む、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。)の支払の債務であつて当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの

(前条の規定による暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 前条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第九号に掲げる行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ず、なお従前の例による。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正)

第四十八条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「住宅金融専門会社」とは、主として住宅(住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。)の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者であつて、この法律の施行の際現に大蔵大臣が指定しているものをいう。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第四十九条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号及び第二百二条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第二百八十三条第三項中「名義書換代理人」を「権利者名簿管理人」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第五十条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号リ、第五条第七号ホ及び第十八条第六項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第五十一条 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十八条第五項を次のように改める。

5 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、当該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

一 金銭を目的とする消費貸借(利息制限法(昭和二十九年法律第五号)第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借(以下この項において単に「営業的金銭消費貸借」という。)を除く。)上の債務であつて、同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの

二 営業的金銭消費貸借上の債務であつて、利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息(同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。)若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの

三 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。)がされた場合における保証料(利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含む、主たる債務者が支払う

ものに限る。以下この号において同じ。)の支払の債務であつて、当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの

その上限額を超える保証料

(前条の規定による債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第一項に規定する特定金銭債権に係る債務について債権回収会社(同条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。)が第四号施行日前に行つた利息又はその債務の不履行による賠償額の支払の要求については、なお従前の例による。

2 第四号施行日前にした金銭を目的とする消費貸借における利息の契約又は賠償額の予定の契約に基づいて債権回収会社が第四号施行日以後に行う支払の要求については、前条の規定による改正後の債権管理回収業に関する特別措置法(次項において「新債権管理回収業法」という。)第十八条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第四号施行日前にした保証料の契約に基づいて第四号施行日以後にする保証料の支払の要求については、新債権管理回収業法第十八条第五項の規定は、適用しない。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第五十三条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条及び」の下に「第六条並びに」

を加え、「第五条第七項」を「第五条の四第四項」に改める。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の一部改正)

第五十四条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第十一條第一項第四号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第五十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「第五条第三項」を「第五条第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段」に改め、「(高金利受領等)」の下に「第五条の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

別表第二第十九号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

(調整規定)

第五十六条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、

組織的な犯罪処罰法別表第二第十九号の改正規定中「別表第二第十九号」とあるのは、「別表第二十九号」とする。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第五十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十九号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第五十八条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第二十條第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五十九条 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八号中「新貸金業規制法第四十二条の二」を「貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十二条」に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正) 第六十条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように

改正する。

第三十条(見出しを含む)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三條第四十項第一号ロ(5)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一百八十八條及び第一百八十九條を次のように改める。

第一百八十八條及び第一百八十九條 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第六十三条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業

の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)第六條第一項第五号及び第六号二中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第六十四条 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「次号イからラまで」を「次号イからムまで」に改め、同条第三号中ラをムとし、ツからナまでをネからラまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ 貸金業協会

第六十五条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「次号イからムまで」を「次号イからウまで」に改め、同条第三号中ムをウとし、ネからラまでをナからムまでとし、ツの次に次のように加える。

ネ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二條第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四條の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四條の二十五第二項に規定する登録講習機

関

(政府の責務)

第六十六条 政府は、多重債務問題(貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。以下同じ。)の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を

強化することにより、資金需要者が借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、資金需要者への資金の融通を図るための仕組みの充実、違法な貸金業を営む者に対する取締りの強化、貸金業者に対する処分その他の監督の状況の検証、この法律による改正後の規定の施行状況の検証その他多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(検討)

第六十七条 政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年六月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番四号行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三四五円